

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉

子育て未来応援プラン「あしお」



平成22年3月
芦屋市

はじめに

平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、本市では平成17年度から5年間を前期とする「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈前期〉」を策定し少子化対策、健全育成等の推進を行ってまいりました。このことにより出生数もやや上昇してまいりましたが、まだまだ少子化の流れは変わることなく、いじめや虐待、子どもを巻き込む犯罪の増加、経済情勢の悪化など、子どもを取り巻く環境は年々厳しくなっており、市民アンケートからもそれらへの施策が望まれている結果がうかがえます。



こうした社会情勢や市民ニーズに対応し、施策を総合的かつ計画的に推進していくため、これまで取り組んでまいりました前期行動計画の見直しを行い、平成22年度を始期とする後期計画を改めて策定するものです。

本計画におきましても基本理念は、「ともに育てよう、親子のきずな 地域のきずな」として、5つの視点と5つの目標を基に、親子と子どもを取り巻く地域を支えるための諸施策を引き続き推進してまいります。

今後の計画推進にあたりましては、行政だけでなく市民のみなさま、事業所、団体等の参画と協働による取り組みが必要不可欠となりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画策定におきましては、芦屋市次世代育成支援対策地域協議会、原案策定委員会をはじめ、多くの市民のみなさまや各委員会の方々にご協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

平成22年3月

芦屋市長 山中 健

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 少子化の動向	7
2 家庭や地域の状況	11
3 子育ての状況や行政・地域に期待すること	14
4 子育て支援サービスの提供と利用の動向	18

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	35
2 基本的な視点	36
3 基本目標	37
4 施策の体系	38
5 後期行動計画における重点化	40
6 特定事業の目標事業量	41

第4章 施策の推進方向

基本目標1 家庭における子育てへの支援	43
（1）多様な子育て支援サービスの充実	43
（2）子育て支援のネットワークづくり	49
（3）ひとり親家庭の自立支援の推進	53
（4）子育て家庭への経済的支援	55

基本目標2 母と子どもの健康の確保と増進	58
----------------------	----

【芦屋市健康増進・食育推進計画（抜粋編集） 別添 P91 参照】

- （1）食生活と健康
- （2）母と子どもの健康の確保
- （3）こどものこころのやすらかな発達の促進
- （4）思春期保健対策の充実
- （5）小児医療の充実

基本目標3 豊かな心・健やかな体を育む環境づくり	59
(1) 次代の親の育成	59
(2) 家庭の教育力の向上	61
(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	64
(4) 地域における子どもの居場所づくりの推進	67
(5) 子どもの人権が尊重される取組の推進	73
(6) 障害児施策の充実	76
【芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画・芦屋市第2期障害福祉計画(抜粋編集) 別添P115参照】	
(7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	77
基本目標4 仕事と子育ての両立の推進	79
(1) 保育サービス等の推進	79
(2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発	82
基本目標5 親子が安心して快適に暮らせる環境の整備	85
(1) 良好な居住環境の確保	85
(2) 子どもにやさしい環境の整備	86
(3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備	88
【別添】	
芦屋市健康増進・食育推進計画(抜粋編集)	91
芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画・芦屋市第2期障害福祉計画(抜粋編集)	115

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の強化	135
2 計画の進行管理	137

資料編

後期行動計画に新たに取り入れた事業	139
後期行動計画に移行しなかった事業	142
計画策定の経過	144
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>策定スキーム	146
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<前期>検証・中間	148
芦屋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱・参加団体名簿	150
芦屋市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱・参加団体名簿	152
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画評価委員会設置要綱・委員名簿	154
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画原案策定委員会設置要綱・委員名簿	157
芦屋市社会福祉審議会規則・委員名簿	160
芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部設置要綱	162

用語について

この計画においての「地域」とは、それぞれの人が暮らす場所及び活動する場所そのものや、その地域で暮らす住民、地域社会において参加、活動する住民(団体等を含む)を指しています。

図表について

- (1) 子育て支援に関する市民アンケート調査及び構成比率をあらわす図表は、小数点以下第2位を四捨五入していますので、内訳の合計が100%とならない場合があります。
- (2) 子育て支援に関する市民アンケート調査で複数回答が可能な設問の場合、内訳の合計が100%とならない場合があります。
- (3) (1)を除く図表については、資料元の数値をそのまま引用しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定、平成11年12月に「少子化対策推進基本方針」、「新エンゼルプラン」等、様々な対策を実施してきました。

平成14年9月には、「子育てと仕事の両立支援」を中心とした従来の取り組みに「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」を4つの柱として、「少子化対策プラスワン」が示され、これを踏まえ少子化対策推進関係閣僚会議において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が示されました。さらに、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」、続いて「児童福祉法」が改正され、今後10年間における集中的な取り組みが全国一斉に進められることとなり、本市においても、平成17年3月に、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈前期〉」（以下、前期行動計画という）を策定しました。

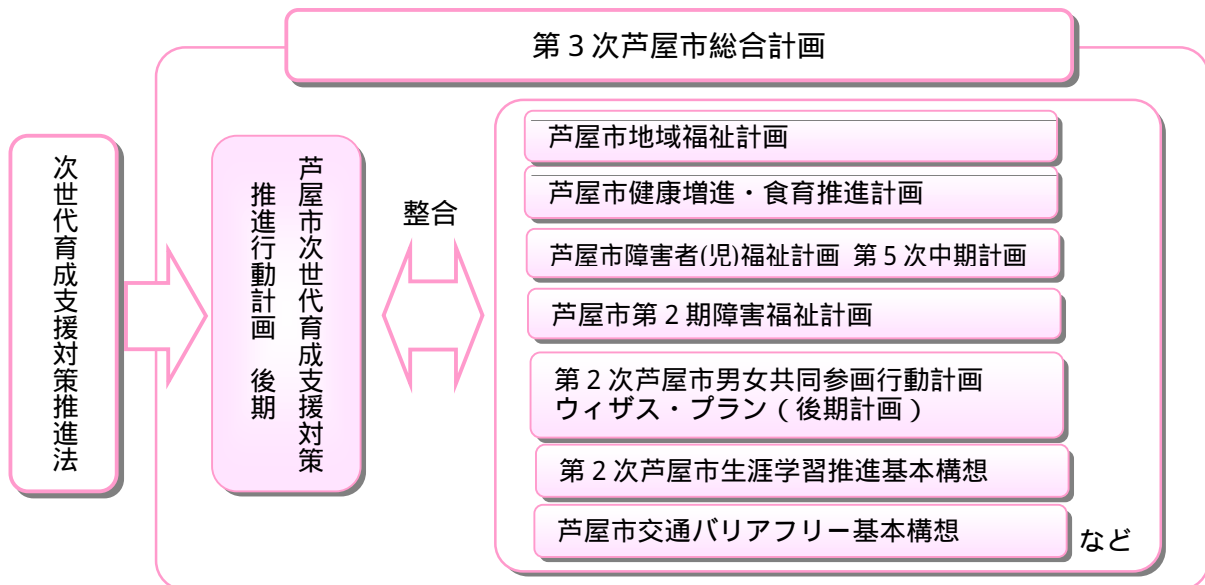
その後、国においては、現状のままでは一層少子高齢化が進行するものとし、平成19年12月に、「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしました。さらに、平成20年2月には、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在働いていない若い子どもがいる母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取り組みを示しました。

こうした状況の中、本市においても前期行動計画の策定以降、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。これら社会情勢の変化に対応し、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成21年度の目標達成年度到達にあたり、これまで取り組んできた前期行動計画の見直しを行い、平成22年度を始期として「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」（以下、後期行動計画という）を改めて策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。国より示された「行動計画策定指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、第3次芦屋市総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。なお、本計画の構成として欠くことのできない「母と子どもの健康の確保と増進」、「障害児施策の充実」については、既に策定した「芦屋市健康増進・食育推進計画」、「芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画」、「芦屋市第2期障害福祉計画」に包括しており、それぞれの計画により施策を推進していくものとして、本計画の本文から除き、別添として計画の抜粋を添付しています。



3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、自治体は平成17年度から5年を1期とした行動計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、2回目に策定される行動計画(後期計画)であり、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
第3次総合計画(初年度 H13年度)									
前期行動計画						第4次総合計画(最終年度 H32年度)			
				見直し	後期行動計画				

4 計画の策定体制

(1) 市民アンケート調査の実施

次世代育成支援対策に関する基礎資料を得るため、「子育て支援に関する市民アンケート調査」(以下、アンケート調査という)を実施し、子育ての実態や意見・要望の把握を行いました。

調査対象

市内の乳幼児(0~5歳)の保護者から890人、小学生(1~6年生)の保護者から770人、中学生(1~3年生)の保護者から340人、合計2,000人を無作為に抽出

調査期間・方法

平成20年12月8日~平成20年12月26日 郵便による配布、回収

回収状況

	配布数	回収数	回収率
乳幼児(0~5歳)	890	581	65.3%
小学生(1~6年生)	770	466	60.5%
中学生(1~3年生)	340	185	54.4%
合計	2,000	1,232	61.6%

(2) 「芦屋市次世代育成支援対策地域協議会」の開催

アンケート調査では把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、地域の関係団体、行政関係機関等30団体の関係者で構成する「芦屋市次世代育成支援対策地域協議会」を開催し、グループワークを通じて現在抱えている課題や問題点・要望等について意見交換を行いました。

(3) 「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画原案策定委員会」の設置

市民等の幅広い意見を反映し、本市に応じた計画を策定するため、公募による市民、学識経験者、地域協議会代表者等12名で構成する「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画原案策定委員会」を設置し、審議を重ね、計画策定に関する意見、提言をいただきました。

(4) その他意見の聴取（パブリックコメントの実施）

平成21年12月11日から平成22年1月10日まで、後期行動計画の中間まとめを市民に公表し、広く意見を求めました。また、後期行動計画の愛称も募集しました。

(5) 行政機関の計画策定体制の整備

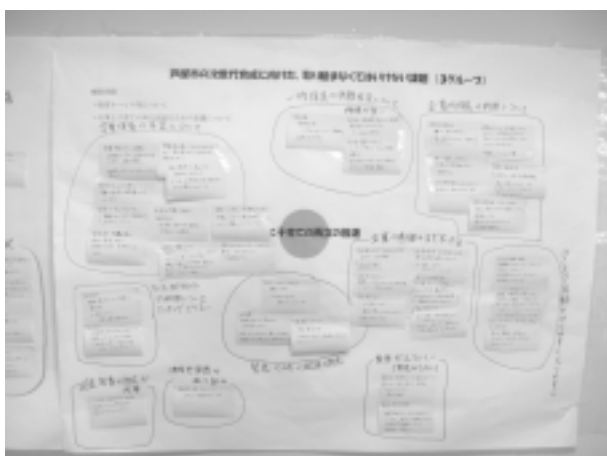
次世代育成支援対策の総合的、効果的な推進を図るため、市長を本部長、副市長を副本部長とし、関係部長で構成する「芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部」、保健福祉部長を委員長に関係課長で構成する「芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部幹事会」を開催するとともに、関係各課の実務担当者との協力・連携を図りながら、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。



地域協議会 全体会の模様



地域協議会 ワークショップの模様

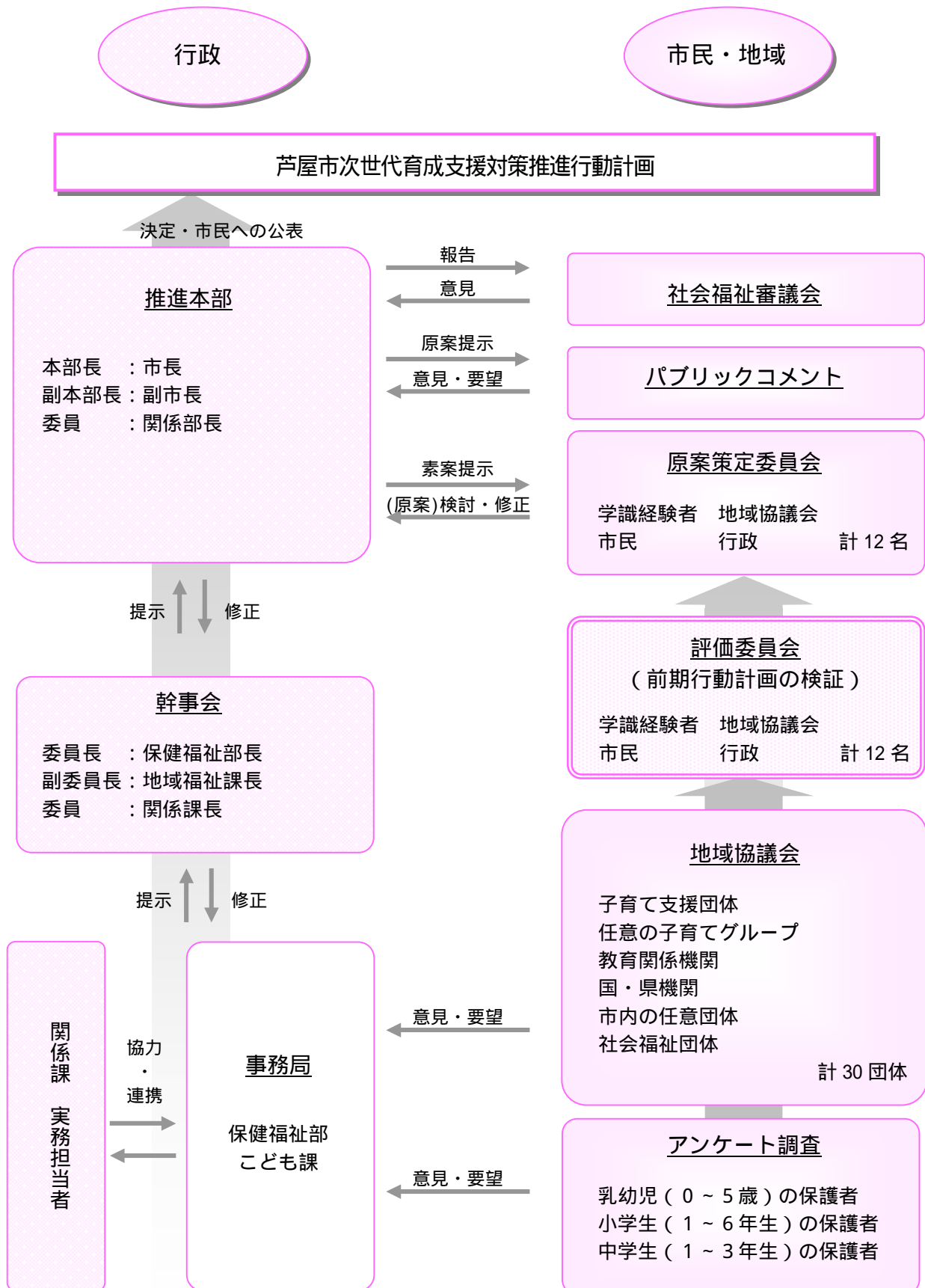


地域協議会 グループワーキング（KJ法）



原案策定委員会の模様

後期行動計画の策定体制





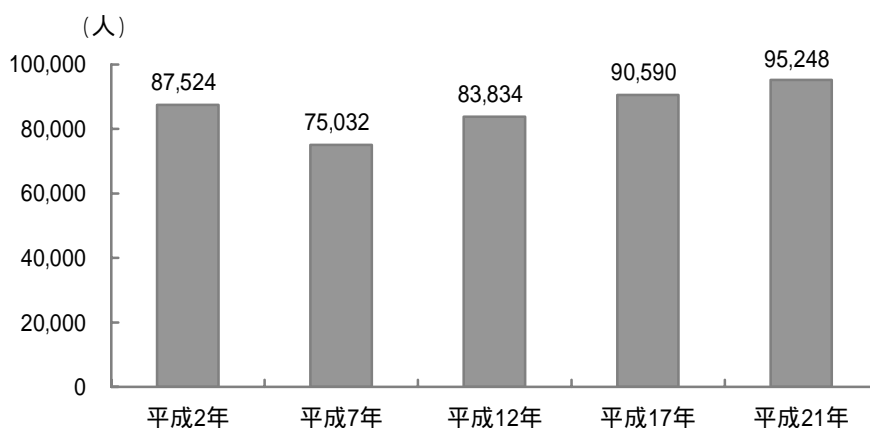
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 少子化の動向

(1) 人口の動向

総人口は、平成7年には阪神・淡路大震災により大幅に減少しました。しかし、震災後の復興や南芦屋浜を中心とした開発が進み、平成17年10月現在では90,590人と震災以前（平成2年）の人口から増加に転じ、一挙に増大しましたが、近年は落ち着きつつあり、若干の増加となってきています。

図表 総人口の推移



資料：平成2年～平成17年は国勢調査（各年10月1日現在）
平成21年は住民基本台帳及び外国人登録人口合計（10月1日現在）

図表 人口異動状況

単位：人

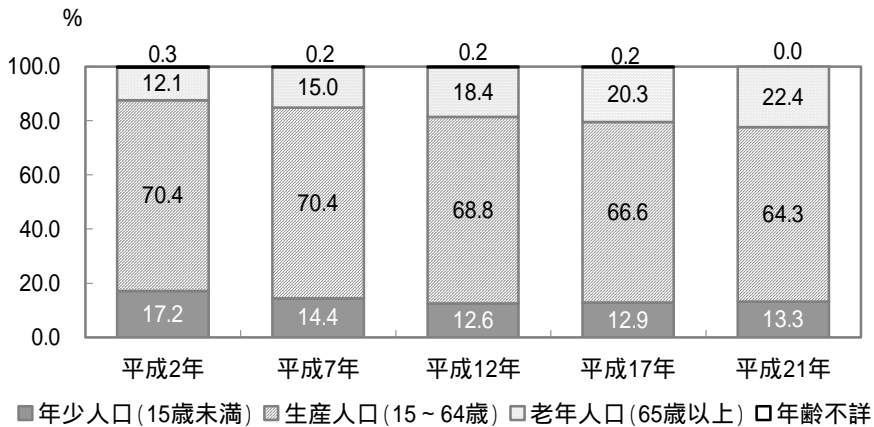
	出生・死亡			転入・転出			純増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成16年度	830	679	151	6,372	6,201	171	322
平成17年度	799	718	81	6,673	5,961	712	793
平成18年度	874	684	190	6,340	6,999	659	469
平成19年度	894	783	111	6,418	5,811	607	718
平成20年度	824	692	132	6,082	5,460	622	754

資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）

年齢3区分別に人口の推移の人口比率をみると、年少人口（15歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加傾向を示しています。

ここ数年は、手頃な価格のマンションも建設され、若い世代が住みやすい住宅が増え、若年層の転入も見られますが、依然、少子高齢化が進行しています。

図表 年齢3区分別人口の推移

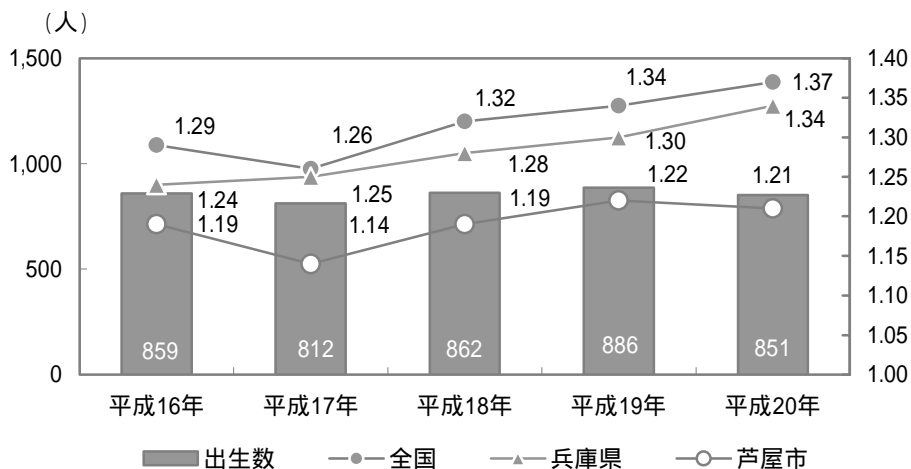


資料：平成2年～平成17年は国勢調査（各年10月1日現在）
平成21年は住民基本台帳及び外国人登録人口合計（10月1日現在）

（2）出生の動向

出生数は、平成18年以降年間850人を超えて推移しています。1人の女性が一生に生む子どもの数を示す合計特殊出生率の推移は、平成17年（1.14）から平成19年（1.22）にかけて増加傾向にあり、平成20年では若干減少したものの1.21まで上昇してきています。

図表 出生数と合計特殊出生率の推移



< 合計特殊出生率 >

資料：平成17年は、国勢調査（10月1日現在）。その他の年は、県資料の人口動態統計及び住民基本台帳（それぞれ10月1日現在）を基に芦屋市（こども課）独自で算出を行った。

(3) 婚姻の動向

20～30代男女の平成7年から平成17年までの婚姻状況を見ると、20代後半から30代にかけて未婚率が上昇する傾向が見られますが、男性よりも女性に顕著に現れています。兵庫県、全国と比較すると、20～30代の女性は、兵庫県、全国を上回る値を示しており、特に女性の未婚率の上昇や晩婚化がうかがえます。

婚姻件数は、ここ数年は500～600件程度で推移しており、平成17年をピークに減少傾向にあります。また、離婚件数は、100～200件程度で推移し、平成19年で離婚届出件数195件となっており、平成15年の前期計画策定時よりは、減少しているものの10年前の平成9年（159件）に比べると約1.2倍増となっています。

図表 未婚率の推移 単位：%

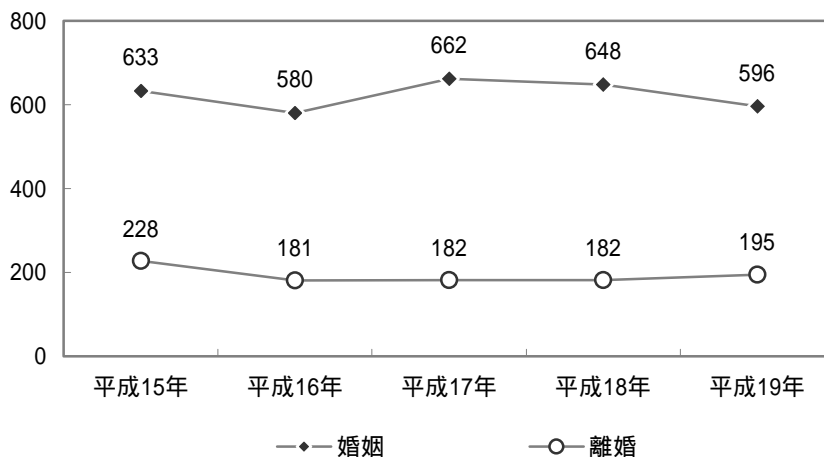
	20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成7年	95.3	93.6	71.8	58.7	35.2	25.5	15.6	14.4
平成12年	95.8	92.8	68.1	59.5	36.8	31.0	19.7	18.7
平成17年	96.8	94.8	73.8	66.6	38.3	33.7	20.3	21.3

図表 未婚率（平成17年）の全国・兵庫県との比較 単位：%

	20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
芦屋市	96.8	94.8	73.8	66.6	38.3	33.7	20.3	21.3
兵庫県	93.5	90.0	70.0	59.7	43.2	31.0	26.3	18.2
全国	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4

資料：上下とも国勢調査（各年10月1日現在）

図表 婚姻・離婚届出数の推移 (件)

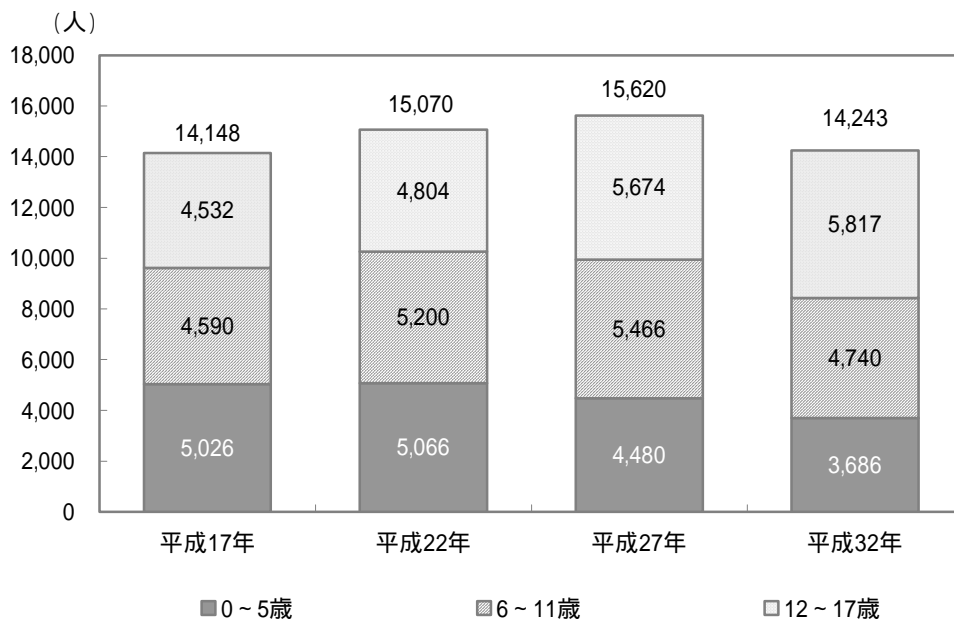


資料：芦屋市統計書（各年3月末現在）

(4) 児童数の将来予測

ここ数年の住宅環境の変化により、引き続き若年世帯の増加も見込まれることから、平成27年までは、児童数(18歳未満)も微増傾向が続くものと予測されます。また、その内訳として0~5歳の児童数は、平成22年以降減少傾向となると予測されます。

図表 児童数(18歳未満)の将来予測



資料：平成17年は国勢調査(10月1日現在)
平成22年以降は推計児童数として算出

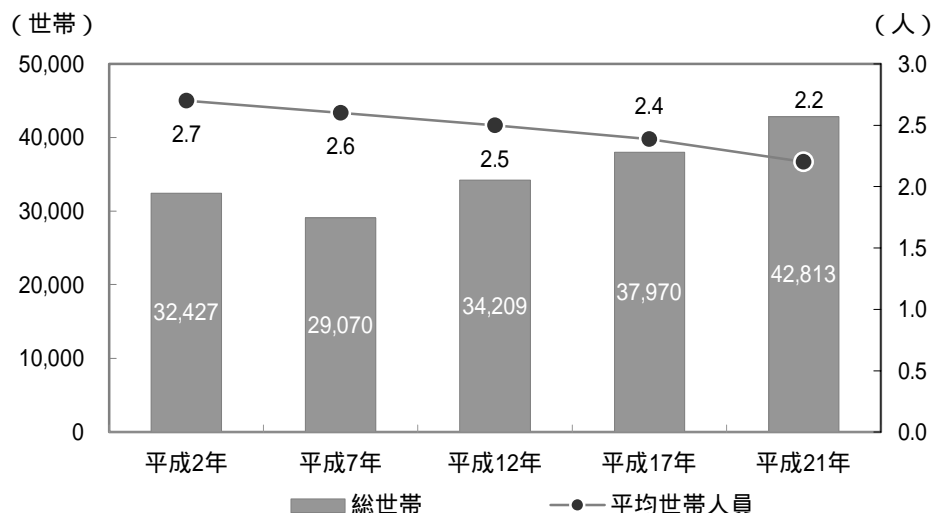
2 家庭や地域の状況

(1) 世帯の動向

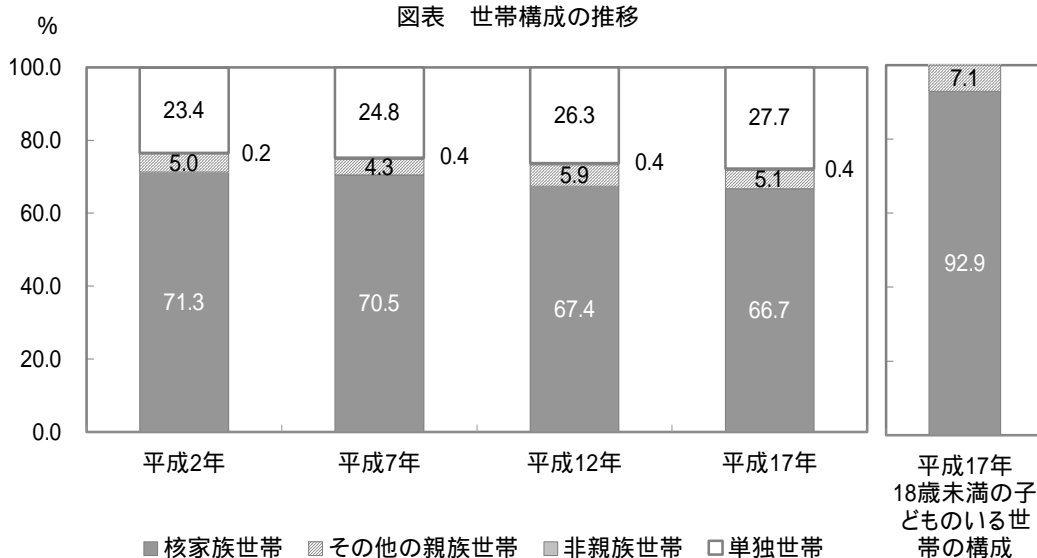
総世帯数は、阪神・淡路大震災の影響から平成7年に30,000世帯以下となりましたが、その後は震災後の復興や南芦屋浜を中心とした開発が進んだこと等から増加しており、平成21年で42,813世帯となっています。しかし、1世帯あたりに占める平均世帯人員は、減少の一途をたどっており、平成21年で2.2人となっています。

世帯構成を見ると、核家族世帯（2世代家族）が大部分を占めていますが、単独世帯の割合が増加しているため、今後も世帯規模が縮小する傾向が見られます。また、18歳未満の子どもがいる世帯においては、平成17年で90%以上が核家族世帯となっています。

図表 総世帯数と平均世帯人員の推移



図表 世帯構成の推移



資料：上下とも平成2年～平成17年は国勢調査（各年10月1日現在）
平成21年は住民基本台帳及び外国人登録から算出（10月1日現在）

(2) 産業・就業の動向

産業別就業人口を見ると、事業所数、従業員数ともに平成16年で減少しているものの、平成18年には5年前の平成13年の値を上回っています。

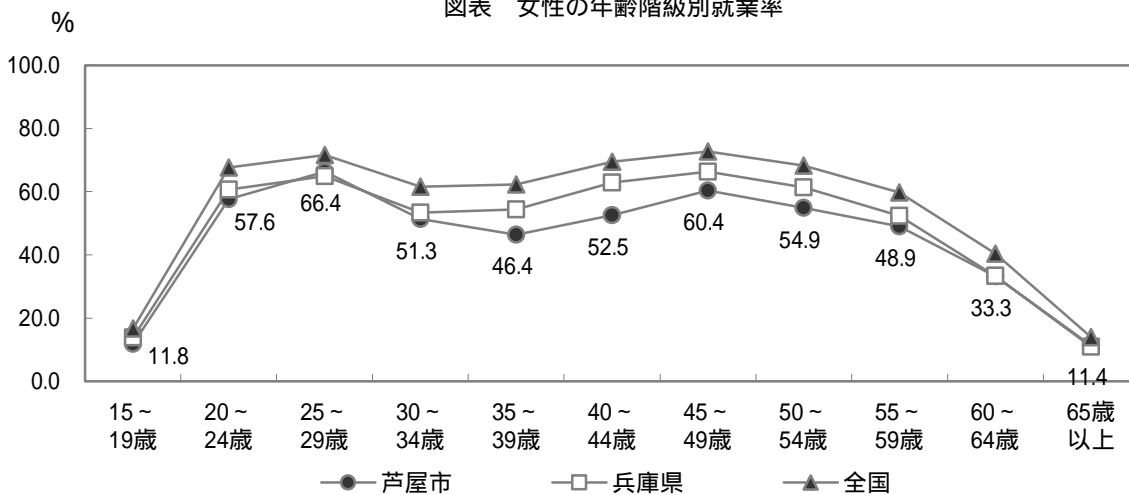
女性の年齢階級別就業率をみると、一般的に結婚や出産、育児の時期が集中すると思われる20歳代後半から30歳代前半にかけて就業率が落ち込み、その後回復が見られますが、本市ではその回復が遅い状況となっています。

図表 産業別事業所数と従業員数の推移

	事業所数			従業員数		
	平成13年	平成16年	平成18年	平成13年	平成16年	平成18年
総数	2,581	2,342	2,658	20,671	17,395	21,988
第1次産業	1	1	4	10	8	17
第2次産業	161	143	147	1,150	1,131	1,190
第3次産業	2,419	2,198	2,507	19,511	16,256	20,781

資料：事業所統計調査（各年10月1日現在）

図表 女性の年齢階級別就業率



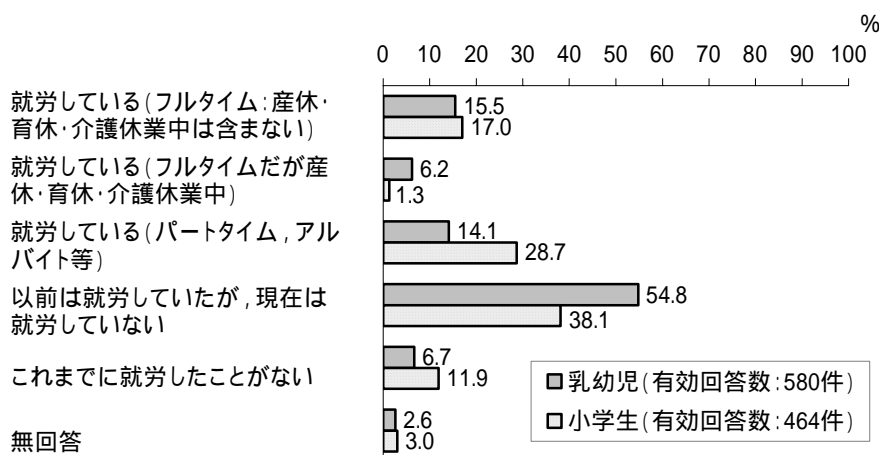
資料：国勢調査（平成17年10月1日現在）

(3) 子どものいる世帯(乳幼児・小学生)の母親の就労状況

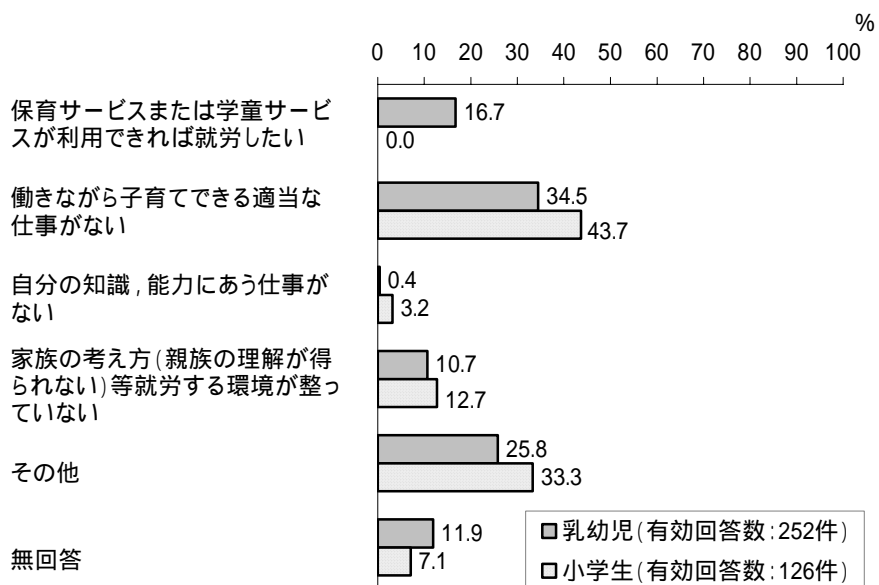
乳幼児の母親の61.5%，小学生の母親の50.0%が現在就労していない状況です。

就労希望がありながら現在就労していない理由として、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」と答えた方が、乳幼児の母親では34.5%，小学生では43.7%と最も高く、短時間労働やフレックス制など子育てしながら働きやすい就労の場の確保が困難であることがうかがえます。

図表 現在の就労状況(単数回答)



図表 就労希望がありながら、現在働いていない理由(単数回答)



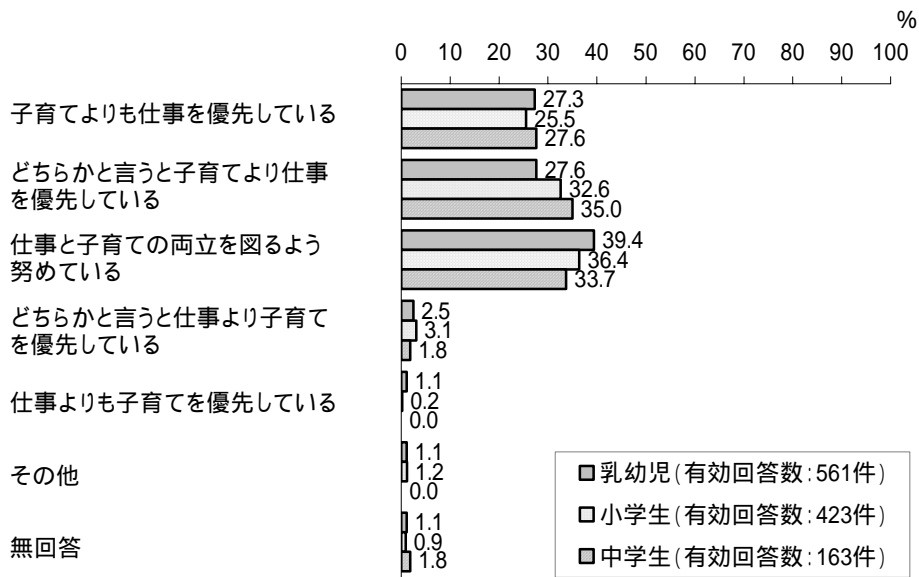
資料：上下とも子育て支援に関する市民アンケート調査

3 子育ての状況や行政・地域に期待すること

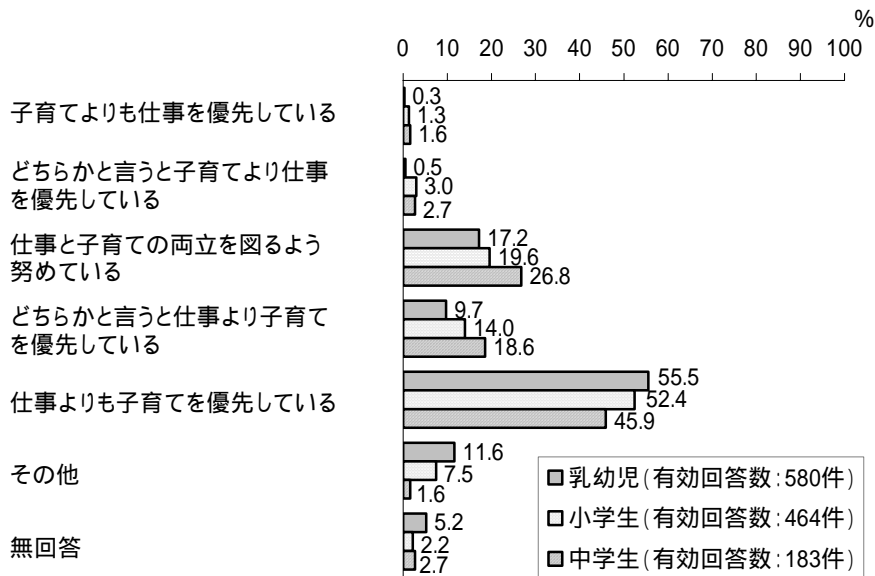
(1) 子育ての状況について

乳幼児，小学生，中学生と子どもの年齢が上がるにつれて，父親は仕事を優先する割合が高くなっています。一方で，母親は子どもの年齢が上がっても子育てを優先する割合が高く，常に子育てに力を注いでおり，子育ての中心は母親であることが示されています。

図表 父親の子育ての状況（単数回答）



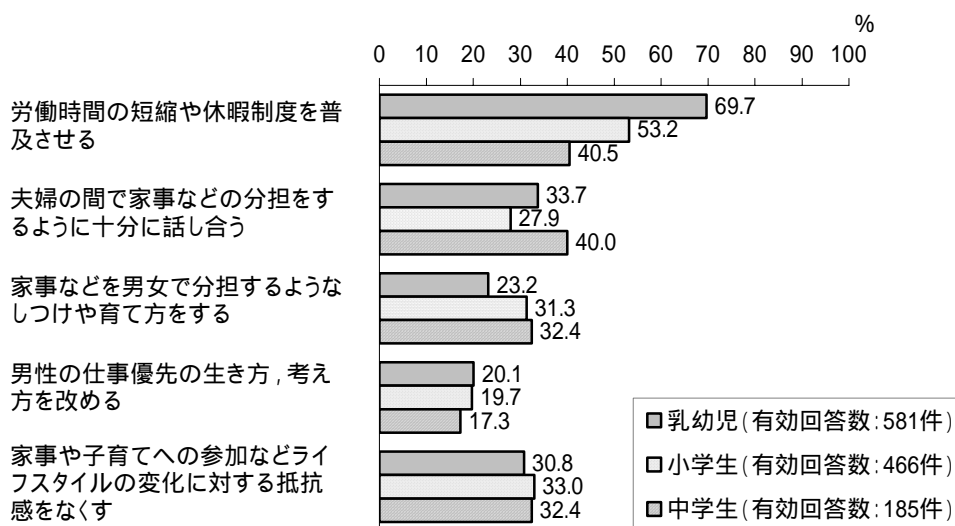
図表 母親の子育ての状況（単数回答）



資料：上下とも子育て支援に関する市民アンケート調査

また、男性が家事や子育て等に積極的に参加するために必要なこととして「労働時間の短縮や休暇制度を普及させる」、「家事や子育てへの参加などライフスタイルの変化に対する抵抗感をなくす」が高い割合を占めており、制度面及び社会通念として男性も子育てに参加しやすい状況をつくることが求められています。

図表 男性が家事や子育て等に積極的に参加するために必要なこと（複数回答）【抜粋】

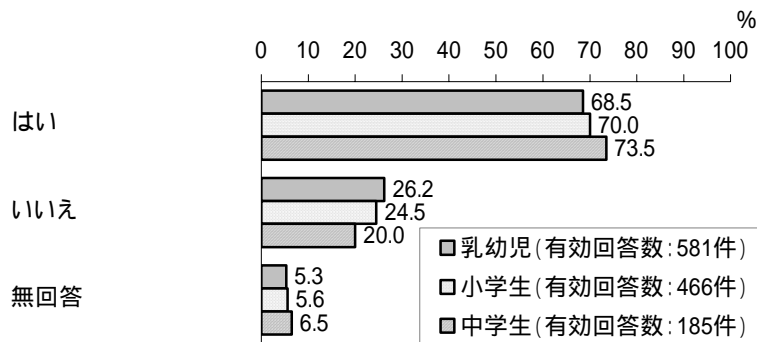


資料：子育て支援に関する市民アンケート調査

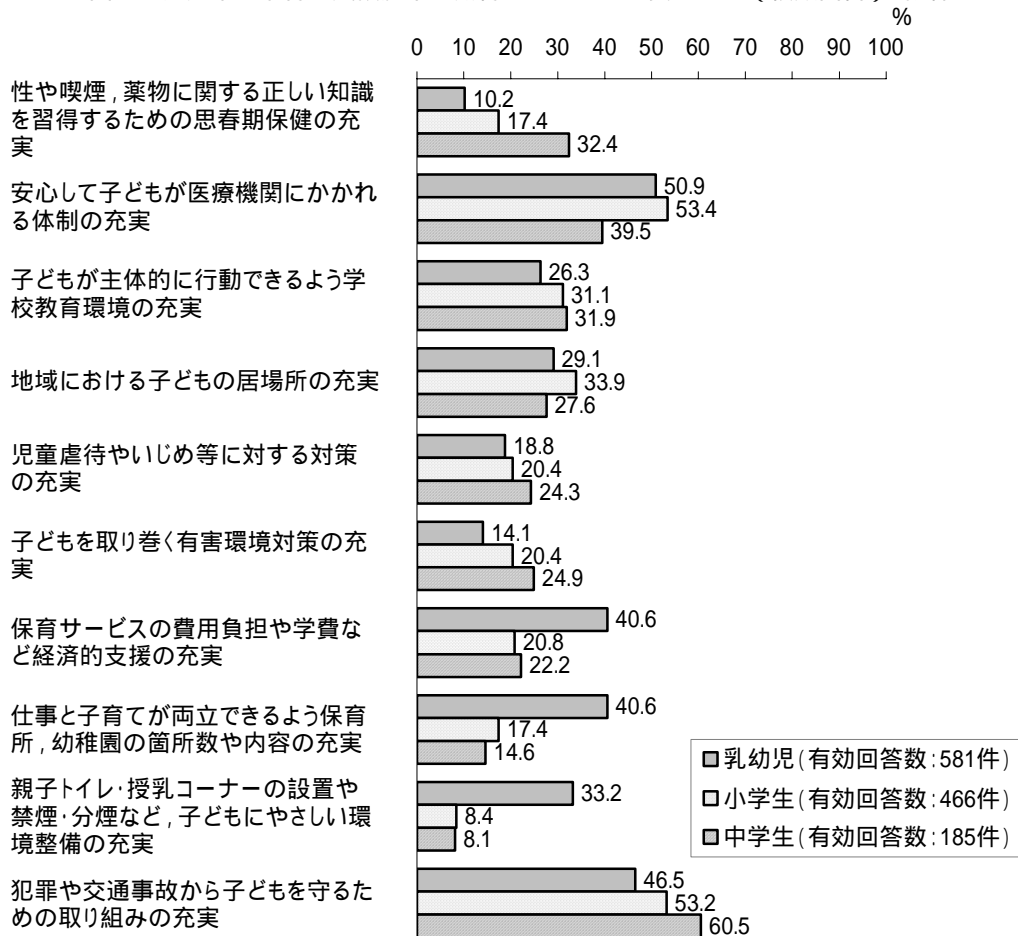
(2) 行政に期待すること

「芦屋市は子育てしやすいまちである」と答えた方は、乳幼児で68.5%、小学生で70.0%、中学生で73.5%でした。その一方、芦屋市の子育て支援施策に期待すること・重要なこととして「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」、「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」をはじめ、様々な取り組みに対し多くの要望があり、今後も各分野での施策の充実が求められています。

図表 芦屋市は子育てしやすいまちかどうか（単数回答）



図表 芦屋市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと（複数回答）【抜粋】

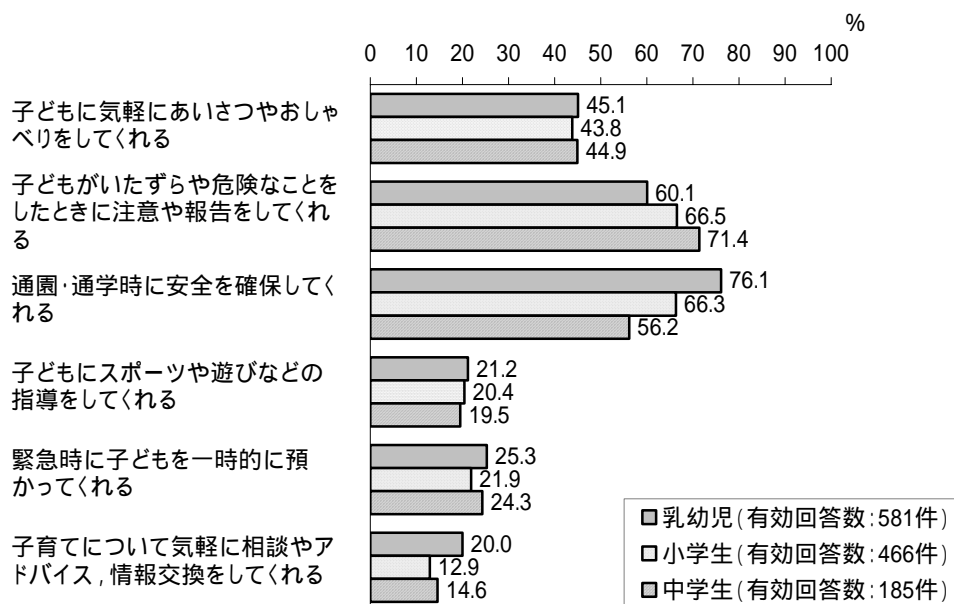


資料：上下とも子育て支援に関する市民アンケート調査

(3) 地域に期待すること

子育てや子どもへの地域の関わりに期待することとして、「通園・通学時に安全を確保してくれる」、「子どもがいたずらや危険なことをしたときに注意や報告をしてくれる」、「子どもに気軽に挨拶やおしゃべりをしてくれる」が高い割合を占めており、地域全体に見守られながら子育てをすることが望まれています。

図表 子育てや子どもへの地域の関わりに期待すること（複数回答）【抜粋】



資料：子育て支援に関する市民アンケート調査

4 子育て支援サービスの提供と利用の動向

(1) 保育サービスの提供状況とニーズ動向

認可保育所の状況

入所児童数を年齢別に見ると、5年前と比較して0～5歳のすべての年代の児童数が増加しています。

認可保育所は、市内に公立6か所、私立5か所の計11か所となっています。入所児童数は、平成20年度では800人を超え、入所率も106.6%となっています。待機児童数も急速に伸びており、平成17年度及び19年度にあわせて2園開設しているものの、平成21年4月1日現在では186人となっています。

図表 認可保育所の定員数と入所児童数の推移

		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数	定員数	入所児童数
公立	打出保育所	90	90.2	90	95.7	90	88.4	90	84.0	90	91.0
	大東保育所	60	65.3	60	64.5	60	61.9	60	63.7	60	65.5
	精道保育所	90	93.0	90	96.9	90	96.2	90	93.5	90	94.5
	岩園保育所	60	63.6	60	63.5	60	63.2	60	59.7	60	61.5
	緑保育所	80	81.9	80	84.5	80	78.0	80	79.1	80	85.1
	新浜保育所	100	101.7	100	102.0	100	98.3	100	98.0	100	97.6
	小計	480	495.9	480	507.3	480	486.1	480	478.4	480	495.3
私立	芦屋こばと保育園	30	35.8	30	35.2	30	34.4	30	34.4	30	34.0
	さくら保育園	45	46.4	45	49.8	45	49.4	45	50.9	45	51.8
	あゆみ保育園	21	21.7	21	22.5	21	20.5	21	21.0	21	23.9
	浜風夢保育園	-	-	60	14.0	60	51.3	60	53.0	60	58.9
	山手夢保育園	-	-	-	-	-	-	120	117.7	120	141.7
	小計	96	104.0	156	121.6	156	155.6	276	277.1	276	310.4
合計		576	599.9	636	628.9	636	641.7	756	755.5	756	805.7
他市委託		-	25.7	-	26.4	-	27.5	-	22.4	-	20.0
総合計		-	625.6	-	655.4	-	669.3	-	778.0	-	825.8
入所率		104.1%		98.9%		100.9%		99.9%		106.6%	

* 入所児童数は月平均（小数点2位以下切捨て）

* 合計欄は端数処理していない

資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）

図表 認可保育所の年齢別入所児童数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
0歳	52.5	57.0	59.3	66.7	73.2
1歳	93.4	97.0	98.1	130.3	127.4
2歳	107.8	114.6	112.9	134.2	138.5
3歳	122.5	122.2	136.5	142.2	163.1
4歳	128.7	124.5	136.8	155.5	157.9
5歳	120.5	140.0	125.5	148.9	165.5

* 入所児童数は月平均（小数点2位以下切捨て）

* 他市委託を含む

資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）

図表 認可保育所の待機児童数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
0歳	5	8	8	3	6	20
1歳	16	29	44	28	38	78
2歳	11	17	32	18	29	37
3歳	23	24	19	15	22	39
4歳	9	22	7	2	6	9
5歳	0	3	4	0	0	3
合計	64	103	114	66	101	186

資料：こども課（各年度4月1日現在）

特別保育事業等の実施状況を見ると、0歳児を受け入れる乳児保育は公立3か所、私立4か所すべてで実施しており、産後3か月から受け入れを行っています。また、通常保育時間終了後の18時から19時にかけて延長保育を全保育所で実施しており、利用延児童数は増加傾向にあります。統合保育（障がい児保育）も全保育所で実施しています。不定期な就労や緊急時等に一時的に保育を必要とする児童を受け入れる一時保育は4か所で実施しています。

その他に公立保育所では、地域交流事業として、乳幼児とその保護者を対象に園庭開放や体験保育、子育て広場を行っており、親子がふれあえる場として参加者も増加しています。また、年に1回、市内の全乳幼児を対象としたこどもフェスティバル開催に参画しています。

図表 特別保育事業等の実施状況

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳児保育	実施か所数	6	6	6	7	7
	利用延児童数	631	684	712	801	879
延長保育	実施か所数	9	10	10	11	11
	利用延児童数	10,647	13,375	17,600	23,030	24,326
統合（障がい児）保育	実施か所数	9	10	10	11	11
	利用延児童数	15	10	12	14	15
一時保育	実施か所数	1	2	2	4	4
	利用延児童数	1,844	2,481	3,672	7,322	7,857

資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）

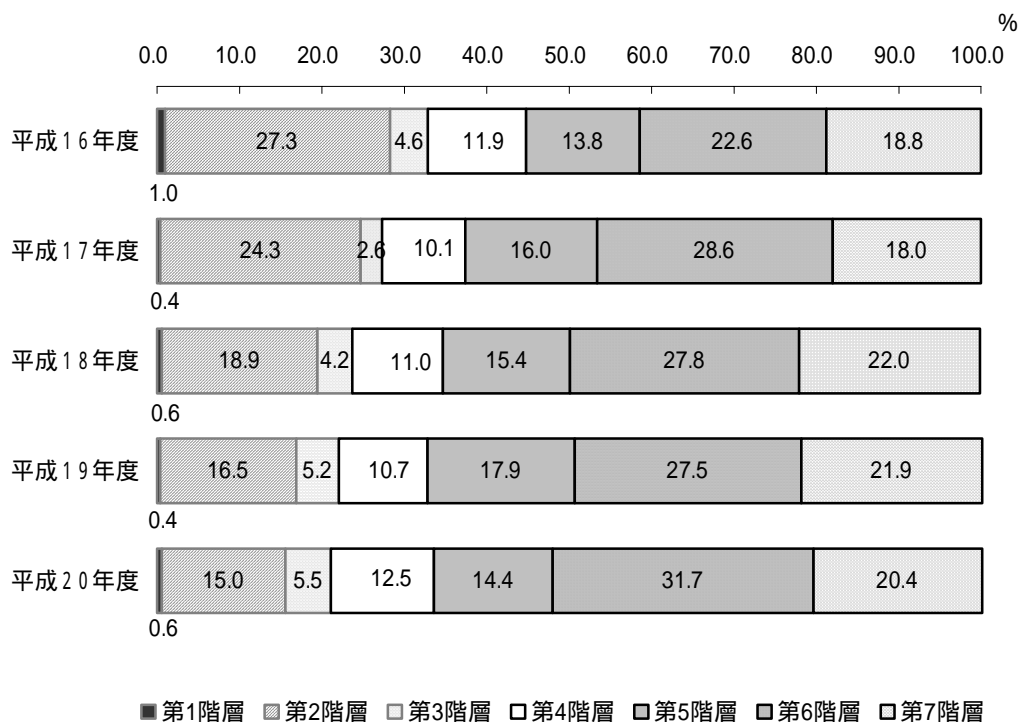
図表 公立保育所における実施状況

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
園庭開放	実施か所数	6	6	6	6	6
	実施回数	252	240	221	195	236
	参加延人数	3,290	3,066	2,661	2,864	1,991
体験保育	実施か所数	6	6	6	6	6
	参加延人数	125	192	150	138	120
子育て 広場	実施か所数	4	4	3	3	1
	実施回数	15	12	9	9	3
	参加延人数	90	82	56	22	14
保育(こども)フェスティバル(回)		1	1	1	1	1

* 保育フェスティバルは平成18年度からこどもフェスティバルに変更

資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）

図表 保育料における階層別年間入所児童割合の推移（国基準）



資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）

その他の保育サービスの状況

保護者の疾病，出産，親族の介護，仕事での出張等，家庭における養育が一時的に困難な場合には，児童養護施設等で子どもを預かるショートステイサービスは，平成18年度以降市外の施設6か所に委託して実施していますが，利用者が少ない状況が続いています。

また，夜間保育，休日保育は，現在未実施です。アンケート調査によると，夜間保育について，20時以降の利用希望の割合は3.5%となっています。また，休日保育については，「利用希望はない」の割合が76.6%となっています。

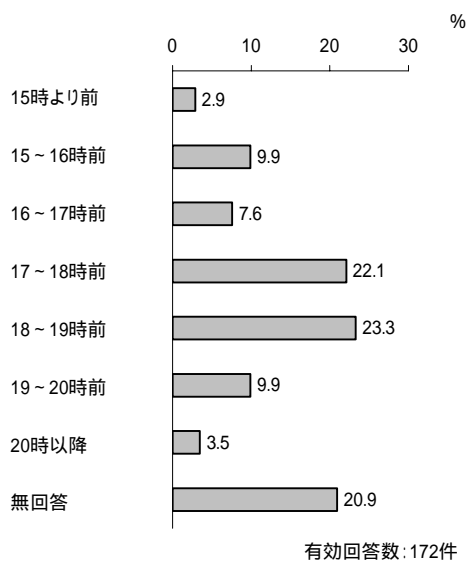
図表 ショートステイサービスの実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数	5	5	6	6	6
利用者数	3	0	2	5	1

資料：こども課（各年度3月末現在）

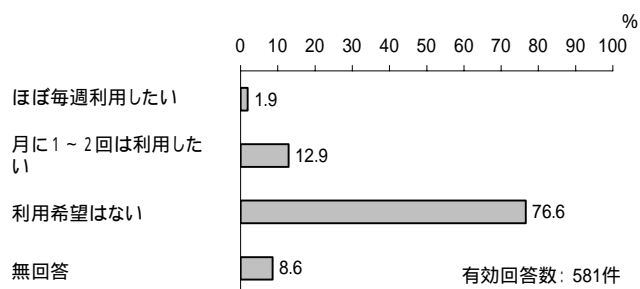
図表 認可保育所・園の希望利用時間

【終了時間】(乳幼児)(実数回答)



図表 日曜日・祝日の利用希望（乳幼児）

(単数回答)



資料：左右とも子育て支援に関する市民アンケート調査

認可外保育サービスの状況

認可外保育施設は，平成21年4月1日時点で10か所あります。

図表 認可外保育施設の状況

平成21年4月1日現在兵庫県が把握している施設
10か所

資料：兵庫県

留守家庭児童会（学童保育）の状況

留守家庭児童会は、各小学校区に1か所設置されており、合計で8か所となっています。利用児童数は増加しており、学級によっては年間平均利用者数が定員数を上回っている所もあります。

アンケート調査によると、利用者の要望では、「学年の延長」(33.0%)、「時間の延長」(20.8%)、「費用負担の軽減」(19.5%)等があがっています。

留守家庭児童会を今後利用したい理由としては、小学生では、「そのうち就労したいと考えている」の割合が38.1%で、また土曜日の利用意向は、小学生では、「ある」の割合が33.3%となっています。

図表 留守家庭児童会の状況

学級名 (小学校名)	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	定員数	年間平均利用者数	定員数	年間平均利用者数	定員数	年間平均利用者数	定員数	年間平均利用者数	定員数	年間平均利用者数
ひまわり学級 (精道)	45	40	45	40	45	40	45	45	45	48
なかよし学級 (宮川)	45	43	45	46	45	45	45	51	85	72
わんぱく学級 (山手)	45	19	45	22	45	46	45	34	45	42
すぎのこ学級 (岩園)	45	37	45	44	45	27	45	41	45	39
やまのこ学級 (朝日ヶ丘)	30	28	30	27	30	29	30	31	30	36
しおかぜ学級 (潮見)	45	38	45	48	45	46	45	33	45	42
はまゆう学級 (打出浜)	45	37	45	34	45	37	45	41	45	39
らいおん学級 (浜風)	45	30	45	25	45	24	45	24	45	29
合計	345	272	345	286	345	294	345	300	385	347

資料：スポーツ・青少年課（各年度3月末現在）

ファミリー・サポート・センター事業の状況

子育ての援助を「依頼したい人」と「協力したい人」が会員となり、会員同士で援助し合うファミリー・サポート・センター事業を平成15年度より実施しています。会員数は初年度で400人近くありましたが、20年度で1,000人近くになり、依頼会員、協力会員ともに大きく増加しています。また、その活動内容（利用理由）をみると、「保育施設の保育開始時間や保育終了後の子どもの預かり」、「留守家庭児童会（学童保育）終了後の子どもの預かり」が多く、子育てしながら働く親を支援するサービスとして重要な役割を担っていることがわかります。

図表 ファミリー・サポート・センター事業の会員数と活動状況

依頼会員	協力会員	両方会員	合計
757	173	61	991

	活動内容	件数
1	保育施設の保育開始時間や保育終了後の子どもの預かり	1,395
2	保育施設までの送迎	182
3	留守家庭児童会（学童保育）終了後の子どもの預かり	809
4	学校の放課後の子どもの預かり	238
5	冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	10
6	買い物等外出の際の子どもの預かり	326
7	上記以外の活動内容	
	・子どもの習い事等の場合の援助	487
	・保護者等の短時間、臨時的就労の場合の援助	41
	・保護者等の病気、その他急用の場合の援助	165
	・保育所、学校等 休み時の援助	128
	・保育所等施設入所前の援助	187
	・その他	466
合 計		4,434

資料：こども課（平成21年3月末現在）

(2) 学校園の状況とニーズ動向

幼稚園の状況

幼稚園は、公立が9か所、私立が4か所の計13か所となっています。公立では2年保育、私立では3年保育を実施しています。児童数は年々増加していましたが、平成18年度をピークに、平成19、20年度は減少傾向にあり、特に精道幼稚園、宮川幼稚園、岩園幼稚園が顕著になっています。

アンケート調査によると、利用者の要望で最も高くなっているものとしては、1週間あたりの利用希望日数について、「5日」の割合が74.5%、1日の利用希望時間について、「6～7時間未満」の割合が17.3%、終了時間については、「15～16時前」の割合が24.5%となっています。

図表 幼稚園の入園児童数の推移

		認可 定員	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公立	精道幼稚園	280	82	75	93	91	83
	宮川幼稚園	280	191	197	199	173	155
	岩園幼稚園	175	94	96	104	92	89
	小槌幼稚園	245	90	105	103	101	115
	朝日ヶ丘幼稚園	280	80	75	76	73	76
	西山幼稚園	210	98	80	90	95	100
	伊勢幼稚園	280	107	122	97	92	102
	潮見幼稚園	245	77	90	106	100	100
	浜風幼稚園	245	69	72	75	72	78
私立	芦屋大学附属幼稚園	170	208	190	179	179	177
	愛光幼稚園	100	62	62	71	68	74
	甲陽幼稚園	80	78	78	77	75	76
	芦屋みどり幼稚園	160	166	167	171	173	164
(再掲)	3歳		150	161	163	153	157
	4歳		583	646	615	635	590
	5歳		669	602	663	596	642
合計		2,750	1,402	1,409	1,441	1,384	1,389

資料：管理課（教育委員会）（各年度5月1日現在）

小学校・中学校の状況

公立の小学校が8か所，中学校は公立が3か所，私立が2か所となっています。

小学校の児童数は増加傾向にあり，平成18年度では4,000人を超えています。中学校の児童数も同様に増加しており，平成18年度から1,900人を超えています。

図表 小学校・中学校の状況

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	学校数（か所）	8	8	8	8	8
	公立	8	8	8	8	8
	私立	-	-	-	-	-
	児童数	3,822	3,978	4,136	4,276	4,470
	1年生	686	753	737	790	743
	2年生	678	687	770	731	797
	3年生	583	665	708	758	739
	4年生	633	590	677	714	773
中学校	学校数（か所）	5	5	5	5	5
	公立	3	3	3	3	3
	私立	2	2	2	2	2
	児童数	1,880	1,893	1,929	1,972	1,973
	1年生	643	631	657	681	639
	2年生	614	637	628	657	681
	3年生	623	625	644	634	653

資料：兵庫県学校基本調査（各年度5月1日現在）

適応教室の状況

不登校児童の学校復帰を支援するために，適応教室（のびのび学級）を開設しており，部分復帰を含め，過半数の児童が学校復帰へとつながっています。

図表 適応教室（のびのび学級）の状況

単位：人

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
通級指導	小学校	1	1	2	1	2
	中学校	9	18	10	9	16
	合計	10	19	12	10	18
学校復帰		1	5	0	1	1
部分復帰		6	11	8	4	14

資料：学校教育課（各年度3月末現在）

(3) 地域における子育て支援の基盤整備の状況

相談事業の状況

ここ数年、子どもを取り巻く環境は変化し、特に児童虐待やいじめ、不登校等、子どもや子育てをめぐる問題が社会問題として取り上げられています。

家庭児童相談室では、児童に関する全般の相談を3名体制で対応しています。ここ数年の相談件数は、市全体で1,000件程度となっています。

毎年虐待の事例も報告されており、関係機関で構成している芦屋市要保護児童対策地域協議会において、実務者会議や個別ケース検討会議を開催する等、個々の状況に応じた適切な対応に努めています。

身近な相談員として、民生委員・児童委員、主任児童委員が様々な相談、指導を行っており、平成20年度現在、民生委員・児童委員112人（うち主任児童委員4人）が活動、年間300件程度の児童に関する相談にあたっています。

その他の相談事業として、打出教育文化センターでは一般的な教育相談から教育相談員による専門的な相談、青少年愛護センターではいじめや不登校等に関する相談、カウンセリングセンターでは学校、親子等に関する相談を行っています。また、ひとり親家庭の抱える様々な問題に対して母子・父子家庭相談も行っています。

図表 家庭児童相談の相談状況

単位：件

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
養護	児童虐待相談	68	61	82	72
	その他の相談	36	33	39	47
保健相談		1,208	640	689	652
障害	肢体不自由相談	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	1	0	0	3
	重症心身障害相談	0	0	0	0
	知的障害相談	0	1	3	4
	自閉症等相談	1	3	6	9
非行	ぐ犯行為等相談	15	12	27	20
	触法行為等相談	0	2	0	0
育成	性格行動相談	14	18	30	29
	不登校相談	13	11	18	32
	適性相談	2	0	2	0
	育児・しつけ相談	17	56	146	276
その他の相談		16	15	25	8
計		1,391	852	1,067	1,152
再掲	いじめ相談	1	2	3	3
	児童売春等被害相談	0	0	0	0

資料：こども課（各年度3月末現在）

図表 民生委員・児童委員数，主任児童委員数及び相談状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
民生委員・児童委員数	101	99	106	110	112
上記のうち 主任児童委員数	3	3	3	4	4
児童に関する相談件数	300	273	219	177	327

資料：地域福祉課（各年度3月末現在）

図表 その他機関での相談状況

単位：件

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
打出教育文化センター	726	792	796	522	592
教育相談	683	779	768	505	581
一般教育相談	43	13	28	17	11
青少年愛護センター	19	42	36	41	15
カウンセリングセンター	658	499	435	395	258
母子・父子家庭相談	312	590	742	770	760

資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）

子育てセンターの状況

子育てセンターは、平成18年度に大原デイサービスセンター跡に拠点を移し、地域の子育て支援の拠点事業として新たに、つどいのひろば「むくむく」を開設して事業の充実を図りました。また、子育てアドバイザーが保護者の自主的な活動の支援や、相談、情報提供等も実施しています。乳幼児期の子育て全般の相談に応じる電話、来所による育児相談では、相談件数が年々増加しており、平成20年度では約1,000件、平成14年度に始まった専門相談員による子育てホットラインには、平成20年度で約90件の相談が寄せられています。

そのほかにも、子育て講演会、季節の行事や親への学習機会の提供を行うなど、多様な子育て支援サービスを実施しています。

図表 子育てセンターにおける実施事業の状況

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
育児相談 (電話・来所)	相談件数	564	932	1,076	1,301	1,104
	子育てホットライン (電話・FAX)	92	165	189	120	88
なかよしひろば	実施か所数	6	6	6	6	6
	実施回数	280	278	290	292	289
	参加延人数	17,049	16,579	17,219	15,044	14,357
子育てグループへの 育成・支援	グループ数	15	13	14	15	15
	参加延人数	15,008	11,208	11,052	11,151	11,630
	情報交換会	7	7	5	3	3
子育て井戸端会議	開催回数	6	6	-	6	7
子育て講演会	実施回数	2	2	1	1	1
	参加延人数	457	550	78	124	75
季節の行事や イベントの開催	開催回数	6	6	4	4	10

資料：こども課（各年度3月末現在）

児童館の状況

児童館は、児童センターがあります。また、市内には民間の児童館として（福）のぞみ会が運営する「浜風の家」があり、ボランティアや中高生も参画し、様々な事業が行われています。児童センターでは、乳幼児から小学生までの児童、親子を対象に、ふれあいや体験活動の場を提供しています。なかでも、3歳児までの児童、親子を対象とした「親子クラブ」は、年々、実施回数、参加延人数ともに増え、参加延人数は3,900人以上となっています。また、児童センターは小規模児童館ですが、小学校高学年や中高生まで幅広い年齢の子どもが利用できるように、自習室やビデオブース等を設置して開放しています。

図表 児童センター事業の利用状況

事業名	対象		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
親子クラブ	3歳児と保護者	実施回数	114	123	124	123	133
		参加延人数	3,514	3,455	3,678	3,437	3,992
ジュニアクラブ	小学1～3年生	実施回数	102	90	98	103	98
		参加延人数	906	989	1,249	1,592	1,405
ジュニアパソコンクラブ	小学1・2年生	実施回数	29	28	28	60	60
		参加延人数	163	217	255	376	348
あそびひろば	1～2歳児と保護者	実施回数	18	17	32	31	34
		参加延人数	328	499	598	712	648
母親教室 (母親同士の交流会)	乳幼児を 持つ保護者	実施回数	10	1	20	21	6
		参加延人数	138	3	293	280	164
小学生トランポリン教室	小学1～4年生	実施回数	29	30	30	30	30
		参加延人数	583	662	715	692	712
親子自然教室	小学生と保護者	実施回数	7	6	6	6	6
		参加延人数	160	170	118	130	197
親子ミニトランポリン教室	3歳児と保護者	実施回数	20	20	19	20	20
		参加延人数	396	382	496	356	454
ひよこひろば	2歳児と保護者	実施回数	23	17	19	19	20
		参加延人数	527	791	973	1,336	1,136
手づくりひろば	小学生	実施回数	3	3	3	4	3
		参加延人数	23	32	36	60	47
人形劇	幼児と保護者	実施回数	1	1	1	1	1
		参加延人数	54	77	71	134	69
こどもひろば	2～3歳児	実施回数	-	-	-	8	10
		参加延人数	-	-	-	108	254
映画会	幼児・小学生	実施回数	4	4	4	4	2
		参加延人数	321	261	361	418	343
講演会	保護者他	実施回数	1	1	1	1	1
		参加延人数	23	35	20	28	26

図表 児童センターの開放事業の利用状況

種別		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自習室	利用延人数	655	933	1,276	1,079	1,244
図書貸出	利用延人数	1,230	1,710	2,322	3,249	3,101
ビデオブース	利用延人数	251	235	195	251	128

資料：上下とも上宮川文化センター要覧（各年度3月末現在）

図書館の状況

図書館では、子どもが本に親しむ機会の充実に向けて取り組んでおり、平成20年度では85,241冊となっています。また、貸出数も増加しており、平成19年度で200,000件を超えました。

乳幼児から小学校低学年の児童を中心に図書、絵本の読み聞かせを実施しており、参加者は減少に転じた年もありながらも徐々に増加してきています。そのほか、親子を対象とした事業として折り紙や人形劇等も実施しています。

図表 図書館の利用状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童図書数(冊)	84,092	84,813	86,295	85,389	85,241
貸出件数	178,446	180,920	192,479	204,326	225,757

事業名	対象等		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
こどもおはなしの会	小学1年生以上	実施回数	45	44	47	45	46
		参加延人数	599	571	554	955	994
絵本の会	3歳以上	実施回数	45	44	47	45	46
		参加延人数	997	1026	1062	1042	1243
折り紙教室	幼児～小学生	実施回数	2	1	1	1	1
		参加延人数	160	150	100	95	72
こどものほんの研究会	絵本の評価等の学習研究会	実施回数	10	8	9	10	9
		参加延人数	135	104	111	121	127
おはなしの研究会	ストーリーテリング等の実技、研究会	実施回数	12	12	12	12	12
		参加延人数	153	152	152	168	165
人形劇の会	3歳～小学低学年	実施回数	1	1	2	2	1
		参加延人数	200	150	330	180	101
打出こどもおはなしの会	3歳以上	実施回数	12	12	12	12	12
		参加延人数	75	170	135	96	86
親子で楽しむお話の会	小学1年生以上の親子	実施回数	4	4	4	4	4
		参加延人数	100	98	70	104	108
親子で楽しむ絵本の会	3歳以上の親子	実施回数	4	4	4	4	4
		参加延人数	219	228	152	149	186
小学生の本の部屋	小学生	実施回数	-	-	-	1	1
		参加延人数	-	-	-	5	18

資料：事務報告書(芦屋市) (各年度3月末現在)

その他公共施設等における子育て支援事業の状況

平成15年度より公共施設の空きスペースを活用して、乳幼児の親子たちが気軽に立ち寄り、相談や情報交換等ができる場として「あい・あいる～む」を開設しています。平成15年度は3か所、平成16年度からは5か所で開設し、平成20年度では延816人の利用があり、さらに地域に根ざした活動となっています。

図表 あい・あいる～むの実施状況

名称・開催曜日・時間		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
あい・あいる～む1 第1水曜日 10:00～11:30	開催場所	児童センター	打出教育文化センター			
	実施回数	9	11	10	11	12
	参加延人数	164	151	231	285	272
あい・あいる～む2 第2水曜日 10:00～11:30	開催場所	適応教室 北会議室	美術博物館 図書館	図書館		
	実施回数	12	12	12	12	11
	参加延人数	69	414	327	405	299
あい・あいる～む3 第3水曜日 10:00～11:30	開催場所	美術博物館	児童センター			
	実施回数	11	12	11	12	12
	参加延人数	302	262	151	130	107
あい・あいる～む4 第4水曜日 10:00～11:30	開催場所	青少年センター				
	実施回数	12	10	11	12	12
	参加延人数	117	174	109	112	51
あい・あいる～む5 第4水曜日 10:00～11:30	開催場所	和風園			朝日ヶ丘集会所	
	実施回数	12	11	12	12	12
	参加延人数	83	107	45	61	87

資料：こども課（各年度3月末現在）

地域組織活動の状況

コミュニティ・スクールは、9か所で実施しており、学校等を拠点として、多くの市民がスポーツ、文化活動を通じてコミュニティづくりを深めています。

子ども会については、登録団体、会員数ともに減少傾向にあり、平成16年度に比べて10団体の減少、会員数は2,000人を下回っています。

図表 子ども会連絡協議会の登録団体と会員数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
団体数	48	48	48	37	38
会員数	2,163	1,846	1,769	1,435	1,905

資料：スポーツ・青少年課（各年度3月末現在）

経済的支援

子育て家庭に対する経済的支援として、児童手当制度があります。平成16年度、平成18年度の2回にわたって対象児童が小学6年生まで引き上げられ、さらに平成19年度からは3歳未満児への支給額が増額されました。年々、制度の充実が図られ、受給者、支給額ともに増加傾向となっています。

図表 児童手当の支給状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受給者数	3,869	3,869	4,852	4,938	4,592
支給額(千円)	281,660	295,350	381,335	480,215	498,650

平成16年度から支給対象年齢が「小学校第3学年終了前まで」に、平成18年度から「小学校修了前まで」に拡大

平成19年度から支給額を3歳未満児は一律10,000円に引き上げ

資料：事務報告書(芦屋市)(各年度3月末現在)

住宅の整備状況

一般世帯における住宅の状況を見ると、持ち家率は62.0%となっており、借家のうち公営・公団・公社が11.9%、民営が19.2%となっています。

図表 一般世帯における住宅の状況

		世帯数	割合
一般世帯数		37,830	100.0%
住宅に住む一般世帯数		37,070	98.0%
主世帯数	持ち家	23,468	62.0%
	公営・公団・公社の借家	4,508	11.9%
	民営借家	7,268	19.2%
	給与住宅	1,441	3.8%
	間借り	385	1.0%
住宅以外に住む一般世帯数		760	2.0%

資料：国勢調査(平成17年10月1日現在)

安全対策の状況

現在、安全対策の一環として、保育所、幼稚園、小学校において交通安全教室を公立全学校園、保育所で実施しています。

図表 犯罪，交通事故の発生状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
刑法犯発生件数	2,003	1,647	1,534	1,442	1,264
凶悪犯	19	9	12	8	6
窃盗犯	1,481	1,165	1,087	1,008	869
粗暴犯	57	61	81	67	64
その他	446	412	354	359	325
交通事故件数	559	542	561	486	434
死傷者数	742	721	666	624	582
()は死者数で内数である	(2)	(2)	(2)	(0)	(1)

資料：芦屋警察署（各年度3月末現在）

図表 交通安全教室の実施状況

単位：回

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保育所	5	4	6	12	11
幼稚園	22	22	20	20	20
小学校	12	16	16	15	13

資料：事務報告書（芦屋市）（各年度3月末現在）



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべての子どもの生命と人権が尊重されることが大切です。子どもは、家族の一員として掛け替えのない存在であり、また、これからの社会を担う力として大切な存在となります。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

しかし、価値観の多様化、社会環境の変化により、家庭の機能の定義づけが困難になっている中で子育ての意識も変わり、子どもの育ちとともに親としての育ちにも様々な影響を及ぼしています。

子育ての出発点は家庭であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てることは親が担うべき重要な役割ではありますが、子どもの成長を見守り、育んでいくことは何ものにも替えがたい大きな喜びともなるものです。

日々感じる子育ての楽しさや喜びをバネとして、成長までにぶつかる障壁をも力強く乗り越え、責任と愛情のある子育てを通じて、親子がともに成長し合えるように、社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

そのためにも、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、一体的な取り組みを進めることが重要です。

本市では、震災の経験を通じて学んだ互いに助け合う心や思いやりの心と、人と人の絆やつながりを大切にします。一人ひとりの優しさに包まれ、安心と安らぎのなかで親と子が豊かに育ち合い、その姿を見て子どもを生み育てることに夢や希望が持てる魅力あるまちをめざします。

「ともに育てよう 親子のきずな 地域のきずな」

2 基本的な視点



子どもの育ちの視点

子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもにかかわる権利が擁護され、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子どもが次代を担い、次代の親となるために心豊かな人間性を育み、自立して家庭を築くことができるように、子ども自らが育つ力を大切にす取り組みを進めます。



親としての育ちの視点

子どもが健やかに育つためには、親や家族の温かい愛情の中で子どもを育てることが必要です。親の抱える様々な子育ての不安や負担の解消に努め、子育ての楽しさや喜びを通じて、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるように、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。



地域での支え合いの視点

子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要です。子育てにおいて最も重要な役割を果たすのは家庭という認識のもとに、行政、地域、事業所等がそれぞれ子育て家庭を支える担い手となり、地域ぐるみでの子育て支援を進めます。



仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、こうした取り組みを一部の先進的な取り組みにとどめたり、それぞれの家庭に委ねるのではなく、行政、地域、事業所等がそれぞれ連携して取り組みを進めます。



すべての子どもと家庭への支援の視点

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、社会的養護及び虐待をはじめとする様々な理由により保護を要する児童はもちろんのこと、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

3 基本目標

1．家庭における子育てへの支援

子育てをしているすべての家庭が子育てに伴う喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進します。

2．母と子どもの健康の確保と増進

安心して健やかな子どもを生き育てることができるように、安全で快適な妊娠，出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育，発達を支えるための保健医療体制の充実を推進します。

3．豊かな心・健やかな体を育む環境づくり

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭，学校，地域が一体となって、子ども自らの力を培い，伸ばし，支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生き育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

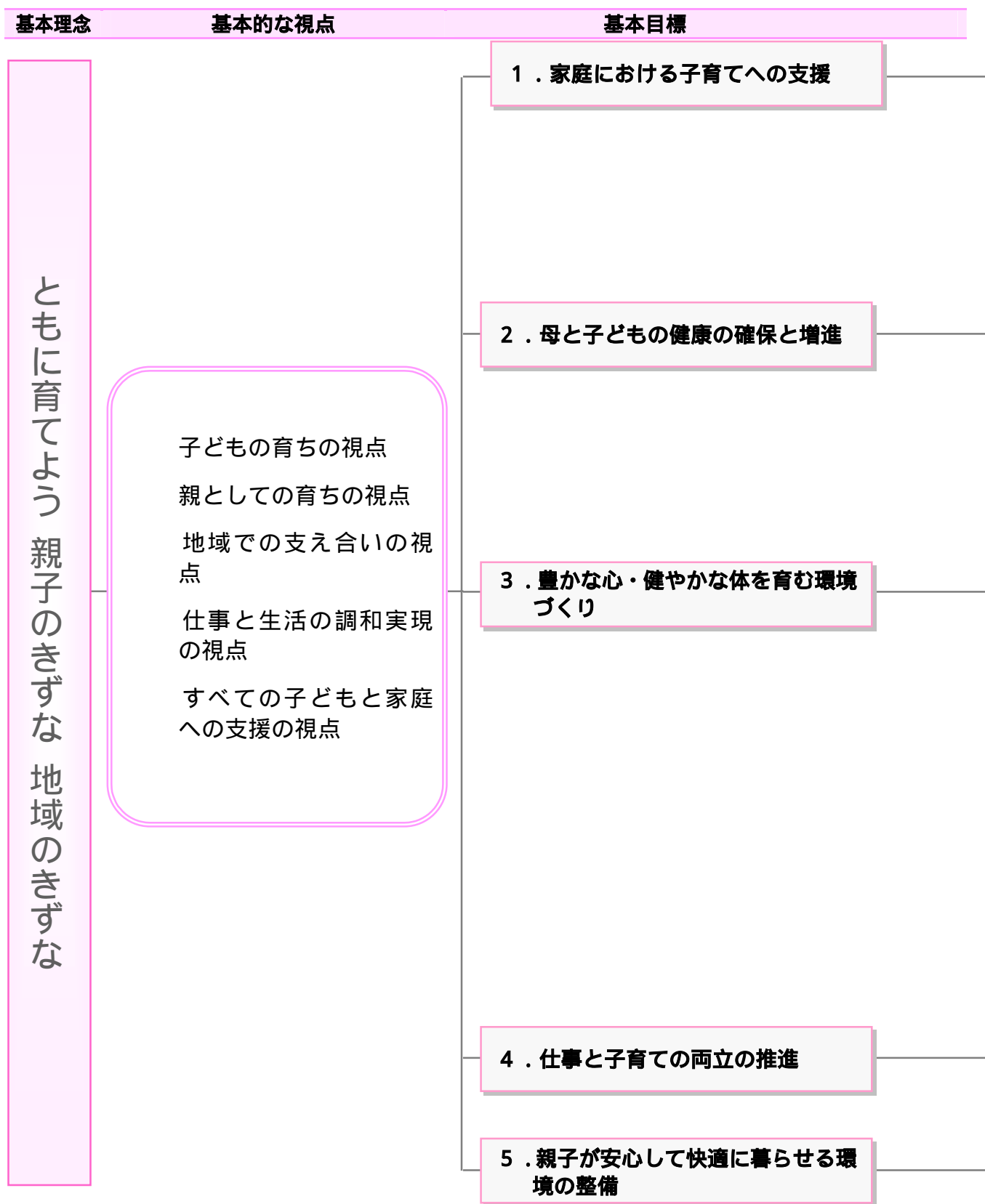
4．仕事と子育ての両立の推進

働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

5．親子が安心して快適に暮らせる環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

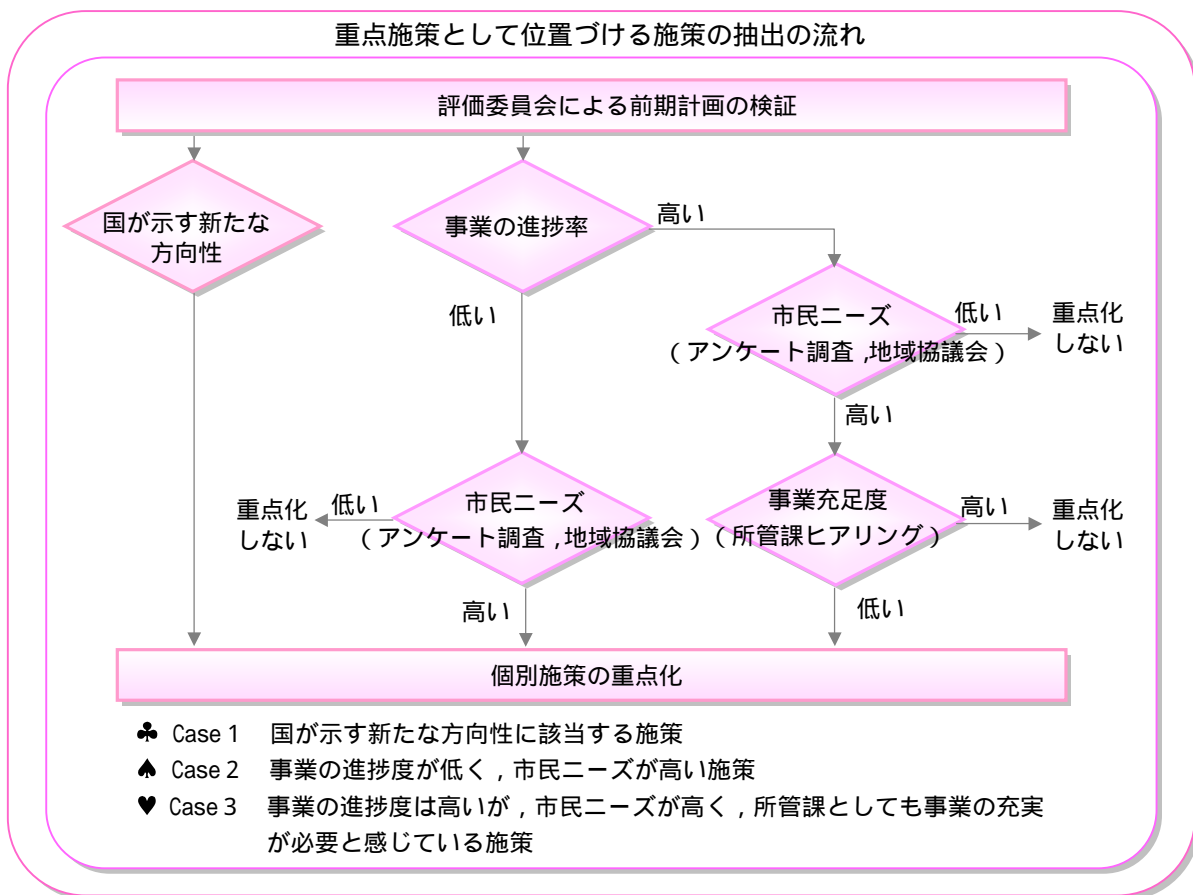
4 施策の体系



施策の方向		個別施策
(1) 多様な子育て支援サービスの充実	P43	養育支援 子育てに関する相談 子育てに関する情報提供・学習機会 親子・親同士の交流の場
(2) 子育て支援のネットワークづくり	P49	地域での子育て意識づくり 子育て支援のネットワークづくり
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	P53	自立支援に向けた相談等 生活支援 (重点)
(4) 子育て家庭への経済的支援	P55	養育費, 教育費への支援 (重点)
(1) 食生活と健康	P58	芦屋市健康増進・食育推進計画に包括, 推進
(2) 母と子どもの健康の確保	P58	
(3) こどものこころのやさらかな発達の促進	P58	
(4) 思春期保健対策の充実	P58	
(5) 小児医療の充実	P58	
(1) 次代の親の育成	P59	子育てに関する学習やふれあいの機会
(2) 家庭の教育力の向上	P61	親となるための学習機会や支援 (重点) 家庭の教育問題に対する相談
(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	P64	幼児教育環境の充実 学校教育環境の充実 保護者・地域から信頼される学校園づくり
(4) 地域における子どもの居場所づくりの推進	P67	居場所づくり (重点) 児童館における活動 保育所, 幼稚園, 図書館, 公民館, その他公共施設における活動 地域関係団体等の育成・支援
(5) 子どもの人権が尊重される取組の推進	P73	意識啓発 相談・支援 (重点) 被害にあった子どもの保護
(6) 障害児施策の充実	P76	芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画, 芦屋市第2期障害福祉計画に包括, 推進
(7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	P77	有害環境対策
(1) 保育サービス等の推進	P79	保育サービス等の充実 (重点)
(2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発	P82	労働者や市民, 企業への意識啓発 (重点)
(1) 良好な居住環境の確保	P85	子育て世代等への住宅施策
(2) 子どもにやさしい環境の整備	P86	福祉のまちづくりの推進 (重点) 交通安全対策
(3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備	P88	防犯対策 (重点)

5 後期行動計画における重点化

本市では、前期行動計画の策定後、毎年、評価委員会にて目標の達成状況を点検し、前期行動計画の見直し時期である平成21年度において、前期計画の検証(中間)を行いました。基本目標別、基本施策別に明確になった本市の課題に対し、国が示す新たな方向性を考慮しつつ、「事業の進捗率(目標達成率)」、「事業の充足度(所管課ヒアリング)」、「市民ニーズ(アンケート調査、地域協議会)」から、次世代育成を推進する上で、後期行動計画において特に重点的に取り組むべき施策を抽出しました。



- 重点個別施策**
- ♠ 1 - 3 - 2 (ひとり親家庭の)生活支援 (P54)
 - ♥ 1 - 4 - 1 (子育て家庭への)養育費,教育費への支援 (P56)
 - ♥ 3 - 2 - 1 親となるための学習機会や支援 (P62)
 - ♠ 3 - 4 - 1 (子どもの)居場所づくり (P69)
 - ♣ 3 - 5 - 2 (子どもの人権についての)相談・支援 (P74)
 - ♥ 4 - 1 - 1 保育サービス等の充実 (P81)
 - ♣ 4 - 2 - 1 (仕事と子育ての両立を図るための)労働者や市民,企業への意識啓発 (P84)
 - ♥ 5 - 2 - 1 福祉のまちづくりの推進 (P87)
 - ♥ 5 - 3 - 1 防犯対策 (P90)

* ♣♠♥は、重点化のCaseタイプを示し、その横の番号は、前頁の体系に基づく、(基本目標) - (施策の方向) - (個別施策)を示しています。

6 特定事業の目標事業量

後期行動計画では、国が指定する特定事業について目標数値を各自治体で設定することが決められています。これらの各事業について、具体的な目標事業量などを以下のように設定します。

事業 No.	事業名	策定時実績 (平成21年度実績)	平成26年度 目標
212	通常保育事業	定員 756 人 / 日・11 か所	定員 936 人 / 日・13 か所
214	延長保育事業	定員 125 人 / 日・11 か所	定員 155 人 / 日・13 か所
216	病児・病後児保育事業	未実施	病後児： 定員 3 人 / 日・1 か所
222	放課後児童健全育成事業 (放課後子どもプラン(クラブ型))	8 か所 10 教室	8 か所 10 教室： 利用時間の延長
44	つどいの広場事業 「むくむく」 (地域子育て支援拠点事業)	ひろば型	1 か所
		センター型	0 か所
5	一時預かり(一時保育)事業	4 か所	6 か所
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	6 か所(市内は1か所)	7 か所(市内は1か所)
2	ファミリー・サポート・センター事業	1 か所：病後児預かりの 試行実施	1 か所：病後児預かりの 本格実施

- ・ **通常保育事業** : 保護者の就労や疾病等により、昼間、保育に欠ける乳幼児を保育所で預かります。
- ・ **延長保育事業** : 通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行います。
- ・ **病児・病後児保育事業** : 病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かります。
- ・ **放課後児童健全育成事業(放課後子どもプラン(クラブ型))** : 保護者等の就労のため、放課後、家庭での保護を受けることができない小学生児童の健全育成を図るため、留守家庭児童会での受け入れを実施します。
- ・ **つどいの広場事業「むくむく」(地域子育て支援拠点事業)** : 子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言、サービス提供者と利用者との連絡調整を行う等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供します。
- ・ **一時預かり(一時保育)事業** : 保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で子どもを預かります。
- ・ **子育て短期支援事業(ショートステイ事業)** : 保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童養護施設において一定期間、養育及び保護を行います。
- ・ **ファミリー・サポート・センター事業** : 育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とします。



第4章 施策の推進方向

基本目標1 家庭における子育てへの支援

(1) 多様な子育て支援サービスの充実

現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

本市では、前期行動計画に基づき、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供や、相談の機会を充実してきました。

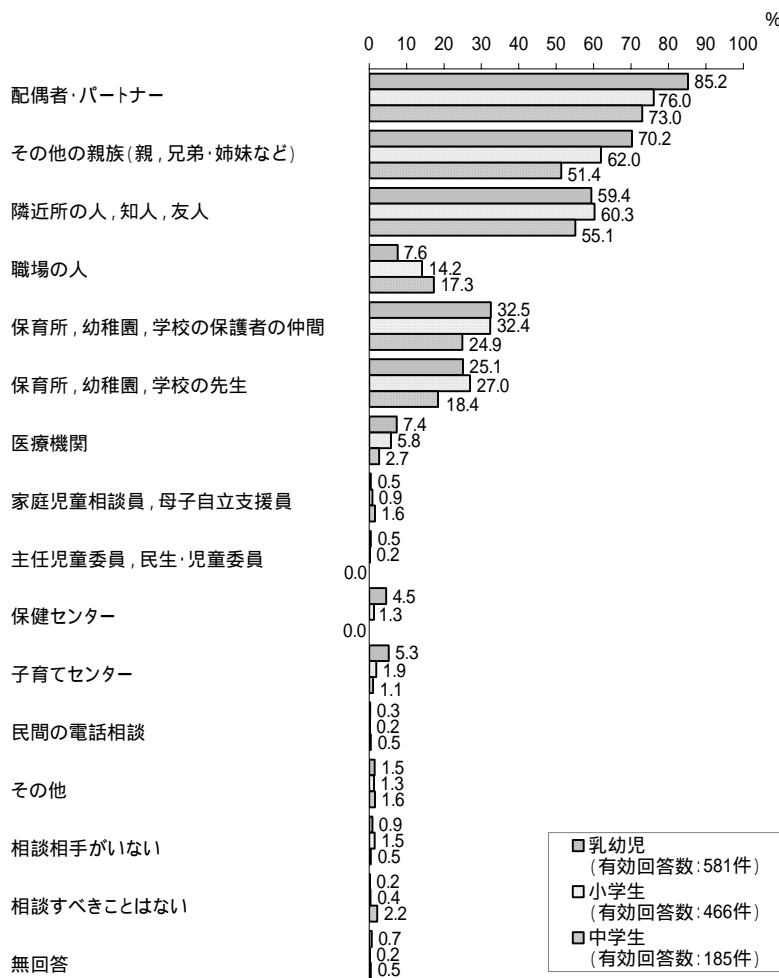
アンケート調査では、子育てに関する悩みや不安の相談相手は、身近な人や公的な機関等、内容に応じて相談相手を選択していることがうかがえます。一方、1.5%以下と少数ではありますが、「相談相手がいない」と回答した人がおり、すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるように支援していく必要があります。

また、施設の地域格差やサービスの仕組みにより、利用の少ない事業や、緊急時に利用しにくい事業などがあるため、サービスが身近なものとして気軽に利用できるような工夫が求められています。

施策の方向性

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、内容の工夫や周知方法の充実を図ります。

図表 子育てに関する悩みや不安を誰に相談するか（複数回答）



資料：子育て支援に関する市民アンケート調査

地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・マンション住まいは風通しが悪く，一戸建てと違ってストレスがたまってしまうため，ストレスを解消する場が必要である。
- ・子どもの施設が多いところと，少ないところの地域格差がある（資源の偏り）。
- ・親の自立心を高めないといけない。
- ・サービスなどの情報をどのように伝えていくのか。知らないことが結構ある。
- ・ファミリー・サポート・センターの料金を下げて欲しい。
- ・ファミリー・サポート・センターの実績は3年前と比較して変わらない。登録しておかないと使えないため，緊急時には使えないが，加入者は増えている（協力会員はあまり増えていない）。
- ・こども課以外に相談窓口があるのに，どこにあるのか市民には見えていない。
- ・保護者の中には家で困っている人，相談できない人がいる。常に情報発信することが必要である。

具体事業一覧

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
養育支援					
1	講演会、講座等での一時保育	男女共同参画推進担当	市主催の講演会、講座等の開催時に、保育ボランティアの協力を得て、一時保育を実施する。	実施	継続
2	ファミリー・サポート・センター事業	こども課 (こども担当)	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とする。	実施 (1か所/病後児預かりの試行実施)	充実 (1か所/病後児預かりの本格実施)
3	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	こども課 (こども担当)	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。	実施 (6か所)	充実 (7か所)
4	育児支援家庭訪問事業	こども課 (こども担当)	児童の養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認められた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	実施	継続
5	一時預かり(一時保育)事業	こども課 (保育所担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で子どもを預かる。	実施 (4か所)	充実 (6か所)
6	一時預かり事業	こども課 (保育所担当)	一時保育の要件を拡大し、柔軟な対応により、子育て支援を行う。(特定保育も充足)	未実施	検討
子育てに関する相談					
7	女性の悩み相談	男女共同参画推進担当	夫婦間や家族間に生じる問題、心の悩み等、女性の視点から専門相談員が相談に応じる。	実施	充実
8	民生委員・児童委員による相談、指導	地域福祉課	各地区において地域住民の生活に関する相談、支援や、ひとり親家庭、障がい者等の福祉行政への協力を行う。	実施 (111人)	継続
9	療育相談	障害福祉課 健康課	医師や臨床心理士、理学療法士等が乳児の発達に関する相談や検査を行い、その後のフォロー体制についても検討する。	実施	充実
10	相談員の育成	こども課 (こども担当) 児童センター 青少年愛護センター	子どもや子育て家庭にかかわる様々な問題に適切に対応できるように、資質の向上に努める。	実施	継続
11	夜間・休日における電話家庭児童相談事業	こども課 (こども担当)	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、家庭児童相談室を利用できない時間帯(夜間・休日)にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	実施	継続
12	家庭児童相談	こども課 (こども担当)	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	実施	継続 (「仮称」福祉センターに移設)
13	母子・父子家庭相談	こども課 (こども担当)	母子自立支援員が母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談に応じる。また、法律問題(離婚、相談等)に関する相談は専門家(弁護士)につなぐ。	実施	継続
14	子育てセンターでの電話相談(子育てホットライン)、来所相談	こども課 (こども担当)	専門相談員が来所、電話による子育て相談を実施する(夜間はFAX対応)。	実施	充実 (環境整備)
15	保育所での育児相談	こども課 (保育所担当)	電話による子育て全般に関する相談を実施する。	実施 (公立6保育所)	継続
16	妊産婦健康相談	健康課	妊産婦を対象に助産師による個別相談を行う。	実施 (月1回)	継続

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成21年度実績	平成26年度目標
17	育児相談	健康課	乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。	実施 (月1回)	継続
18	こどもの相談	健康課	乳幼児健診において、経過観察が必要な子どもの継続的な健康相談を行う。	実施	充実
19	アレルギーの離乳食相談	健康課	アトピー性皮膚炎の子どもを持つ保護者等を対象にした栄養士、保健師による個別相談を行う。	実施 (月1回)	継続
20	カウンセリングセンターの電話、面接相談	学校教育課	保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性的問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。	実施 (電話：週3日 10:00～16:00 ・面接：週2日 12:30～16:30)	継続
21	特別支援教育センターの相談	学校教育課	特別支援教育の対象となる幼児・児童・生徒の保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。	実施	充実 (環境整備)
22	教育相談	打出教育文化センター	幼児・児童とその保護者を対象に、心のケア、不登校、子どもの情緒不安、学習不安等の相談を行う。必要に応じて専門相談員による遊びを通じた子どもの実態分析を実施している。	実施 (月～金 9:00～17:00 ・専門：週3日 13:30～17:15)	継続
23	青少年愛護センターの相談	青少年愛護センター	青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。	実施 (月～金 9:00～17:30)	継続

地域協議会からの意見（グループインタビュー）

子育てをしていてしんどい時はどんな時ですか

- ・体調の悪い時
- ・疲れている時
- ・一人きりで育児をしている時
- ・常にしんどい
- ・ずっと目を離さず見ていないといけない時（集団行動の時など）

もう一人産むとしたら何が必要ですか（子どもを産むのに躊躇する要因）

- ・周りから「子どもが多いとお金がかかってたいへん」などの話を聞くと不安になる
- ・子育ての費用より妊婦健診など目先の費用が気になる
- ・チャイルドシートの問題（子ども3人だと5人乗りの車でチャイルドシート3つは無理）
- ・子ども部屋の問題（間取りがない）
- ・年齢の問題（3人目になると高齢になるので無理）
- ・夫の協力が必要（夫が忙しすぎるため援助がない）
- ・妊娠中に上の子を連れて外出した時に不便が多い（駅にエレベーターがないなど）
- ・教育費がかかる（兄弟割引があればよい）

事業No.	事業名	担当課	事業内容	平成21年度実績	平成26年度目標
子育てに関する情報提供・学習機会					
24	広報紙等による子育て情報の提供	広報課 こども課 健康課 児童センター 学校教育課 スポーツ・青少年課 図書館	広報紙，ホームページ等において，子育て支援サービス全般に関する情報を提供する。	実施	継続
25	子育て情報紙の発行	こども課 (こども担当)	子育て情報誌「はぐくみ」を発行する。	実施 (年2回)	継続
26	子育て情報冊子の作成，配布	こども課 (こども担当)	子育ての情報をまとめた冊子(情報誌)を作成し配布する。	実施	継続
27	ユニバーサルデザインの子育てマップの作成，配布	こども課 (こども担当)	多くの人が集まる主要駅，公共施設や商業施設等では，ユニバーサルデザイン化を推進し，皆が利用しやすいように情報提供を行う。	実施	継続
28	プレイパーク事業 (ふれあい冒険ひろば)	こども課 (こども担当)	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び，ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。	実施 (年1回)	継続
29	子育て井戸端会議	こども課 (こども担当)	子育ての悩みを気軽に話し合う場を提供する。	実施* (年7回)	継続
30	子育て講演会の開催	こども課 (こども担当)	「子育て講座」を開催する。	実施* (年12回)	継続
31	まねっこ	健康課	10か月児健診を受診した親子を対象に交流広場の提供をする。	実施 (月1回)	継続
32	プレおや教室	健康課	妊娠中期以降の妊婦を対象としたマタニティークッキングは2回シリーズの講座で，仲間づくりをめざしたグループワークと調理実習，また，飲酒や喫煙が胎児に及ぼす影響についての内容も含めて行う。パパママ教室と沐浴教室は夫婦で育児を目的に土曜日に開催する。	実施	充実
33	もぐもぐ離乳食教室	健康課	栄養士，保健師による離乳食の講義と遊び方のお話と試食を提供する。	実施 (月1回)	継続
34	幼児の食事とおやつの教室	健康課	幼児期に問題となる内容や，栄養食品表示について栄養士等が講義と試食を提供する。幼児食に食事バランスガイドを使って「GOODバランスアップ教室」(2回)も実施する。	実施* (年6回)	継続
35	アレルギー教室	健康課	アレルギー全般について専門医の講義や室内の環境整備や調理実習等を行う。	実施* (講義： 年5回 ・調理実習： 年1回)	継続
36	母親教室(母親同士の交流会)	児童センター	子育ての悩みや問題について，座談会形式で話し合い，児童の健全育成について考える。	実施* (年6回)	継続
37	ミニ講演会の開催	児童センター	「子どもの人権」をテーマに，子育て，教育等について講演会を行い，話し合いの場を提供する。	実施 (年1回)	継続
38	子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布	生涯学習課	健診と入学時等に家庭教育手帳(文部科学省発行)を配布する。(パパ手帳に替わる物)	実施	継続
39	青少年愛護センターの情報誌の発行，啓発活動	青少年愛護センター	「愛護だより」，「愛護班ニュース」の定期的な発行や関係機関との連携による啓発活動を実施する。	実施	充実 (一般市民向けに発信)
40	子育て学習会	公民館	幼稚園において「幼児教育講座」を開催する。	実施 (9幼稚園)	継続
41	子育てに関する公民館講座	公民館	子育てについての講座を開催する。	実施* (年4回)	継続
42	教育問題講座及び講演会	公民館	教育に関する講座・講演会を開催する。	実施* (年4回)	継続

「*」は平成20年度実績

第4章 施策の推進方向

基本目標1 家庭における子育てへの支援

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標
親子・親同士の交流の場					
43	あい・あいる～む	こども課 (こども担当)	市内の公共施設の空きスペースを活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。	実施 (4か所)	継続
44	つどいの広場事業 「むくむく」 (地域子育て支援拠点事業)	こども課 (こども担当)	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言、サービス提供者と利用者との連絡調整を行うなど、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供する。	実施 (ひろば型 1か所)	充実 (ひろば型 1か所・ センター型 1か所)
45	なかよしひろば	こども課 (こども担当)	地域の乳幼児の親子の交流の場、遊び場として、公立6幼稚園の施設の一部を開放する。	実施 (6か所)	継続
46	こどもフェスティバルの開催	こども課 (こども担当)	いろいろな遊びコーナー等、子どもが1日楽しく過ごす機会としてイベントを開催する。	実施* (年1回)	継続
47	子育て広場	こども課 (保育所担当)	在宅の親子が保育所に集まり、子育ての楽しさについて学び合う。	実施 (4か所)	継続
48	園庭開放	こども課 (保育所担当)	地域の乳幼児の親子の交流の場、遊び場、子育ての相談の場として、保育所の園庭を開放する。	実施 (6か所)	継続
49	体験保育	こども課 (保育所担当)	親子で保育所の生活を体験する。	実施 (6か所)	継続
50	出前保育	こども課 (保育所担当)	保育士と保育所児が公園等で地域の子どもと交流する。	実施 (2か所)	継続
51	あそび広場	児童センター	1・2歳児と保護者を対象に遊び場を提供する。	実施 (月3回)	継続
52	ひよこひろば	児童センター	2歳児の親子を対象に、いろいろな遊びを通して児童の健全育成を図り、親子、または子ども同士のふれあいを深め交流を図る。	実施 (月2回)	継続
53	親子クラブ	児童センター	3歳児の親子を対象に、いろいろな遊びを親子で行い、幼児の感性と体力を育て、親子のむすびつきと保護者間の交流を深める。	実施 (週1回)	継続

「*」は平成20年度実績

(2) 子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

近年、少子化、都市化、情報化など、家庭や地域を取り巻く社会状況の変化とともに、人々の意識やライフスタイルも大きく変化してきました。これまでの地域の中での「つながり」が希薄になり、子育ての不安感や負担感を増大させている要因ともなっています。

本市では、地域社会全体で子育てを支援するため、地域の人材育成や、子育て中の親子と地域とをつなぐ機会づくりを推進してきました。

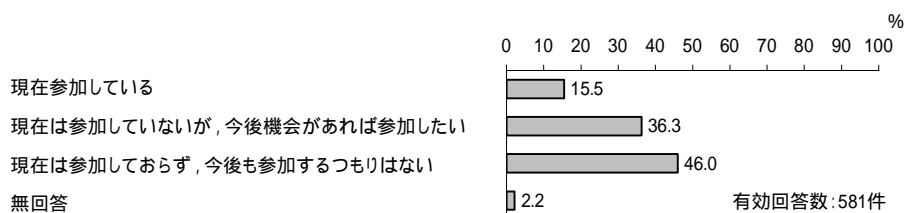
一方、地域活動をしているサポーターの存在を知らないなどの意見もあり、子育て家庭を側面から支えようとする地域団体等の活動の認知の低さがうかがえます。

また、アンケート調査等から、子育て中の保護者のサークル等の活動に対して、半数近くの人に参加意欲が見られない状況があり、地域団体の活動への参加や周知を図る必要があります。

施策の方向性

地域におけるさまざまなネットワークを利用し、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用および参加を促進します。また、地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、子育て親子自身が、地域に根ざしたネットワークに組み込まれ、地域とのきずなが深められるよう図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

図表 子育てに関するサークルなど自主的な活動に参加しているか(乳幼児)(単数回答)



資料：子育て支援に関する市民アンケート調査

具体事業一覧

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
地域での子育て意識づくり					
54	芦屋三大まつりでの交流	市民参画課 経済課	「芦屋さくらまつり(4月)」、「芦屋サマーカーニバル(8月)」、「市民参画課」、「あしや秋まつり(10月)」、「経済課」の三大まつりを通じて、世代間交流を図る。	実施	継続
55	市民フェスタ	市民参画課	市内のNPO団体の子育て支援活動を含む活動の発表及び市民との交流により地域での子育ての意識の向上を図る。	実施 (年1回)	継続
56	自治会活動への支援	市民参画課	自治組織の活動を支援し、地域住民の連帯意識を深め、コミュニティの活性化を促進する。	実施* (80団体)	継続
57	空き店舗を活用した子育て支援への助成	経済課	市内の商店街の活性化を図るため、商業施設等の空き店舗を活用した子育て支援サービス希望者へ助成を行う。(県事業)	実施	継続
58	企業への子育て意識の啓発、普及	経済課	子どもの健全育成や子育て支援の取り組みが幅広く展開できるよう、企業の積極的な参加や協力を求める啓発を行う。	実施	継続
59	子育て専門員の確保、配置	地域福祉課 こども課 (こども担当) 児童センター	身近なところに子育ての専門的な知識を持った指導者を配置し、安心して子育てができるまちづくりをめざす。	実施	充実 (子育て指導者の増員)
60	市民の子育て意識の高揚	地域福祉課 こども課 健康課 児童センター 学校教育課 スポーツ・青少年課 生涯学習課 青少年愛護センター	子どもの大切さや社会全体での子育て支援の取り組みの重要性等について、市民一人ひとりの理解や認識が深められるよう、あらゆる機会を通じて市民に対する広報、啓発を進める。	実施	充実
61	子育て支援ボランティアの育成	こども課 (こども担当)	子育て支援をするためのサポーターの育成や受け入れを社会福祉協議会と協働により行う。	実施	継続
2	ファミリー・サポート・センター事業<再掲>	こども課 (こども担当)	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とする。	実施 (1か所/病後児預かりの 試行実施)	充実 (1か所/病後児預かりの 本格実施)
29	子育て井戸端会議<再掲>	こども課 (こども担当)	子育ての悩みを気軽に話し合う場を提供する。	実施* (年7回)	継続
62	保育所における地域との世代間交流	こども課 (保育所担当)	運動会や秋祭りの行事等を通じて、中高生、お年寄り、施設の方々と保育所児の交流を図る。	実施	継続
63	地域あいさつ運動の推進	防災安全課 学校教育課 青少年愛護センター	地域での子育て支援、見守り活動として、まちづくり防犯グループ等の地域住民による子育て家庭や子どもへの声掛け、あいさつ運動を促進する。	実施	継続
64	幼稚園における地域との世代間交流	学校教育課	七夕・運動会・秋祭り等の行事を通じて、中高生、お年寄り、施設の方々と幼稚園児の交流を図る。	実施	継続
65	留守家庭児童会での地域との交流	スポーツ・青少年課	日常的な活動や行事等を通じて、地域住民との積極的な交流を図る。	実施	継続
66	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して、支援する。	実施 (9コミスク)	継続

「*」は平成20年度実績

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標
子育て支援のネットワークづくり					
67	あしや市民活動センター	市民参画課	市民団体の協働の拠点として、子育て支援その他市民団体の活動に関する情報交換・団体間の交流・ネットワーク化を支援する。	実施 (登録260団体)	充実 (登録数の増加)
68	民生委員・児童委員、主任児童委員との連絡会	地域福祉課	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を図るために、連絡会議を行う。	実施 (月1回)	継続
69	保護司会等関係団体との連絡会	地域福祉課	保護司会関係団体との連携を図るために、連絡会議を行う。	実施	継続
70	芦屋市地域福祉推進協議会	地域福祉課	児童、高齢者、障がい者に関する地域での課題解決のため、市全体の地域発信型ネットワークの充実を目指す。	実施	継続
71	障がい児が地域で育ち生活していくための包括的な支援体制づくり(育児支援等療育事業担当者連絡会)	障害福祉課 健康課	「すくすく学級」からの進路先確保及び受け入れ体制の整備を図り、保育所・幼稚園等への円滑な入所・入園を実現するため、庁内関係各課及び関係機関との連携・情報提供を行う連絡会を開催する。また、保護者に対しては保育所、幼稚園担当者が合同で入所・入園に向けた説明会を実施する。	実施	充実 (関係機関との連携を強化しスムーズな受け入れ態勢を整備)
72	子育てグループの育成	こども課 (こども担当)	地域の親子が楽しく交流が図れるよう、自主的な子育てグループの育成を支援する。	実施 (14グループ)	充実
73	要保護児童対策地域協議会	こども課 (こども担当)	児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。	実施 (年5回)	継続
74	育児支援家庭訪問事業とこにちは赤ちゃん事業の連携	こども課 (こども担当) 健康課	こにちは赤ちゃん事業で判明した支援の必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問事業が効果的に実施されるように定期的に担当者による連絡会を行い連携を図る。	実施 (月1回)	継続
75	子育て支援活動のネットワーク(次世代育成支援対策推進協議会)	こども課 (こども担当)	地域における次世代育成支援対策の実施、推進に向けて、地域の子育て関係機関のネットワーク化を図る。	実施	継続
76	子育てセンター	こども課 (こども担当)	子育てアドバイザーが常駐し、乳幼児期の子育ての不安や悩みの相談に応じたり、親子がふれあえる遊びや学習の場を提供するなど、支援を行う。	実施 (1か所)	充実 (環境整備・事業拡大)
77	子育て支援センター	こども課 (こども担当)	(仮称)福祉センターに子育て支援センターを開設し、子育てセンター、家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター等を1か所にまとめ、更に学齢期の居場所事業を行い、子育て支援の拠点とする。	未実施	実施 (22年度)
78	子育て情報発信拠点の充実、拡大	こども課 (こども担当)	身近なところで子育ての情報が入手できるよう、行政関連施設だけでなく、市内のあらゆる公共施設にパンフレット等を配置するなど、情報発信拠点の充実、拡大を図る。	実施	充実 (拠点整備)
79	市民・団体等の主体的な子育て支援事業の把握	こども課 (こども担当)	市民・団体等の主体的な子育て支援事業の取り組みを把握し次世代後期計画の評価に反映させる。	未実施	実施 (23年度)
80	NPO及び市民・団体等との協働による子育て支援の把握	こども課 (こども担当)	行政とNPO及び市民・団体等との協働による子育て支援事業の取り組みを把握し次世代後期計画の評価に反映させる。	未実施	実施 (23年度)
81	生徒指導連絡協議会	学校教育課	青少年の問題行動の広域化、集団化に対応するため、生徒指導主事による意見交換、情報交換等を行う。	実施 (年11回)	継続
82	打出教育文化センターの周知	打出教育文化センター	打出ニュースを発行することで各学校と連携し、相談事業の充実を図る。	実施* (年5回)	継続
83	中学校区青少年健全育成推進会議	青少年愛護センター	地域ぐるみで児童生徒の健全育成を図るために、意見交換、情報交換、研修会等を行う。	実施	充実 (実施方法)
84	青少年育成愛護委員会及び協会の活動	青少年愛護センター	青少年の健全育成のために、地域における相談、見回り、環境浄化等、様々な活動を行う。	実施	継続

*は平成20年度実績

地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・お母さんたちが情報交換できる場が必要である。
- ・子育て支援の担い手になるシルバーが必要である。
- ・「預かってもいいよ」という方は今でもいる。しかし、何かあったら問題になるため、結局できなくなっている。
- ・幼稚園に入ると親同士のつながりはあるが、そこに入るまでなかなか定着した友達ができないと言っている。
- ・自治会の動きが活発なので、それぞれの地域にあった動きができるのではないか。地域の高齢者との交流を始めている地域もある。
- ・支援者側の相談できる場所がほしい。虐待などを知ったらどうしたらいいかと思うことなどもある（自分たちで解決できないことがある）。
- ・ウルトラマンステッカーのように、「ここではこういう支援をしますよ」と市民に発信し、そこに市が情報を提供するなどのシステムが必要である。
- ・民生委員・児童委員など地域のサポーターの存在を知らない、シルバーの核家族への支援などを知らない、など行政からもう少し情報発信してほしい。



(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

ひとり親家庭では、家事・育児の負担が大きく、家庭でも様々な問題を抱えているほか、特に母子家庭においては経済的な不安を抱えるケースは少なくありません。

本市では、自立の支援を基本として、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などを行ってきました。

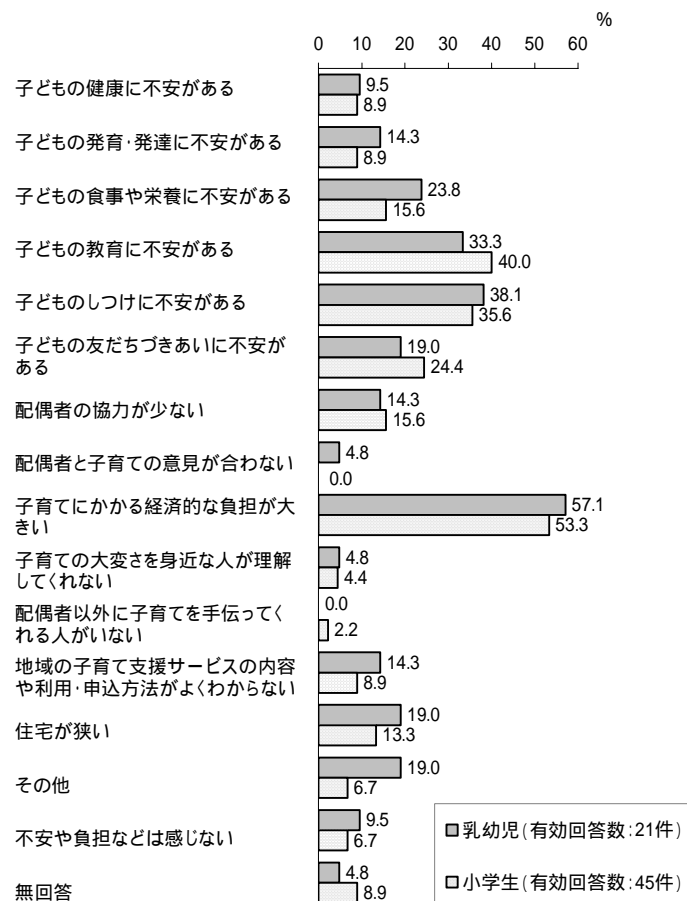
アンケート調査等でも、経済的支援のさらなる充実や、父子家庭への日常生活の支援が求められています。

施策の方向性

子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。

特に、前期行動計画・中間検証での施策評価が低く、アンケート調査等でも求められている「生活支援」施策を重点に捉え、経済的な支援をはじめ、自立に向けた制度の充実を図ります。

図表 子育てに関して不安や負担などを感じていること（ひとり親家庭）（複数回答）



資料：子育て支援に関する市民アンケート調査

具体事業一覧

：後期行動計画において重点的に取り組む施策（重点個別施策）

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
自立支援に向けた相談等					
85	就労のための資格取得の援助	こども課 (こども担当)	母子家庭等の就業支援として、資格取得、能力開発のための支援、援助を行う。	実施	継続
86	母子自立支援プログラム策定事業	こども課 (こども担当)	母子家庭の母に対し自立のための就労支援としてハローワークと連携し情報提供等を行う。	実施	継続
87	芦屋市白菊会活動への支援	こども課 (こども担当)	母子、寡婦家庭の交流、親睦を深めるために、活動の支援を行う。	実施	継続
13	母子・父子家庭相談<再掲>	こども課 (こども担当)	母子自立支援員が母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談に応じる。また、法律問題（離婚、相談等）に関する相談は専門家（弁護士）につなぐ。	実施	継続
生活支援（重点）					
88	母子家庭等医療費助成	保険医療助成課	ひとり親家庭や両親のいない家庭の児童が健康保険を使って医療機関に掛かったとき、窓口で支払う一部負担金を公費（県・市）で助成する。	実施	継続
89	生活保護費 母子加算	生活援護課	ひとり親世帯やこれに準ずる世帯で18歳未満等の児童のいる世帯に母子加算を支給する。	実施	継続
90	ホームヘルプサービス	こども課 (こども担当)	身体や精神上の障がいにより生活支援を必要とする母子、父子家庭に対し、家事援助等を行う。	実施	継続
91	母子、父子家庭年末の集い	こども課 (こども担当)	母子家庭、父子家庭の親子の交流、親睦を深める機会を提供する。	実施* (年1回)	継続
92	児童扶養手当	こども課 (こども担当)	父母の離婚等で父のいない児童や両親のいない児童等、父と生計を共にしていない児童(18歳に達した最初の3月末までの児童、障がいのある場合は20歳)を養育している方に支給する。	実施	充実 (対象を父子家庭へも拡大及び5年経過の条件を解除)
93	母子(寡婦)福祉資金の貸付	こども課 (こども担当)	母子家庭(寡婦)の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金、事業開始資金、技能習得資金等13種類の貸付を行う。	実施	継続
94	ファミリー・サポート・センター料金の助成	こども課 (こども担当)	ファミリー・サポート・センター料金をひとり親家庭をはじめ、低額所得家庭へ助成を行う。	未実施	実施 (23年度)
95	母子世帯の公的住宅への優先入居	住宅課	18歳未満児を養育する母子世帯が、良好な住環境を確保できるよう、公的住宅への入居に対し、困窮度判定で配慮する。	実施	継続

「*」は平成20年度実績

地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・母子家庭へは、助成制度やシステムがあるが、父子家庭の場合にはあまりなく、どうしても仕事中心になるので、父子家庭への子どもの日常生活の支援が必要である。
- ・父子家庭には適用されないものがあるため、母子家庭と同レベルの経済的支援が必要である。

(4) 子育て家庭への経済的支援

現状と課題

世界的な不況の影響により、わが国においても雇用情勢は一段と厳しくなっており、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。

本市では、子育て家庭の経済的支援として、各種手当等の周知に努めるとともに、児童手当の所得制限の緩和や年齢の引き上げをはじめ、出産育児一時金、乳幼児等医療費助成、子育て応援特別手当など、様々な施策の拡充を図ってきました。

アンケート調査でも、不安や負担など感じていることとして、乳幼児、小学生、中学生ともに「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が37.7%～52.4%と上位を占めており、さらなる経済的支援が求められています。

施策の方向性

子育て家庭への経済的支援として、国では児童手当に替えて、さらに制度拡大した「子ども手当」の実施を決め、さらに高校修学のための支援施策など、経済的支援施策の充実を行っていくとしています。

本市においてもアンケート調査等で求められている経済的負担の軽減として、「養育費、教育費への支援」施策を重点に捉え、それら施策の推進を図ります。

地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・市立芦屋高校が廃校になったこともあり、私学高校進学への経済的助成が必要である。
- ・交通遣児だけでなく、他の理由の遣児へも支援や支援先の紹介をする必要がある。
- ・豊かな心の形成のためにいい本が安く購入できるような助成が欲しい。

地域協議会からの意見（グループインタビュー）

子育てで経済的に困っていることは何ですか

- ・習い事などの教育の費用
- ・上の子と下の子が異性の子どもの場合、服やおもちゃが使いまわしできないので費用がかかる
- ・食費（これからどんどんかかると思う）
- ・医療費が高い（気軽にお医者さんに通えない）

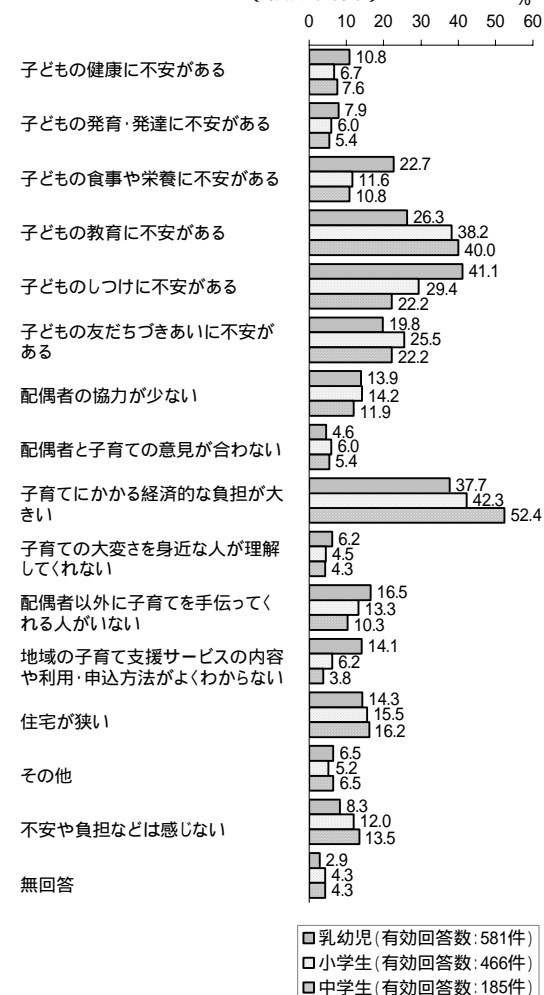
具体事業一覧

:後期行動計画において重点的に取り組む施策(重点個別施策)

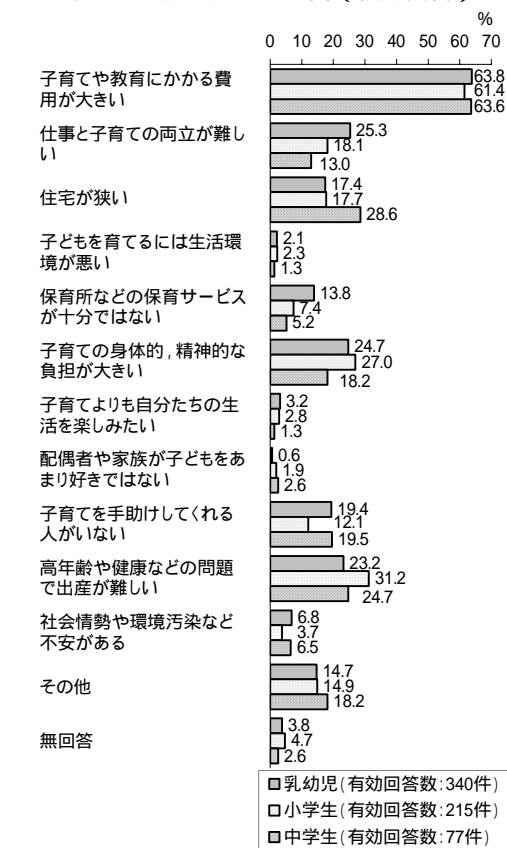
事業No.	事業名	担当課	事業内容	平成21年度実績	平成26年度目標
養育費, 教育費への支援(重点)					
96	乳幼児等医療費助成	保険医療助成課	小学校第3学年終了前児童が健康保険を使って医療機関に掛かったとき, 窓口で支払う一部負担金を公費(県・市)で助成する。	実施	継続
97	障害者医療費助成	保険医療助成課	障がい程度1級から3級までの身体障がい者児, 障がい程度が重度又は中度の知的障がい者児, 障がい程度が1級の精神障がい者児が健康保険を使って医療機関に掛かったとき, 窓口で支払う一部負担金を公費(県・市)で助成する。	実施	継続
98	こども医療費助成制度	保険医療助成課	心身・体力等で節目となる前青年期から思春期にいたる10~15歳を対象に子育て世代が安心して子育てできるよう, 精神的・経済的負担の大きい入院医療費の一部を支援する。	未実施	実施 (22年度)
99	出産育児一時金	保険医療助成課	国民健康保険に加入している人が出産(妊娠4か月以上の死産, 流産を含む)をしたときに手当を支給する。	実施 (42万円または39万円)	継続
88	母子家庭等医療費助成 <再掲>	保険医療助成課	ひとり親家庭や両親のいない家庭の児童が健康保険を使って医療機関に掛かったとき, 窓口で支払う一部負担金を公費(県・市)で助成する。	実施	継続
89	生活保護費 母子加算 <再掲>	生活援護課	ひとり親世帯やこれに準ずる世帯で18歳未満等の児童のいる世帯に母子加算を支給する。	実施	継続
100	障害児福祉手当	障害福祉課	重度障がいのため, 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の人で, 施設等に入所していない児童に支給する。	実施	継続
101	重度心身障害児介護手当	障害福祉課	居宅で6か月以上寝たきりの状態にある重度の在宅心身障がい児を介護している人に対して, 介護手当を支給する。	実施	継続
102	特別児童扶養手当	障害福祉課	心身に障がいのある20歳未満で施設に入所していない児童を介護している親, または養育者に手当を支給する。 (所得制限有り)	実施	継続
103	福祉施設等通園(通学)費扶助	障害福祉課	市外の福祉施設等に通園(通学)する児童, 「すくすく学級」に通所する乳幼児等に通園(通学)費を支給する。	実施	継続
104	こども手当	こども課 (こども担当)	児童手当に替えて, 中学3年生まで対象を拡大し, 手当を支給する。	未実施	実施 (22年度)
105	交通遺児就学奨励金	こども課 (こども担当)	交通事故により保護者を失った交通遺児に対し, 就学奨励金を支給する。	実施	継続
106	児童福祉施設入所児童補助金交付	こども課 (こども担当)	児童福祉施設に入所している児童の扶養義務者に対して, 負担する費用の半額を助成する。	実施	継続
92	児童扶養手当 <再掲>	こども課 (こども担当)	父母の離婚等で父のいない児童や両親のいない児童等, 父と生計を共にしていない児童(18歳に達した最初の3月末までの児童, 障がいのある場合は20歳)を養育している方に支給する。	実施	充実 (対象を父子家庭へも拡大及び5年経過の条件を解除)
93	母子(寡婦)福祉資金の貸付 <再掲>	こども課 (こども担当)	母子家庭(寡婦)の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り, 併せて扶養している児童の福祉を増進するため, 修学資金, 事業開始資金, 技能習得資金等13種類の貸付を行う。	実施	継続

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成21年度実績	平成26年度目標
94	ファミリー・サポート・センター料金の助成 <再掲>	こども課 (こども担当)	ファミリー・サポート・センター料金をひとり親家庭をはじめ、低額所得家庭へ助成を行う。	未実施	実施 (23年度)
107	第2子以降の保育料の軽減	こども課 (保育所担当)	保育所へ同時に2人以上入所した場合、第2子の保育料を半額にし、第3子以降を無料にする。	実施	継続
108	ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金	こども課 (保育所担当) 教育委員会管理課	同一世帯で18歳未満の児童が3人以上おり、かつ、3番目以降の児童が公立幼稚園・認可保育所に通っている世帯に対して、保育料の一部を助成する(所得制限あり)。	実施	継続
109	幼稚園保育料の減額、免除	教育委員会管理課	一定の所得以下の世帯に公立幼稚園保育料の減額、免除を行う。	実施	継続
110	私立幼稚園就園奨励費補助	教育委員会管理課	一定の所得以下の世帯に私立幼稚園保育料の助成を行う。	実施	継続
111	就学奨励費支給	教育委員会管理課	市立小・中学校に在学する児童、生徒の保護者に学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費等を援助する。	実施	継続
112	奨学金	教育委員会管理課	保護者の所得が一定基準以下で高等学校等に在学する生徒に対し、奨学金を援助する。	実施	継続
113	朝鮮人学校就学援助費	教育委員会管理課	初級部、中等部に在籍する児童、生徒の保護者に対して学用品費、新入学学用品費及び修学旅行費を援助する。(所得制限あり)	実施	継続
114	留守家庭児童会育成料の減額、免除	スポーツ・青少年課	一定の所得以下の世帯に、留守家庭児童会育成料の減額、免除を行う。	実施	継続

図表 子育てに関して不安や負担などを感じていること(複数回答)



図表 理想の子どもの数よりも、実際(予定)の子どもの数が少ない理由(複数回答)



資料：左右とも子育て支援に関する市民アンケート調査

基本目標 2 母と子どもの健康の確保と推進

- (1) 食生活と健康
- (2) 母と子どもの健康の確保
- (3) こどものこころのやすらかな発達の促進
- (4) 思春期保健対策の充実
- (5) 小児医療の充実

< 「芦屋市健康増進・食育推進計画」 抜粋編集 >

【別添】 P91 ~ P114 参照

基本目標3 豊かな心・健やかな体を育む環境づくり

(1) 次代の親の育成

現状と課題

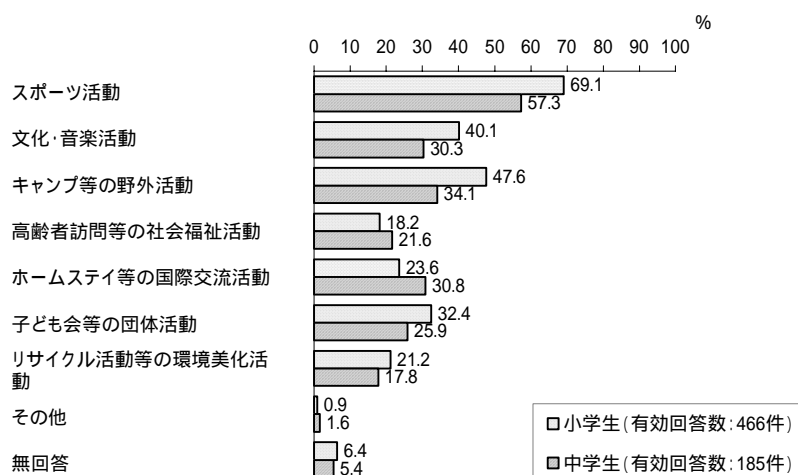
少子化や核家族化などの影響で、地域社会でのつながりが希薄になっています。家庭では少ない兄弟姉妹の中で育ち、地域では子ども同士が集団で過ごす機会が減少しているため、人間関係をつくる力が弱くなってきているとともに、大人になっても社会性が身につけていないことが指摘されています。そのため、子育てに悩み、育児の孤立化、さらには児童虐待という痛ましい結果に結びついてしまう事例も多々あります。社会全般に子育てに対する不安が広まる中で、積極的に子育てにかかわっていけるように、将来、親世代となる子どもたちに家庭の大切さや子どもを生み育てる喜びを伝えていくことが大切です。

本市では、中高生を中心に、若い世代が子どもを生み育てることの意義や家庭の重要性について理解を深められるように、トライやる・ウィークなどの事業を通じて、乳幼児とのふれあいの機会づくりを進めているものの、まだまだ少ない現状となっているため、それら事業のさらなる拡充が必要です。

施策の方向性

中学生、高校生等が、子どもを生み育てることや、男女が協力して家庭を築くことの大切さの理解を深めるため、教育・啓発を行うとともに、乳幼児とふれあう機会の拡充を図ります。

図表 お子さんが参加したことがある、もしくは、今後参加させたい地域活動やグループ活動（複数回答）



資料：子育て支援に関する市民アンケート調査

具体事業一覧

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
子育てに関する学習やふれあいの機会					
115	家庭や子どもの大切さについての教育、啓発	こども課 (こども担当) 学校教育課	家庭や子どもの大切さについての理解を深めるために、学校園における保育・授業やボランティア活動を通して幼い子どもとふれあう機会を持ち、将来子育てに向き合う気持ちを養う。	実施	継続
116	次代の親の育成のための保育体験	こども課 (こども担当)	子育てセンターで、夏休み等に次代の親となる中・高・大学生に保育体験の場を提供する。	未実施	実施 (23年度)
117	保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習	こども課 (保育所担当) 健康課 学校教育課	中高生に子育ての喜びや楽しさを伝えるために、保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における乳幼児とのふれあい体験学習を実施する。	実施	継続

地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・3歳ぐらいから生存競争が始まっており、子どもたちは忙しくなっている。もう少し親の考えを変えないといけない。
- ・子どもが豊かに育っていくには、保護者が仲良くやっていくことが大切。どこかでいたわりあっていることがわかれば、子どもにも伝わる。
- ・今は環境が守られすぎではないか。子どもも親も自立ができていない。
- ・子ども同士は孤立しないようにと常に思っている。立場がフィフティ・フィフティではない。
- ・今の子どもは人を思いやる心がなくなっているように感じる。
- ・幼稚園児は先生の言うことは一番と思っている。そういう時期にきっちりと伝えることが必要である。
- ・塾へ弁当を持っていき、家でご飯を食べない子どもたちが増えているが、健やかな豊かな心を育むことになっているだろうか。
- ・サービスが行き届きすぎて、子どもの感覚がおかしくなったり、社会性を無くしたりしている。

地域協議会からの意見（グループインタビュー）

子育てをしていて楽しい時はどんな時ですか

- ・子どものしぐさなどがかわいい時
- ・どんなにしんどいことでもあとから思えば楽しいと感じる
- ・子どもの成長がわかる時（親を気遣ったり、一人でできなかったことができるようになったなど）
- ・兄弟で仲良く遊んでくれて、自分の用事ができる時

(2) 家庭の教育力の向上

現状と課題

家庭はすべての教育の出発点であり、親子の絆や家族のふれあいを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を持っています。

小学生の保護者のアンケート調査では、「しつけについては家庭教育」「体験を通じ人間性を育成する場としては学校教育」という回答が多くありました。

しかし、核家族化、地域とのつながりの希薄化、働く女性の増加、サービスの充実など、子育て家庭の環境が大きく変化していることもあり、家庭の教育力が低下し、過保護や甘やかせず、過干渉な親が増加しているといわれています。

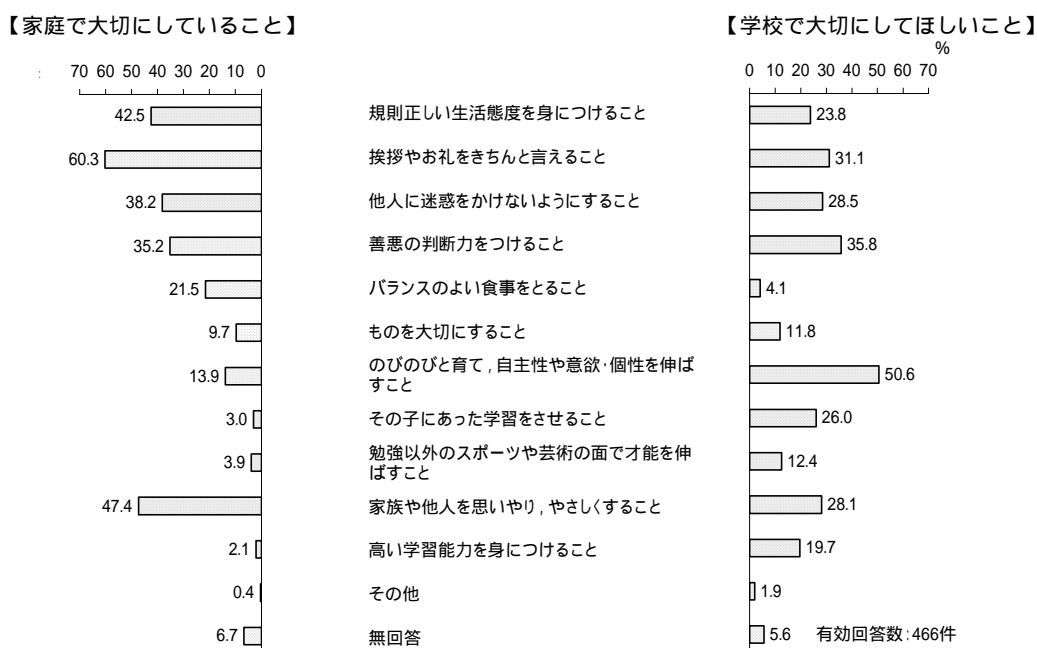
本市では、親としての資質の向上や能力を身に付けるための学習機会や情報提供、家庭の教育問題に関する相談等の事業を実施していますが、引き続き、それら事業の充実が必要となっています。

施策の方向性

家庭の教育力を高めるため、「家庭教育の大切さ」を普及・啓発するとともに、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や子育て支援の専門的人材の養成など、家庭教育に関する総合的な取り組みを推進します。

特に「親となるための学習機会や支援」施策を重点に捉え、家族の絆を深めるため、父親が子育てに参加できる機会を充実するとともに、家庭の教育力の向上をめざし、親として資質や教育力を身につけるための学習機会の確保や情報提供に努めます。

図表 子育てにおいて家庭で大切にしていること、学校で大切にしてほしいこと（小学生）（複数回答）



資料：子育て支援に関する市民アンケート調査

具体事業一覧

：後期行動計画において重点的に取り組む施策（重点個別施策）

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
親となるための学習機会や支援（重点）					
118	父親の子育てに対する積極的参加の促進	市民参画課 こども課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。	実施	充実 （父親の参加できる行事の増加）
119	家族の絆を深める体験ができる場の提供	こども課 （こども担当）	家族全員で参加することで家庭の大切さを考え家族の絆を深める事ができるイベント等を実施する。	未実施	実施 （22年度）
28	プレイパーク事業 （ふれあい冒険ひろば） ＜再掲＞	こども課 （こども担当）	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。	実施 （年1回）	継続
29	子育て井戸端会議 ＜再掲＞	こども課 （こども担当）	子育ての悩みを気軽に話し合う場を提供する。	実施* （年7回）	継続
30	子育て講演会の開催 ＜再掲＞	こども課 （こども担当）	「子育て講座」を開催する。	実施* （年12回）	継続
72	子育てグループの育成 ＜再掲＞	こども課 （こども担当）	地域の親子が楽しく交流が図れるよう、自主的な子育てグループの育成を支援する。	実施 （14グループ）	充実
32	プレおや教室 ＜再掲＞	健康課	妊娠中期以降の妊婦を対象としたマタニティークッキングは2回シリーズの講座で、仲間づくりをめざしたグループワークと調理実習、また飲酒や喫煙が胎児に及ぼす影響についての内容も含めて行う。パバママ教室と沐浴教室は夫婦で育児を目的に土曜日に開催する。	実施	充実
120	環境・食育講座	児童センター	就学前の親子を対象に身近な題材をテーマに楽しく学習する。	実施* （年1回）	継続
37	ミニ講演会の開催 ＜再掲＞	児童センター	「子どもの人権」をテーマに、子育て、教育等について講演会を行い、話し合いの場を提供する。	実施 （年1回）	継続
38	子育てサポートブック（家庭教育手帳）の配布 ＜再掲＞	生涯学習課	健診と入学時等に家庭教育手帳（文部科学省発行）を配布する。（パパ手帳に替わる物）	実施	継続
40	子育て学習会 ＜再掲＞	公民館	幼稚園において「幼児教育講座」を開催する。	実施 （9幼稚園）	継続
41	子育てに関する公民館講座 ＜再掲＞	公民館	子育てについての講座を開催する。	実施* （年4回）	継続
42	教育問題講座及び講演会 ＜再掲＞	公民館	教育に関する講座・講演会を開催する。	実施* （年4回）	継続

「*」は平成20年度実績

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
家庭の教育問題に対する相談					
8	民生委員・児童委員による相談, 指導 <再掲>	地域福祉課	各地区において地域住民の生活に関する相談, 支援や, ひとり親家庭, 障がい者等の福祉行政への協力を行う。	実施 (111人)	継続
12	家庭児童相談 <再掲>	こども課 (こども担当)	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	実施	継続 (仮称)福祉センターに移設)
14	子育てセンターでの電話相談(子育てホットライン), 来所相談 <再掲>	こども課 (こども担当)	専門相談員が来所, 電話による子育て相談を実施する(夜間はFAX対応)。	実施	充実 (環境整備)
15	保育所での育児相談 <再掲>	こども課 (保育所担当)	電話による子育て全般に関する相談を実施する。	実施 (公立6保育所)	継続
17	育児相談 <再掲>	健康課	乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士, 助産師によるこどもの発達や育児についての個別相談を行う。	実施 (月1回)	継続
20	カウンセリングセンターの電話, 面接相談 <再掲>	学校教育課	保護者を対象に, 不登校, 無気力, 非行, 性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて, 電話, 面接による相談を実施する。	実施 (電話: 週3日 10:00~ 16:00 ・面接: 週2日 12:30~ 16:30)	継続
21	特別支援教育センターの相談 <再掲>	学校教育課	特別支援教育の対象となる幼児・児童・生徒の保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。	実施	充実 (環境整備)
22	教育相談 <再掲>	打出教育文化センター	幼児・児童とその保護者を対象に, 心のケア, 不登校, 子どもの情緒不安, 学習不安等の相談を行う。必要に応じて専門相談員による遊びを通した子どもの実態分析を実施している。	実施 (月~金 9:00~ 17:00 ・専門: 週3日 13:30~ 17:15)	継続
23	青少年愛護センターの相談 <再掲>	青少年愛護センター	青少年の問題全般について, 電話, 来所及び訪問による相談活動を実施する。	実施 (月~金 9:00~ 17:30)	継続

地域協議会からの意見(ワークショップ)

- ・預かる場所やサービスがありすぎて, 親同士が知恵をしぼることができていない。
- ・今のお母さんは贅沢すぎる。一番大事なことを忘れていないか。
- ・わざわざお金をかけなくても, 園庭開放などいいものもある。子どもを預けるだけでなく, 親も一緒に何かするということが必要。
- ・この時期にこういう本をというメニューを4ヶ月健診で渡しているが, もう少し健診(月齢・年齢)ごとに分けて出した方がよい。
- ・図書館を利用しやすくできるような時間延長をしてほしい。
- ・雨の日は雨の日の過ごし方があるのに, 雨の日も遊ぶ場所を与えて欲しいという親の考え方がある。「雨の日はこんな遊び方があるよ」というちょっとしたアドバイスがあるといい。
- ・小学生の3年から10時ぐらいまで塾に通い, 寝るのは12時過ぎという子どももいる(塾は9時まで, 9時以降は補習)。塾の宿題をみるのが親とのコミュニケーションになっている。
- ・今の子どもの背景はモンスターペアレント, ヘリコプターペアレントが影響していることがある。

(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状と課題

豊かで便利な社会の中で、利己的な意識、自己責任の考え方の欠如、物質的な価値や利便性、効率性の重視等により、社会全体のモラルが低下しています。そのほか、生活環境や生活習慣にも変化が生じ、子どもの育成において大きな影響を及ぼしています。そのような中で、子どもの人間形成の場として期待される学校園の役割もさらに大きくなり、自ら学び考え、主体的に行動できる「生きる力」を育むことが重要です。

本市では、基礎・基本知識の習得に加え、心の教育や体験的活動など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備を推進していますが、遊びに関して「何もないところでは自分たちで考えて遊ぶことができない子どもが多い」といった意見もあります。

すべての子どもが、社会の変化において主体的に「生きる力」を備え、さらに知識・技能の確実な修得と思考力、判断力、表現力等を育成する取り組みが必要となっています。

施策の方向性

家庭、地域との連携・協力のもと、基礎的な知識や技能に加え、確かな学力、豊かな心、健康や体力づくりなど「知・徳・体」の調和のとれた教育を推進するとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな教育を充実します。

地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・学歴社会など、情報にあおられている。子どもたちも良い点をとることに喜びを感じるようになっている。
- ・子どもたちが勉強することはいいが、勉強ばかりの偏りは次世代育成にはならないのではないかと。心と体、道徳がバランスよくないと社会人になったときに問題があるのではないかと。
- ・芦屋の子どもは体力の低下が著しい。親の役割として健康な体づくりをめざしてほしい。
- ・体育の時間に鬼ごっこなどを組み込まないと、何もないところでは自分たちで考えて遊ぶことができない。
- ・昔は勉強やスポーツなどで違いを認めていた。今は横並びの学校教育、歪んだ平等主義が進んでいるのではないかと。
- ・今の学校の教師は保護者の対応で個性を無くしている。
- ・今の保護者は学校に対する依存心がある。自分の見えないところはどこかに依存してしまう。

具体事業一覧

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
幼児教育環境の充実					
121	保・幼の連携強化と積極的交流	こども課 (保育所担当) 学校教育課	一貫した就学前保育, 教育が行えるように, 保育所, 幼稚園との連携や積極的な交流を図る。	実施	継続
122	小学校との連携	こども課 (保育所担当) 学校教育課	保育所, 幼稚園から小学校へのつながりが円滑に行えるように, 小学校との連携や積極的な交流を図る。	実施	充実
123	幼稚園施設の有効活用(なかよしひろば, 子育てグループへの活動の場の提供)	教育委員会管理課	地域の子育て支援の拠点の一つとして, 幼稚園機能の有効活用を図り, 地域における子育て支援活動の充実を図る。	実施	継続
124	幼稚園における食に関する情報提供, 指導	学校教育課	乳幼児期から正しい食習慣が身に付けられるように, 幼稚園に通う幼児の保護者に対し, 食に関する情報提供や指導を行う。	実施	継続
125	幼稚園の食に関する指導者の充実	学校教育課	保護者や幼児に対する食育教育を充実するため, 栄養士会等の関係機関と連携を図る。	実施	継続
126	幼稚園における配慮を要する幼児の受け入れ指導	学校教育課	配慮を要する幼児が地域社会の中で充実した生活を送れるように, 幼稚園での受け入れ, 指導を行う。	実施	継続
127	幼稚園職員等の人材育成と資質の向上	学校教育課	指導者の資質や指導力の向上を図るため, 教職員の研修の充実を図る。	実施	継続
128	なかよしフェスティバルの開催	学校教育課	幼稚園行事として開催する。体操やゲーム等の活動を通して, 親子やより多くの人とのふれあいを深める。	実施* (年1回)	継続
129	子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム芦屋っ子)	学校教育課	読書の好きな子どもにするために「子ども読書街づくり推進委員会」を設置し, 学校図書館の整備, 親子読書週間, 家読運動, 読書フォーラム, 図書リスト400選・読書ノート作成などに取り組む。	実施	充実 (22年度)
学校教育環境の充実					
130	安全教育(防災教育, 防犯教育)	防災安全課 学校教育課	学校における危機管理意識を高めるために, CAP講習会, 避難訓練等の防災, 防犯教育を実施する。	実施	継続
131	ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成	児童センター 学校教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 公民館	携帯電話やパソコン等, 情報機器の適正な利用や, 発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行う。	実施	継続
132	(仮称) 芦屋市教育振興基本計画策定・推進	教育委員会管理課 学校教育課 生涯学習課	これまでの市の教育の成果と課題を踏まえつつ, 芦屋の教育を一層充実させるため, 中期的な取り組みの考え方や具体的施策を示す本市教育の基本的な計画を策定し実施する。	未実施	実施 (22年度)
133	学校における食育の実施	学校教育課	学校において食育に関する教育活動を実施する。	実施	継続
134	学校の給食の充実	学校教育課	栄養バランスのとれた良好な子どもの食生活を確保するため, 学校において給食を継続実施する。	実施	継続
135	学校の食に関する指導者の充実	学校教育課	保護者や児童に対する食育教育を充実するため, 栄養士会等の関係機関と連携を図る。	実施	充実 (研究)
136	学校における健康診断	学校教育課	学童期, 思春期における子どもの健康の保持増進と疾病の早期発見, 早期治療のために, 学校において健康診断を継続実施する。	実施	継続
137	スクールカウンセラー, 保健室の活用	学校教育課	子どもが身近なところで気軽に相談できるように, スクールカウンセラーの配置, 保健室の充実を図る。	実施 (5校)	継続

「*」は平成 20 年度実績

第4章 施策の推進方向

基本目標3 豊かな心・健やかな体を育む環境づくり

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
138	文化体育振興事業	学校教育課	自由研究，教育活動展・中学校総合文化祭・造形教育展の開催，総合体育大会の運営等を行う。	実施	継続
139	学校体育振興事業	学校教育課	各種スポーツ大会への積極的参加と交流，スポーツテストの実施と体力向上に向けた取り組みを実施する。	実施	充実
140	環境教育推進事業	学校教育課	小学3年生全員を対象に里山・田や畑・川や海岸において環境体験活動を実施する。	実施	継続
141	自然学校事業	学校教育課	小学5年生全員が家庭を離れ，4泊5日の野外活動宿泊を実施する。	実施	継続
142	情報教育の推進	学校教育課	学校のコンピュータやネットワークを整備し，児童・生徒・教員の情報機器活用能力の育成を図る。	実施	充実
143	国際理解教育推進事業	学校教育課	外国語教育・外国人児童生徒への支援の充実を図るために，小学校英語活動の推進，中学校ALTの配置，日本語指導ボランティアの配置を行う。	実施	充実
144	適応教室「のびのび学級」	学校教育課	不登校傾向の子どもたちのために設置されたスペース。子どもたちが自分で考え，学習し，相談を受けたりしながら，体験を通して自分自身や対人関係に自信を持ち，自立する力を培うことで学校へ復帰できるよう援助する。	実施	継続
145	なかよし交流キャンプ	学校教育課	障がい児と健常児がともに共同生活を通して相互の理解と援助を体験的に学習するとともに，障がい児の自立心を養う。	実施	継続
146	小中学校における特別支援教育	学校教育課	教育，福祉，医療等の機関の相互の連携を図り，適正な就学指導を推進する。	実施	継続
147	トライやる・ウィーク	学校教育課	地域社会や豊かな自然の中で，保護者や地域のボランティアの協力を得て，公立中学校2年生全員が職場体験活動，文化活動，ボランティア活動等の様々な体験活動を行う。	実施	継続
148	学校職員等の人材育成と資質の向上	学校教育課	指導者の資質や指導力の向上を図るため，教職員の研修の充実を図る。	実施	継続
149	進路指導の推進事業	学校教育課	進路担当者会，進路協議会を開催し，進路に係る情報提供・交換を行うなど学校における進路指導を支援する。	実施	継続
150	地域の指導者の活用等による指導体制の充実	学校教育課	地域における様々な指導者による教育活動を実施し，地域ぐるみで教育活動を推進する。	実施	継続
151	学校間交流	学校教育課	小・中学校間の連携強化を図る。	実施	充実
129	子ども読書の街づくり推進事業（ブックフォーム芦屋っ子）<再掲>	学校教育課	読書の好きな子どもにするために「子ども読書街づくり推進委員会」を設置し，学校図書館の整備，親子読書週間，家読運動，読書フォーラム，図書リスト400選・読書ノート作成などに取り組む。	実施	充実（22年度）
152	人権教育の啓発	生涯学習課	人権教育啓発としてグッズ等を配布し，啓発する。	実施	継続
保護者・地域から信頼される学校園づくり					
153	学校評議員制度及び学校評価	学校教育課	保護者や地域住民の意見，意向を積極的に取り入れるとともに，学校関係者評価を行い，家庭・学校・地域の連携による特色ある教育活動を推進する。	実施	充実
154	地域への情報提供	学校教育課	各学校園が，幼児・児童・生徒や地域の特性に応じた教育目標・教育計画を明確にして学校評価を行ったり，学校園のHPを作成したりしながら保護者や地域住民の理解を促進するための情報提供を行う。	実施	継続

(4) 地域における子どもの居場所づくりの推進

現状と課題

都市化や少子化が進み、学歴重視の傾向やゲーム機等を中心とした遊び方の変化、治安の悪化等により、子どもたちが地域住民や自然とふれあう機会は減少しています。こうした状況は、子ども自身のゆとりをなくし、仲間意識も希薄になり、人格形成に大きな影響を与えています。

本市では、子どもの居場所づくり事業を推進してきました。しかし事業によっては、参加者が集まりにくいものもあり、その要因として、アンケート調査によると、平日の時間帯ごとの過ごし方で、小学生は、「塾や習い事に行っている」、中学生は、「クラブ活動をしている」、「塾や習い事に行っている」割合が高くなっており、平日の事業への参加は難しい現状であることがわかりました。

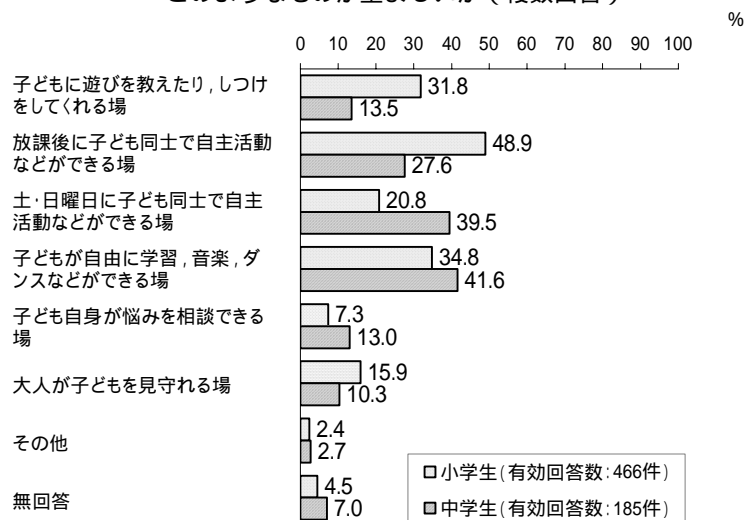
このような状況において、子どもの社会性を育むためには、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加することが大切となり、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行う必要があります。

施策の方向性

地域の中での公共施設等の活用を図り、地域活動等を通じた居場所づくりを推進します。

特に、前期行動計画・中間検証での施策評価が低く、市民からも求められている「居場所づくり」施策を重点に捉え、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域の中で安心して、子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

図表 身近な地域で、子ども同士の交流などができる場として、どのようなものが望ましいか（複数回答）



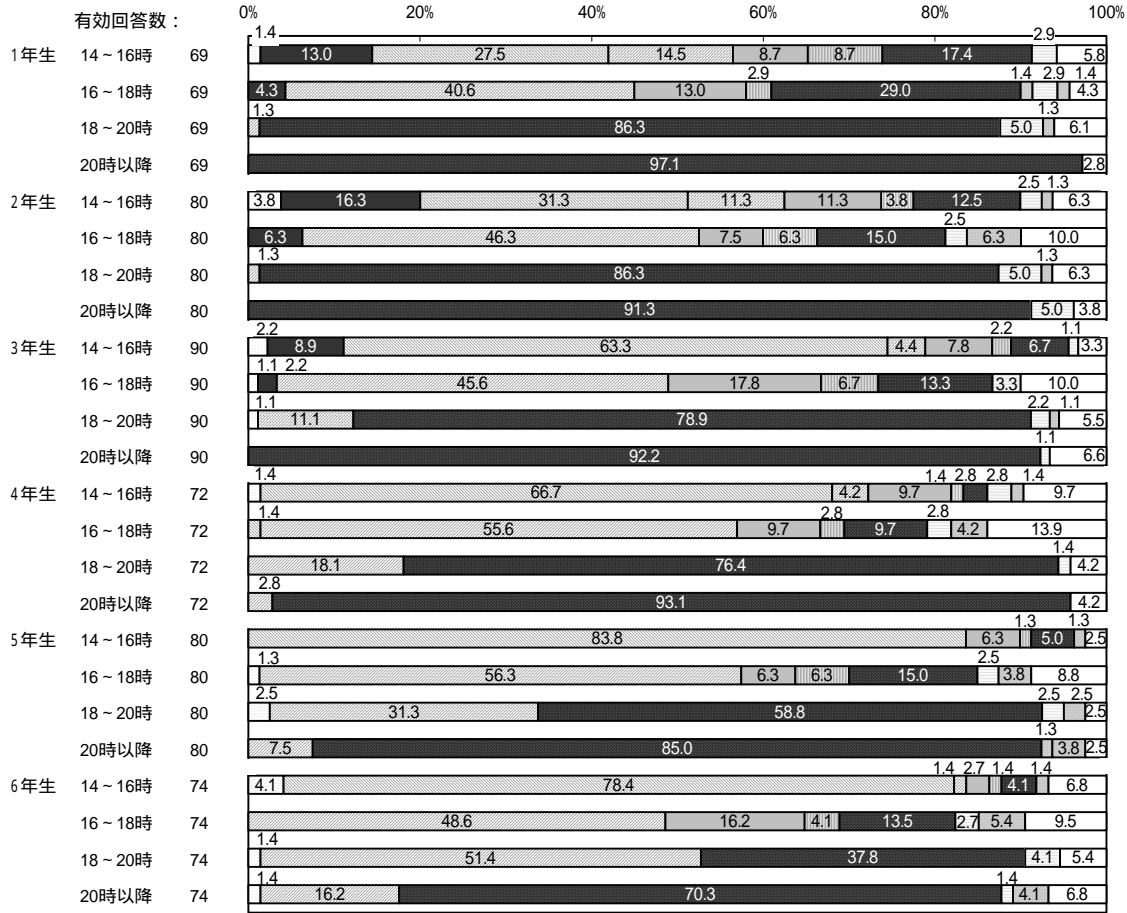
資料：子育て支援に関する市民アンケート調査

第4章 施策の推進方向

基本目標3 豊かな心・健やかな体を育む環境づくり

図表 平日の時間帯ごとの子どもの過ごし方（単数回答）

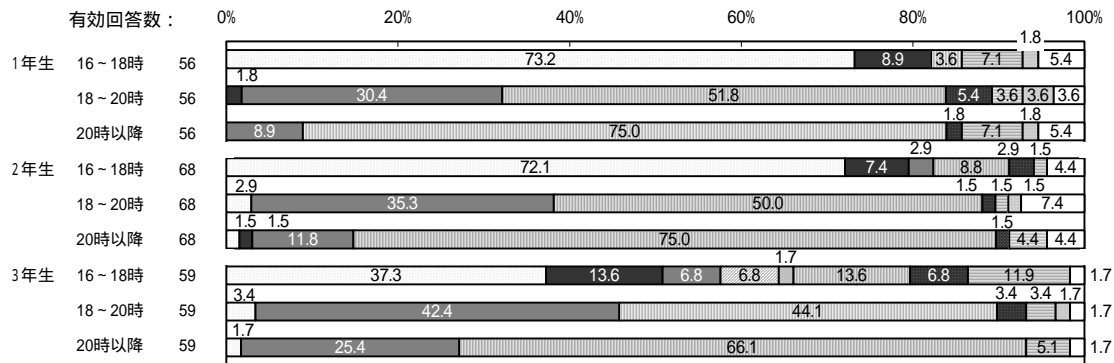
【小学生】



- クラブ活動をしている
- 学校にいる(クラブ活動・学童保育を除く)
- 塾や習い事に行っている
- 友だちの家にいる
- ベビーシッターなどと過ごしている
- 家で1人で過ごしている(勉強や遊びなど)
- 無回答
- 学童保育で過ごしている
- 図書館などの公共の施設にいる
- 友だちと外で遊んでいる
- 保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごしている
- 家で兄弟・姉妹や友だちなど子どもだけで過ごしている
- その他

*ベビーシッターについては、ファミリー・サポート・センターの利用を含んでいます。

【中学生】



- クラブ活動をしている
- 学校にいる(クラブ活動を除く)
- 塾や習い事に行っている
- 友だちの家にいる
- 保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごしている
- 家で兄弟・姉妹や友だちなど子どもだけで過ごしている
- 家で1人で過ごしている(勉強や遊びなど)
- 無回答

資料：子育て支援に関する市民アンケート調査

具体事業一覧

：後期行動計画において重点的に取り組む施策（重点個別施策）

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
居場所づくり（重点）					
155	地区集会所の有効活用	市民参画課	地区集会所を地域のコミュニティ活動の場として提供する。	実施	充実
54	芦屋三大まつりでの交流 <再掲>	市民参画課 経済課	「芦屋さくらまつり（4月）」・「芦屋サマーカーニバル（8月）」（市民参画課）、「あしや秋まつり（10月）」（経済課）の三大まつりを通じて、世代間交流を図る。	実施	継続
57	空き店舗を活用した子育て支援への助成 <再掲>	経済課	市内の商店街の活性化を図るため、商業施設等の空き店舗を活用した子育て支援サービス希望者へ助成を行う。（県事業）	実施	継続
156	その他公的施設の空きスペースの開放	地域福祉課 健康課 児童センター 教育委員会管理課 スポーツ・青少年課	子どもの居場所づくりを推進するため、公的施設の空きスペースの有効活用を図る。	実施	継続
157	世代を超えて集える遊び場	こども課 （こども担当）	いつでも気軽に世代間、異年齢交流が図れるよう、世代を超えて自由に集える場づくりを推進する。	未実施	実施
28	プレイパーク事業（ふれあい冒険ひろば） <再掲>	こども課 （こども担当）	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。	実施 （年1回）	継続
77	子育て支援センター <再掲>	こども課 （こども担当）	（仮称）福祉センターに子育て支援センターを開設し、子育てセンター、家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター等を1か所にまとめ、更に学齢期の居場所事業を行い、子育て支援の拠点とする。	未実施	実施 （22年度）
158	都市公園，児童遊園等の整備	公園緑地課	子どもの安全な遊び場を確保するため、都市公園・児童遊園等の整備を図る。	実施	継続
159	児童館（児童センター）の充実	児童センター	放課後、児童が活動できる場を確保するために、児童館事業の充実を図る。	実施	継続
160	児童館（児童センター）の周知，情報提供	児童センター	児童館の存在，児童館活動の周知を図るために，情報提供を行う。	実施	継続
161	育児サポートルーム	児童センター	市内子育てグループに遊戯室を開放する。	実施 （月1回）	継続
162	公共施設等利用料金の軽減	児童センター 教育委員会管理課 打出教育文化センター スポーツ・青少年課 公民館 美術館 美術博物館	子どもたちが公共施設を利用して様々な活動ができるよう，施設の利用料金の軽減を図る。	実施	継続
163	文化施設の開放	打出教育文化センター 公民館 美術博物館	子どもの居場所づくりを推進するため，文化施設の有効活用を図る。	実施	継続
164	子どもの居場所としての青少年センターの充実	スポーツ・青少年課	児童の活動の場の一つとなるように，青少年センター機能の充実を図る。	実施 （プレイルームの開放）	継続
165	自然学習が身近にできる環境づくり（里山づくり）	スポーツ・青少年課	小学生高学年や中学生が思う存分体力を使うことができるような身近な環境がこれから求められている中で，自然学習や体験ができる環境づくりを推進する。	実施	継続

第4章 施策の推進方向

基本目標3 豊かな心・健やかな体を育む環境づくり

事業No.	事業名	担当課	事業内容	平成21年度実績	平成26年度目標
166	小学校の校庭開放	生涯学習課	幅広い年齢の児童が安全に活動、交流できる場としていつでも気軽に利用できるように、年間を通して公立小学校の校庭を開放する。	実施	充実
167	放課後子どもプラン(教室型)	生涯学習課	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の校庭等を開放し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。	実施	継続
168	美術博物館を利用したこどもの創造力の育成	美術博物館	美術博物館において幼・小・中学校と連携して美術レクチャー、造形教室、ワークショップ等を行い子どもの創造力を育成する	実施	継続
児童館における活動					
169	こどもひろば	児童センター	2～3歳児と児童厚生員との自由遊び	実施 (月1回)	充実 (回数)
170	親子ミニトランポリン教室	児童センター	ミニトランポリンを通し、基礎体力と平衡感覚を養う。	実施* (年20回)	継続
171	小学生トランポリン教室	児童センター	トランポリンを通し、基礎体力と平衡感覚を養う。	実施* (年30回)	継続
172	手づくりひろば	児童センター	折り紙を制作することにより、子どもの手先の器用さや集中力、創造力を養う。	実施 (夏休み及び春休み)	継続
173	ジュニアクラブ	児童センター	基本的な生活習慣を身につけ、様々な活動、体験、遊びを通じて、仲間づくり及び生活体験を豊かにする。	実施 (週2回/ 夏休み中 週4回)	継続
174	ジュニアパソコンクラブ	児童センター	小学1・2年生を対象にパソコンの基本操作を学び、パソコンに親しむ。	実施 (週2回)	継続
175	映画会	児童センター	図書館視聴覚ライブラリーや、一般貸出しフィルムを鑑賞し、子どもの創造力を養う。	実施 (年2回)	継続
176	人形劇	児童センター	人形劇を通して豊かな心を育てる。	実施* (年1回)	継続
177	自習室の設置	児童センター	子どもが自由に来て学習ができるよう、自習室を開放する。	実施	継続
178	図書活動	児童センター	子どもが自由に来て、図書を閲覧、貸し出しができるよう、図書室を設置・開放する。	実施	継続
179	親子自然教室	児童センター	野外で自然に触れながら、植物や昆虫の採集、観察を行い、親子及び参加者同士の交流を図る。	実施* (年6回)	継続
52	ひよこひろば <再掲>	児童センター	2歳児の親子を対象に、いろいろな遊びを通して児童の健全育成を図り、親子または子ども同士のふれあいを深め交流を図る。	実施 (月2回)	継続
53	親子クラブ <再掲>	児童センター	3歳児の親子を対象に、いろいろな遊びを親子で行い、幼児の感性と体力を育て、親子のむすびつきと、保護者間の交流を深める。	実施 (週1回)	継続
120	環境・食育講座 <再掲>	児童センター	就学前の親子を対象に身近な題材をテーマに楽しく学習する。	実施* (年1回)	継続

「*」は平成20年度実績

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標
保育所，幼稚園，図書館，公民館，その他公共施設における活動					
43	あい・あいる～む <再掲>	こども課 (こども担当)	市内の公共施設の空きスペースを活用し，親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生児童委員がスタッフとなり，相談・助言・情報提供を行う。	実施 (4か所)	継続
45	なかよしひろば <再掲>	こども課 (こども担当)	地域の乳幼児の親子の交流の場，遊び場として，公立6幼稚園の施設の一部を開放する。	実施 (6か所)	継続
46	こどもフェスティバルの開催 <再掲>	こども課 (こども担当)	いろいろな遊びコーナー等，子どもが1日楽しく過ごす機会としてイベントを開催する。	実施* (年1回)	継続
48	園庭開放 <再掲>	こども課 (保育所担当)	地域の乳幼児の親子の交流の場，遊び場，子育ての相談の場として，保育所の園庭を開放する。	実施 (6か所)	継続
49	体験保育 <再掲>	こども課 (保育所担当)	親子で保育所の生活を体験する。	実施 (6か所)	継続
50	出前保育 <再掲>	こども課 (保育所担当)	保育士と保育所児が公園等で地域の子ともと交流する。	実施 (2か所)	継続
117	保育所，幼稚園，乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習 <再掲>	こども課 (保育所担当) 健康課 学校教育課	中高生に子育ての喜びや楽しさを伝えるために，保育所，幼稚園，乳幼児健診の場における乳幼児とのふれあい体験学習を実施する。	実施	継続
180	パソコンで遊ぼう	隣保館	パソコンに触れ，パソコンの楽しさを習得する。	実施* (年4回)	継続
181	ビデオブースの利用	隣保館	ビデオブースを3台ロビーに設置し，ビデオ鑑賞できる場を提供する。	実施 (随時)	継続
182	打出こどもおはなしの会	図書館	3歳以上を対象とした市民ボランティアによる図書，絵本の読み聞かせを行う。	実施 (月1回)	継続
183	絵本の会	図書館	3歳以上を対象とした職員と市民ボランティアによる絵本の読み聞かせを行う。	実施 (週1回)	継続
184	親子で楽しむ絵本の会	図書館	「絵本の会」について保護者等とのペアで参加を募る。	実施 (年4回)	継続
185	こどもおはなしの会	図書館	小学1年生以上を対象とした職員と市民ボランティアによる図書の読み聞かせを行う。	実施 (週1回)	継続
186	親子で楽しむお話しの会	図書館	「こどもおはなしの会」について保護者等とのペアで参加を募る。	実施 (年4回)	継続
187	おはなしの研究会	図書館	大人を対象とした職員と市民ボランティアによるストーリーテリング等の実技，研究会を行う。	実施 (月1回)	継続
188	こどものほんの研究会	図書館	大人を対象とした職員と市民ボランティアによる絵本の評価等の学習研究会を行う。	実施 (月1回)	継続
189	折り紙教室	図書館	幼児～小学生を対象とした外部講師による折り紙を教授する。	実施 (年1回)	継続
190	人形劇の会	図書館	3歳～小学校低学年を対象とした外部公演者による人形劇公演を行う。	実施 (年1回)	継続
191	小学生の本の部屋	図書館	小学生を主な対象に，図書館資料を紹介する催し。(開催ごとに内容を変えている。)	実施 (年1回)	継続
192	青少年センターでの事業	スポーツ・青少年課	青少年の交流を目的とした事業を夏休みや四季を通じて実施する。	実施	継続
193	公民館の夏休み子ども対象事業	公民館	公民館において，夏休みに親子で参加できる事業を実施する。	実施	継続
168	美術博物館を利用したこどもの創造力の育成 <再掲>	美術博物館	美術博物館において幼・小・中学校と連携して美術レクチャー，造形教室，ワークショップ等を行い子どもの創造力を育成する。	実施	継続

「*」は平成20年度実績

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
地域関係団体等の育成・支援					
56	自治会活動への支援 <再掲>	市民参画課	自治組織の活動を支援し、地域住民の連帯意識を深め、コミュニティの活性化を促進する。	実施* (80団体)	継続
161	育児サポートルーム <再掲>	児童センター	市内子育てグループに遊戯室を開放する。	実施 (月1回)	継続
194	子ども会連絡協議会への支援	スポーツ・青少年課	育成指導者の研修、指導助言と助成を行う。育成者、指導者、ジュニアリーダー研修、安全教育研修、子ども代表者会議の開催を行う。	実施	継続
195	中高生をリーダーとするボランティア等の活動	スポーツ・青少年課	中高生の自主性を尊重し、かつ、地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養うことができるよう、リーダーの育成・支援を行う。	実施	継続
196	中高生向けの文化、スポーツ活動	生涯学習課	コミスクと連携して、子どもがスポーツ・文化活動に参加する機会を増やす。	実施	継続
66	コミュニティ・スクールへの支援 <再掲>	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して、支援する。	実施 (9コミスク)	継続

「*」は平成 20 年度実績

地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・野球をしようとしても、サッカーをしようとしても場所がない。
- ・子どもたちが、道端でよく話をしているところを見かけるが、本音を言い合っているだろうか。子ども同士の駆け引きもある。
- ・塾との兼ね合いがあるため、校庭開放の時間帯を利用しやすくしてほしい。
- ・今は子どもたち同士で一緒に遊ぶことができないため、上の子が下の子を見る機会があまりなく、親が見なくてはいけない（子ども同士の連帯がとれない）。子ども同士の社会がない。
- ・学校の図書室の蔵書を増やしてほしい。
- ・本などを通して創造することで豊かな心が育つと思う。
- ・山手側は図書館がない。移動しようと思っても、アップダウンが激しく困難である。
- ・以前は移動図書館があったがなくなった。図書館があれば、そこに子どもが集まり、ふれあいができる。
- ・図書館の蔵書が少なすぎる。何人待ちということもあり、新しい本が全然入ってこない。学校の図書館を開放できないだろうか。
- ・子どもの教育は減らしてほしくない。市民の本を集めれば、いい本も集まってくるのではないか。
- ・ボランティアを募って読み聞かせができないだろうか。地域ごとにできることをやってもらったほうがいい。ボランティアでお母さん方の読み聞かせをやってもらい、ボランティアの楽しさを知ってもらいたい。
- ・遊びは心のビタミン。子どもたちは子どもたちのルールを自分たちで作らないといけない。
- ・子どもたち同士の付き合い、親以外の人との付き合いもなくなっている。
- ・昔遊びなど、お金のかからない遊びが必要である。

(5) 子どもの人権が尊重される取組の推進

現状と課題

子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、多くの不安とストレスを抱えているともいわれています。それらも要因の一つとなり、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。児童虐待防止として、地域での日頃の声かけなど、関係づくりが大切です。

本市では、平成17年12月に「芦屋市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、関係機関の連携の下で、早期発見・早期対策を進め、子育ての孤立化を防ぐことに努めています。

「児童の権利に関する条約」の批准(日本国：平成6年)により、子どもの権利擁護に対する認識は年々高まっているものの、児童虐待やいじめは後を絶たず、児童の意見を表明する権利など、まだまだ意識へ浸透していないため、児童の権利擁護への意識啓発及び具体的な施策が必要です。

施策の方向性

子どもの人権をおびやかす問題に対して、未然防止の取り組みを強化するため、学校園、行政、地域が連携し、早期対応及び防止への体制の強化を行うとともに、子ども自らが意見を表明し、行動する主体的な取り組みを支援し、「児童の権利に関する条約」の普及やその主旨である「児童の最善の利益」を尊重した子どもの人権に対する正しい理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、国の指針である「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」として、保護を要する児童はもちろんのこと、広く「すべての子どもと家庭」を対象とした「相談・支援」施策を重点に捉え、さらなる充実を図り、行政、学校、関係機関、団体等と連携を行い途切れない支援を目指します。

地域協議会からの意見(ワークショップ)

- ・親自身が子育ての失敗を恐れている。
- ・保護者の人たちの相談する場所がない。子どもが迷惑をかけないようにと常に思っているが、子育てを否定されると自分自身を否定されていると思ってしまう。
- ・芦屋市では、乳幼児の保護者の居場所はあるが、小学生・中学生の保護者の居場所が少ない。
- ・保護者の横のつながりがないため、PTAをとばして、直接、校長などに行ってしまう。
- ・PTAからさらに広がりのある動きが保護者の中でとれていない(学校を卒業した保護者、役回りが終わった保護者もずっと支援者でつながってほしい)。

具体事業一覧

：後期行動計画において重点的に取り組む施策（重点個別施策）

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
意識啓発					
197	子どもの権利に対する認識の啓発・普及	人権推進担当	子どもの権利に対する認識を広く浸透させるため、啓発活動を実施する。	実施	継続
198	新たな芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定・推進	人権推進担当	平成23年度以降の新たな総合推進指針を策定し、人権教育・啓発を推進する。	未実施	実施 (22年度)
199	命の尊さに関する教育、啓発	こども課 学校教育課	虐待、いじめ、犯罪等の子どもの問題にかかわりのある機関全てが、あらゆる機会を通じ命の大切さを訴える啓発活動を行う。	実施	継続
200	子どもの虐待防止のための啓発	こども課 (こども担当)	子どもの虐待をテーマとする広報や講演会等を積極的に取り入れ、啓発活動を推進する。	実施	充実
201	「児童の権利に関する条約」啓発リーフレットの作成	こども課 (こども担当)	「児童の権利に関する条約」の普及啓発のため、だれもが理解できるように、子ども版及び大人版リーフレットを作成する。	未実施	実施 (22年度)
202	子どもの主体的活動の支援	こども課 (こども担当)	子どもの自主を尊重した、主体的な取り組みの支援を行う。	未実施	実施 (23年度)
相談・支援（重点）					
8	民生委員・児童委員による相談、指導 <再掲>	地域福祉課	各地区において地域住民の生活に関する相談、支援や、ひとり親家庭、障がい者等の福祉行政への協力を行う。	実施 (111人)	継続
59	子育て専門員の確保、配置 <再掲>	地域福祉課 こども課 (こども担当) 児童センター	身近なところに子育ての専門的な知識を持った指導者を配置し、安心して子育てができるまちづくりを目指す。	実施	充実 (子育て指導者の増員)
4	育児支援家庭訪問事業 <再掲>	こども課 (こども担当)	児童の養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認められた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	実施	継続
11	夜間・休日における電話家庭児童相談事業 <再掲>	こども課 (こども担当)	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、家庭児童相談室を利用できない時間帯（夜間・休日）にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	実施	継続
12	家庭児童相談 <再掲>	こども課 (こども担当)	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	実施	継続 (（仮称）福祉センターに移設)
14	子育てセンターでの電話相談（子育てホットライン）、来所相談 <再掲>	こども課 (こども担当)	専門相談員が来所、電話による子育て相談を実施する（夜間はFAX対応）。	実施	充実 (環境整備)
15	保育所での育児相談 <再掲>	こども課 (保育所担当)	電話による子育て全般に関する相談を実施する。	実施 (公立6保育所)	継続
21	特別支援教育センターの相談 <再掲>	学校教育課	特別支援教育の対象となる幼児・児童・生徒の保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。	実施	充実 (環境整備)
137	スクールカウンセラー、保健室の活用 <再掲>	学校教育課	子どもが身近なところで気軽に相談できるように、スクールカウンセラーの配置、保健室の充実を図る。	実施 (5校)	継続

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
被害にあった子どもの保護					
203	被害にあった子どもの一時保護	こども課 (こども担当)	関係機関と連携を図り、虐待等の被害にあった子どもの一時的な保護を西宮こども家庭センターに依頼する。	実施	継続
11	夜間・休日における電話家庭児童相談事業 <再掲>	こども課 (こども担当)	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、家庭児童相談室を利用できない時間帯(夜間・休日)にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	実施	継続
12	家庭児童相談 <再掲>	こども課 (こども担当)	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	実施	継続 (（仮称）福祉センターに移設)
73	要保護児童対策地域協議会 <再掲>	こども課 (こども担当)	児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。	実施 (年5回)	継続
20	カウンセリングセンターの電話、面接相談 <再掲>	学校教育課	保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性的問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。	実施 (電話：週3日 10：00～ 16：00 ・面接：週2日 12：30～ 16：30)	継続
23	青少年愛護センターの相談 <再掲>	青少年愛護センター	青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。	実施 (月～金 9：00～ 17：30)	継続



(6) 障害児施策の充実

< 「芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画」・
「芦屋市第2期障害福祉計画」 抜粋編集 >

【別添】 P115～P134 参照

(7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

テレビ、インターネット、携帯電話などのメディアを通じて、性や薬物、暴力等、過激な情報が氾濫しています。こうした情報は、子どもでも身近なところで手軽に入手できる環境にあり、援助交際、売春、薬物乱用等、子どもにかかわる犯罪を起こす引き金としても懸念されています。

本市では、子どもの健全育成に悪影響を及ぼす有害環境の浄化や防犯活動を、家庭、学校、地域及び関係団体と連携を図りながら実施してきました。

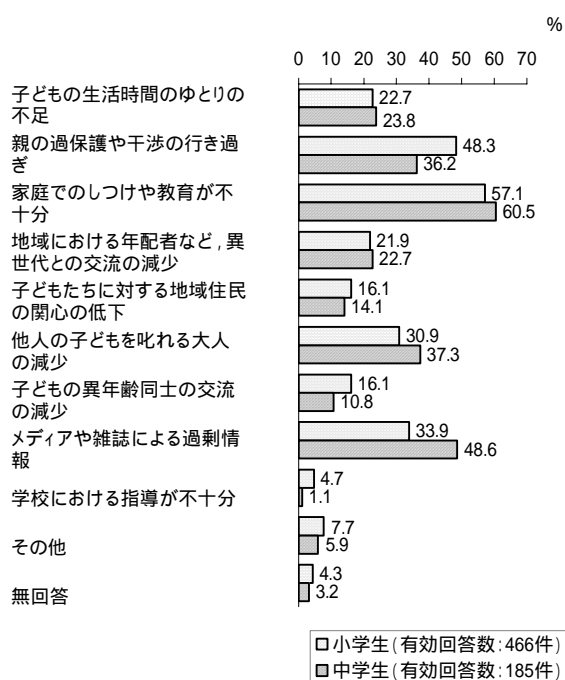
一方、アンケート調査では、子どもの安全・安心の対策として、特に中学生において「ネット犯罪などに巻き込まれないように日ごろから話している」、「携帯電話を持たせている」の回答が上位になっています。

親は、防犯面で持たせているはずの携帯電話から被害がでていることや、ネット犯罪の危険などを知りながらも、携帯電話・インターネットの利用に関する危険防止策への知識が追いついておらず、ますます問題が顕在化しています。

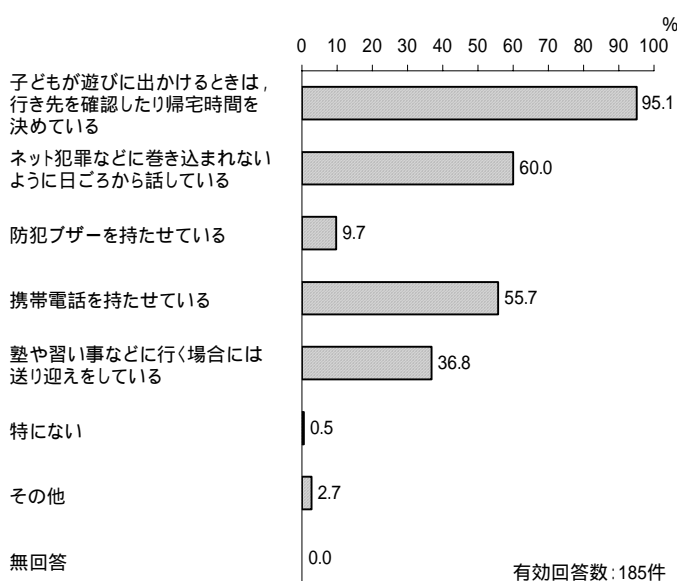
施策の方向性

ネット犯罪やその他の有害環境から子どもたちを守るために、警察や行政、学校、地域、関係機関との連携を強化するとともに、有害環境対策事業や、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。

図表 少年犯罪や児童虐待などの原因や背景をどのように考えるか(複数回答)



図表 子どもの安心・安全の対策(中学生)(複数回答)



資料:左右とも子育て支援に関する市民アンケート調査

具体事業一覧

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
有害環境対策					
204	子どもの健康を守る環境づくり	地域福祉課 健康課 児童センター 打出教育文化センター スポーツ・青少年課 青少年愛護センター 公民館 図書館 美術博物館	健康増進法に基づき、多数の人が利用する施設において受動喫煙を防止する対策が行うことが義務付けられていることから、子どもの健康を守るために、全市的な取り組みとして推進する。	実施	継続
131	ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成 <再掲>	児童センター 学校教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 公民館	携帯電話やパソコン等、情報機器の適正な利用や、発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行う。	実施	継続
205	環境浄化活動	青少年愛護センター	有害図書（白ポスト）の回収。書店・レンタルビデオ店・量販店等を随時訪問し、指導を行う。	実施 (6か所)	継続
206	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	青少年愛護センター	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。	実施	継続
207	関係機関の連携による環境浄化活動	青少年愛護センター	青少年の健全育成のために、行政、警察、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、地域ぐるみで環境浄化活動を推進する。	実施	継続

地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・インターネットの件で県をまたいで生徒指導を行った事例がある（誹謗・中傷）。
- ・フィルタリングなどインターネットについて詳しく知らないのは親（フィルタリングなどを外すことを知っている子どももいる）。
- ・インターネットや携帯電話等については、親より子どもが先を行っている（親は機能や使い方を知らない）。
- ・大人がもっと携帯電話（コンピューター）への興味を持つべき。
- ・学校裏サイトは芦屋市の中にもある。
- ・防犯面から携帯電話の必要性もあるが、持たすならこういう危険性があるということを教えないといけない。

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

(1) 保育サービス等の推進

現状と課題

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。勤務形態も多様化しており、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。

また、変則的な勤務に応じた保育や、用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

本市では、前期行動計画策定以降、通常保育事業においては、2か所の保育園を開設し、全11か所に対応しているものの、依然、待機児童が生じています。

小学生を対象とした子どもが安心して過ごせる放課後の居場所となる学童保育では、待機児童が生じないよう事業推進に努めています。その他、アンケート調査等では、保育の学年延長、終了時間の延長、学校によっては手狭になっている教室の環境整備についての要望があがっており、サービスの充実が求められています。

施策の方向性

女性が働きながら子育てを行うために、必要不可欠でありニーズも多い「保育サービス等の充実」施策を重点に捉え、現在ある保育所の待機児童の解消に努めるとともに、通常保育の他、保育所や幼稚園、学童保育の多様化するニーズに柔軟に対応するため、さらなるサービスの充実や子どもの良好な保育環境の確保を図ります。

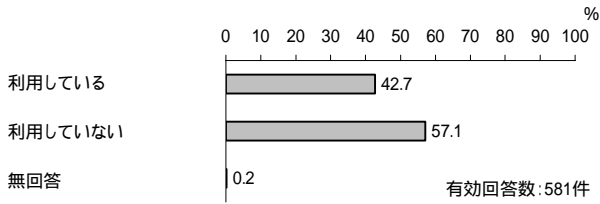
地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・子どもの大切な時期（3歳くらいまで）は、親と一緒にいなくてはいけない。
- ・保育所が多くあったら良いと言うが、子どもの心を育てるのは親ということをおぼえてはいけない。
- ・延長保育について、一部だけでも実施を検討してほしい。一園が8時まで実施しているため、希望が集中している。
- ・待機児童180人は非常に多い。ニーズはニーズを呼ぶが、保育所をつくるべきと思う。
- ・公立保育所が一時保育を行えば、待機がかなり解消される。
- ・学童保育の学年を延長してほしい。
- ・学童保育は地域的な偏在もあるが、使いたい人は増えている。待機児童は出さないという方針で増やしてくれてはいるが、施設側の問題で対応できていないところもある。
- ・学童保育の終了時間は5年前と変わっていない。時間がもう少し変われば預けたいという人もいる。
- ・親は学童保育に少しでも預けたいという要望があるが、子どもも自我が芽生え始めるため、親の要望とギャップがある。本当に預けたい人を預けるようにできないだろうか。
- ・保育所が核となって、ケアマネのような相談機能はできないだろうか。

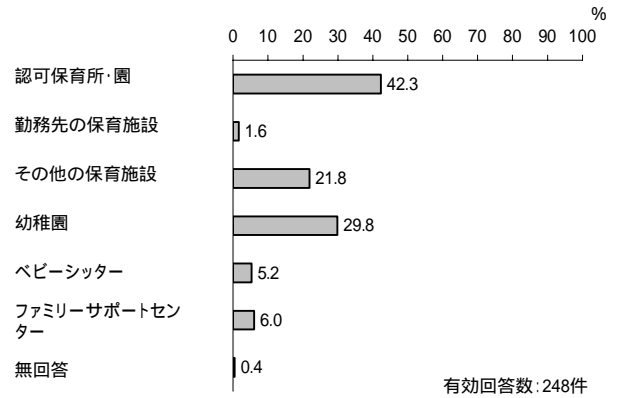
第4章 施策の推進方向

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

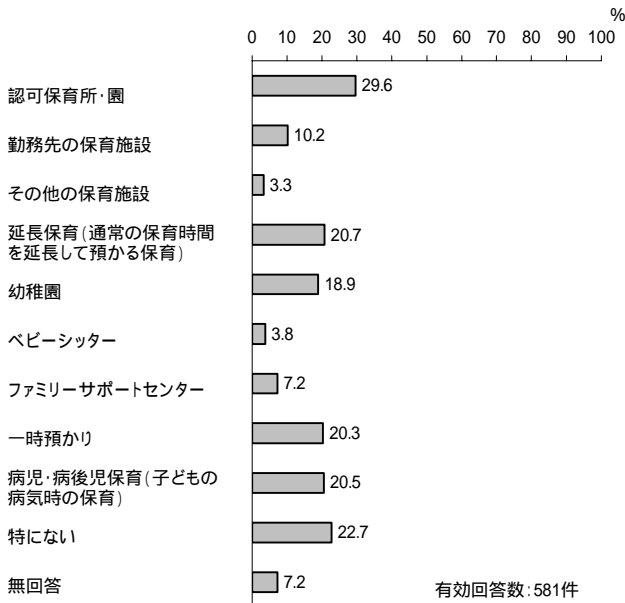
図表 保育サービスの利用の有無(乳幼児)(単数回答)



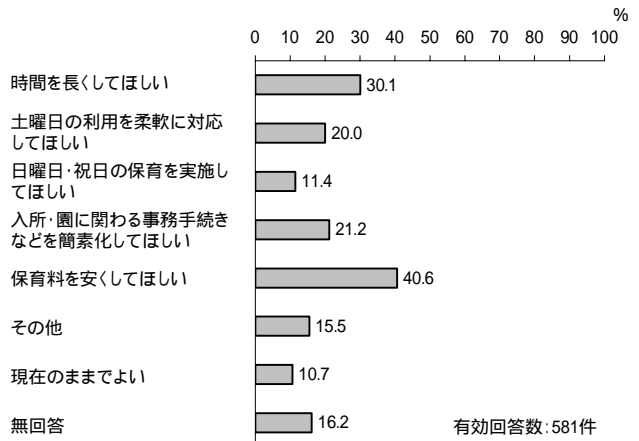
図表 現在利用している保育サービス(乳幼児)(複数回答)



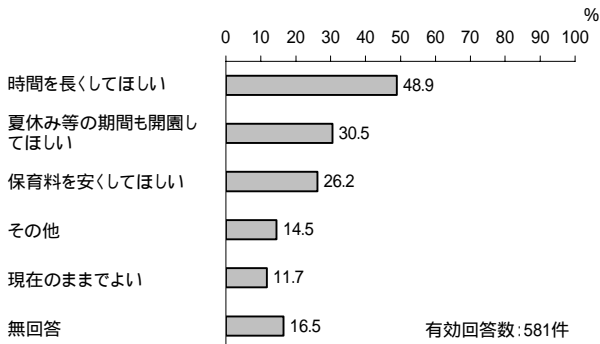
図表 利用希望のある保育サービス(乳幼児)(複数回答)



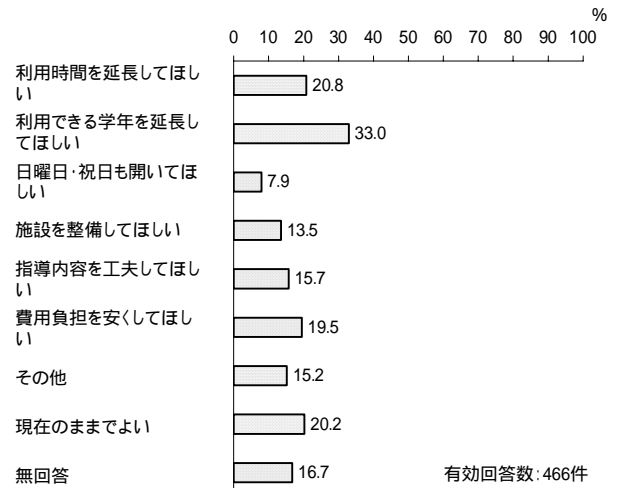
図表 保育所・園への要望(乳幼児)(複数回答)



図表 幼稚園への要望(乳幼児)(複数回答)



図表 学童保育に今後希望すること(小学生)(複数回答)



資料: すべて子育て支援に関する市民アンケート調査

具体事業一覧

:後期行動計画において重点的に取り組む施策(重点個別施策)

事業No.	事業名	担当課	事業内容	平成21年度実績	平成26年度目標
保育サービス等の充実(重点)					
2	ファミリー・サポート・センター事業<再掲>	こども課 (こども担当)	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とする。	実施 (1か所/病後児預かりの試行実施)	充実 (1か所/病後児預かりの本格実施)
208	保育所における食に関する情報提供、指導	こども課 (保育所担当)	乳幼児期から正しい食習慣が身に付けられるように、保育所に通う児童の保護者に対し、食に関する情報提供や指導を行う。	実施	継続
209	保育所の給食の充実	こども課 (保育所担当)	栄養バランスのとれた良好な子どもの食生活を確保するため、保育所において給食を継続実施する。	実施	継続
210	保育所の食に関する指導者の充実	こども課 (保育所担当)	保護者や児童に対する食育教育を充実するため、栄養士会等の関係機関と連携を図る。	実施	継続
211	保育所の適正配置	こども課 (保育所担当)	地域の特性や児童数の動向、保育需要を踏まえ、保育所の適正配置に努め、必要に応じて定員の変更や施設の整備について検討する。	実施	継続
212	通常保育事業	こども課 (保育所担当)	保護者の就労や疾病等により、昼間、保育に欠ける乳幼児を保育所で預かる。	実施 (定員756人/日・11か所)	充実 (定員936人/日・13か所)
213	乳児保育	こども課 (保育所担当)	産休明けの生後3か月から0歳児保育を実施する。	実施	継続
214	延長保育事業	こども課 (保育所担当)	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。	実施 (定員125人/日・11か所)	充実 (定員155人/日・13か所)
215	統合(障がい児)保育	こども課 (保育所担当)	個別的配慮が必要な児童を保育所に入所させ、他の児童と集団保育を行うことにより、当該児童及び他の児童の健全な発達を促進する。	実施 (11か所)	充実 (13か所)
216	病児・病後児保育事業	こども課 (保育所担当)	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる。	未実施	実施 (病後児:定員3人/日・1か所)
217	近隣市との協力(広域入所等)	こども課 (保育所担当)	保護者のニーズに柔軟に対応できるように、近隣市と連携を図り、広域入所の受け入れや他市への委託を行う。	実施	継続
218	保育施設の人材育成と資質の向上	こども課 (保育所担当)	保育士の資質の向上を図るため、保育士の研修の充実を図る。	実施	継続
219	民間保育所への運営支援	こども課 (保育所担当)	民間活力の登用による保育サービスの充実を図るため、民間保育所に対する助成を行う。	実施 (5か所)	充実 (7か所)
220	幼稚園や小学校との連携、協力	こども課 (保育所担当) 教育委員会管理課 学校教育課	学校園と協力し、保育サービスの提供を図る。	実施	継続
5	一時預かり(一時保育)事業<再掲>	こども課 (保育所担当)	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で子どもを預かる。	実施 (4か所)	充実 (6か所)
6	一時預かり事業<再掲>	こども課 (保育所担当)	一時保育の要件を拡大し、柔軟な対応により、子育て支援を行う。(特定保育も充足)	未実施	検討
221	幼稚園延長保育事業	教育委員会管理課 学校教育課	幼稚園の保育時間を延長する。	未実施	検討
222	放課後児童健全育成事業(放課後子どもプラン(クラブ型))	スポーツ・青少年課	保護者等の就労のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学生児童の健全育成を図るため、留守家庭児童会での受け入れを実施する。	実施 (8か所・10教室)	充実 (8か所・10教室/利用時間の延長)

(2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発

現状と課題

子どもの健やかな成長には、家族や地域、社会全体で子育て家庭を支えていくことが重要になります。しかしながら、生活が仕事優先となり、子育てに十分な時間が取れず、仕事と家庭を両立させることは、なかなか難しいという現状があります。また、育児休業制度及び介護休業制度などは、法律には定められているものの、本市では、大規模・中規模の事業主がないため、企業への啓発が困難な状況にあります。

アンケート調査でも、育児休業制度の利用状況として、「利用しなかった」の割合が大半を占めており、利用した人でも育児休業明けにスムーズに就労復帰できた割合は低くなっています。

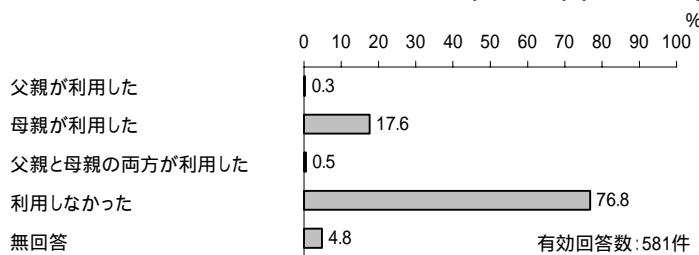
仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援も重要な課題になります。仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、労働者や市民、事業所に対する意識啓発を進める必要があります。

施策の方向性

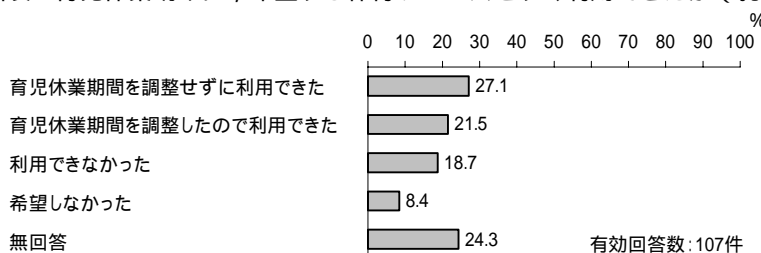
「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」改正などにより、男女がともに働き続けるための条件整備が進んでいます。

国の指針である「仕事と生活の調和の実現」として、「労働者や市民、企業への意識啓発」施策を重点に捉え、子育てしやすい職場環境づくりに向け、労働者や市民、事業所への意識啓発を図ります。

図表 保護者の方が育児休業制度を利用したか(乳幼児)(単数回答)

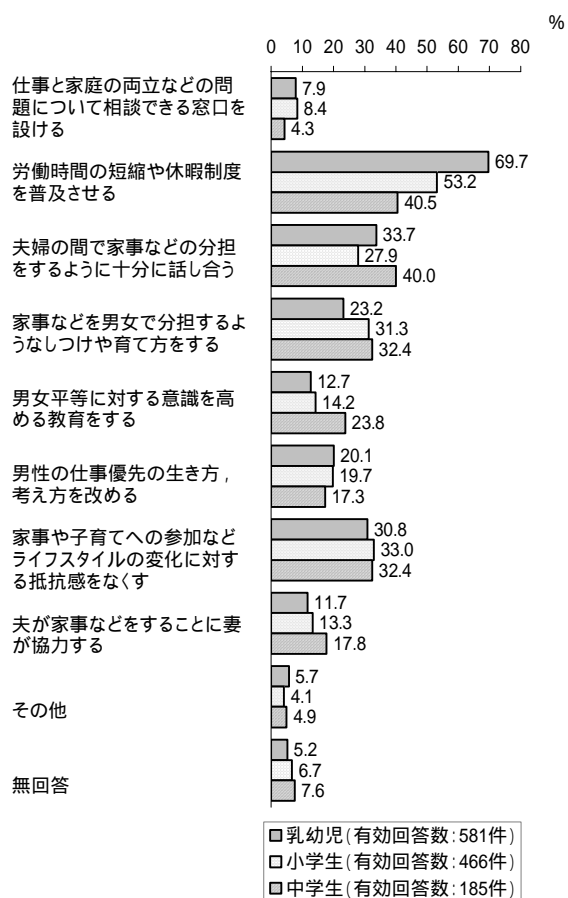


図表 育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐ利用できたか(乳幼児)(単数回答)

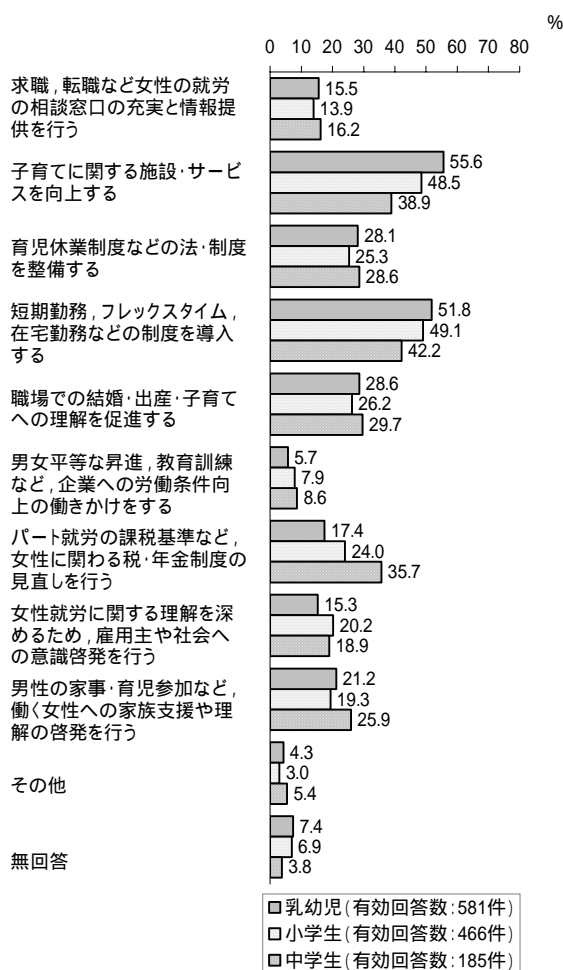


資料：上下とも子育て支援に関する市民アンケート調査

図表 男性が女性とともに家事や子育て,教育に積極的に参加するための条件(複数回答)



図表 女性が,子育てをしながら働き続けるための条件(複数回答)



資料:左右とも子育て支援に関する市民アンケート調査

地域協議会からの意見(ワークショップ)

- ・子どもにとって一番よい環境は,と考えると,子どもを預けられる環境ではなく,子どもを見ることが出来る時間を増やすという企業に対する働きかけが大切。
- ・3歳までは育児休暇をとれるようにして,お母さんの愛情を注いでほしい。しかし,働く場所では,制度ができていても会社側が対応できていないところもある。企業として3年は待ってもらえるように制度を充実してほしい。
- ・従業員の人数によって事業所内保育の整備を義務化できないだろうか。
- ・事業所内保育は子どもとともに通勤をしないといけないというデメリットがある。事業所内保育をやっている事業所を奨励することも必要である。
- ・男性で育児休業をとると世帯収入が減ってしまう。育児休業をとりやすくするための経済的助成がほしい。
- ・ワークライフバランスといってもこの経済情勢の中で,企業の取り組みが困難である。
- ・国レベルで大きな政策をとらないと難しいのではないが。

具体事業一覧

：後期行動計画において重点的に取り組む施策（重点個別施策）

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
労働者や市民，企業への意識啓発（重点）					
223	男性の働き方の見直しに向けた啓発	男女共同参画推進担当	男性を含めたすべての人が，仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方が選択できるように，働き方の見直しに向けての啓発を行う。	実施	充実
224	育児休業制度等の普及促進	経済課	育児休業制度の普及，促進を図るための啓発を行う。	実施	継続
225	労働時間短縮やフレックス制度の周知	経済課	仕事と子育てが両立しやすいように，労働時間短縮やフレックス制度導入の促進を図るための啓発を行う。	実施	継続
226	子育て支援に必要な休暇取得の普及促進	経済課	子どもの病気や学校行事の時等に休暇が取得できるように，有給休暇や特別休暇等の取得の普及，促進を図るための啓発を行う。	実施	継続
227	事業所（企業）内保育所の設置促進	経済課	企業に対して，事業所内の保育施設設置の促進を図るため関係機関からの情報を提供する。	実施	継続
228	ワークシェアリング導入促進	経済課	多様な働き方を認め，仕事と家庭の両立を図るとともに，雇用の機会を増やすために，ワークシェアリング導入の促進を図るための啓発を行う。	実施	継続
229	再雇用制度の普及促進	経済課	結婚，出産等で一時的に退社した者が復職できるように，再雇用制度の普及と促進を図るための啓発を行う。	実施	継続
230	労働相談窓口の紹介	経済課	労働問題全般に関する相談窓口を紹介し，情報提供や支援を行う。	実施	継続
231	関係機関と連携し，就労支援のための情報提供	経済課	ハローワーク等と連携を図り，就労に関する情報提供や幅広い就労支援を行う。	実施	継続
232	一般事業主や特定事業主における次世代育成支援対策推進行動計画の策定，周知	こども課（こども担当） 経済課	企業等における次世代育成支援が推進されるよう，行動計画の策定や労働者に対する計画の周知についての広報，啓発を進める。	実施	継続
233	次世代育成支援対策推進行動計画の啓発，普及	こども課（こども担当）	地域社会が一体となって次世代育成支援対策に取り組んでいけるように，計画の広報，啓発を進める。	実施	継続



基本目標5 親子が安心して快適に暮らせる環境の整備

(1) 良好な居住環境の確保

現状と課題

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いであります。

本市では、若い世代の夫婦や子育て家庭が安心して暮らせる居住環境づくりとして、住宅に関する情報提供を行ってきました。市民のニーズは、住居よりむしろ住環境全般の「質」の向上を求めているため、引き続き、情報提供を行うとともに、子育て家庭に配慮した環境整備を推進していくことが必要です。

施策の方向性

子育て家庭に配慮した良好な居住環境の整備や、情報提供に努めます。

具体事業一覧

事業No.	事業名	担当課	事業内容	平成21年度実績	平成26年度目標
子育て世代等への住宅施策					
234	若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居	住宅課	若い世帯や子育て世帯が良好な住環境を確保できるよう、公的住宅への入居に対し、困窮度判定で配慮している。	実施	継続
235	住宅に関する情報提供	住宅課	子育て世帯の住宅に関するニーズに対応するため、住宅に関する情報提供を行う。	実施	継続

地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・通学距離など小学校の学区割りの見直しをしてほしい。定員オーバーしているところも考慮してほしい。

(2) 子どもにやさしい環境の整備

現状と課題

本市では、妊産婦、親子連れや子どもたちが安心してどこでも自由に行動できるように、芦屋市交通バリアフリー基本構想に基づき、平成19年4月より公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化を進めてきました。

しかし、アンケート調査では、外出の際に、困ること・困ったこととして、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」の回答が乳幼児の保護者から多くあり、さらなる充実が求められています。

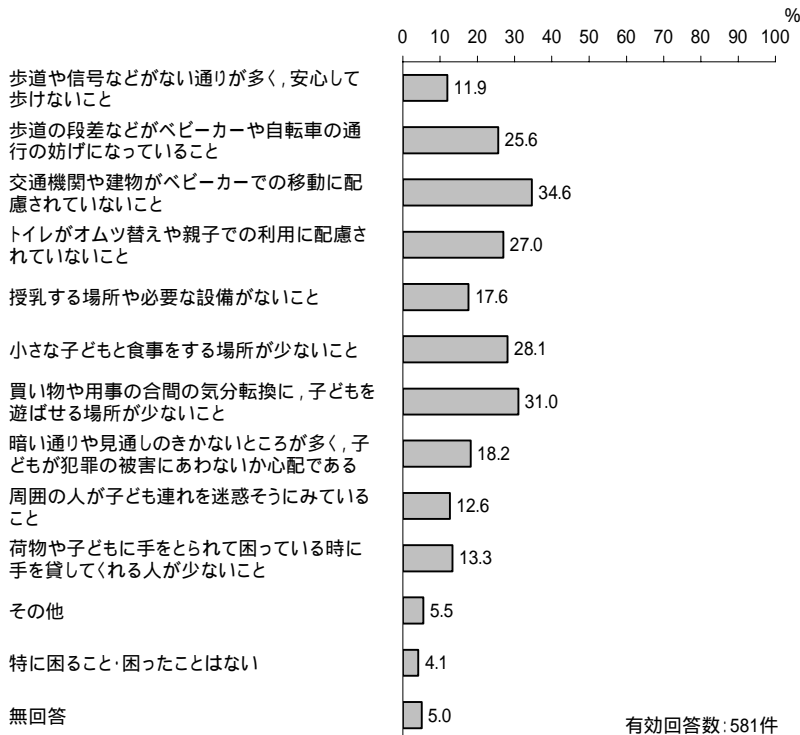
施策の方向性

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざし、すべての人々がともに支えあう社会づくりを推進します。

乳幼児をもつ家庭から充実を求められている「福祉のまちづくりの推進」施策を重点に捉え、道路交通環境や公共施設等を中心とする整備を行います。

また、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

図表 子どもとの外出の際、困ること・困ったこと（乳幼児）（複数回答）



資料：子育て支援に関する市民アンケート調査

具体事業一覧

：後期行動計画において重点的に取り組む施策（重点個別施策）

事業No.	事業名	担当課	事業内容	平成21年度実績	平成26年度目標
福祉のまちづくりの推進（重点）					
236	（仮称）福祉センターの開設	地域福祉課	地域福祉の拠点として、誰もが気軽に立ち寄れて人々のふれあいや交流の中で、障がいや認知症などについて理解を深めることができる場を提供し心のバリアフリーを進める。	未実施	実施（22年度）
237	（仮称）福祉フェアの開催	地域福祉課	福祉の拠点となる（仮称）福祉センターにおいて、関係課や地域団体・ボランティアとともに、福祉のまちづくりの意識啓発を図る。	未実施	実施（22年度）
238	福祉のまちづくりの推進	地域福祉課 建築指導課	すべての人が住みやすいまちづくりに向けて、子どもから高齢者まで安全、安心に行動できるように、不特定多数の人が利用する道路や施設等の福祉的な整備を進める。	実施	継続
239	公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化、子育て支援施設の整備	地域福祉課 建築指導課	公共施設、公共交通機関等における段差解消、スロープ、エレベーターの設置、親子トイレや授乳コーナー等、ユニバーサルデザインを目指した施設の整備を促進する。	実施	充実
27	ユニバーサルデザインの子育てマップの作成、配布 <再掲>	こども課 （こども担当）	多くの人が集まる主要駅、公共施設や商業施設等では、ユニバーサルデザイン化を推進し、皆が利用しやすいように情報提供を行う。	実施	継続
240	通学、通園路等の道路維持補修	道路課	通学、通園する子どもが安全に安心して利用できるよう、道路の整備、補修を行う。	実施	継続
241	自転車ができる道路、歩道の整備	道路課	新しく整備する幹線道路については、子どもたちが市内を安全に自転車で通行できるよう整備する。	実施	継続
交通安全対策					
242	夜間の交通安全の確保	道路課	夜間の交通安全を守るため、街路灯を設置し、併せて防犯機能を持たせる。	実施	継続
243	交通安全施設の整備	道路課	道路反射鏡、ガードレール等の整備を行う。	実施	継続
244	不法駐輪や不法駐車をなくす運動の推進	道路課	地域、関係機関と連携を図り、安全に通行できるように、不法駐輪、不法駐車をなくすための運動を展開する。	実施	継続
245	通学、通園路等の横断小旗の管理、点検、補充	防災安全課	子どもの通学の安全を守るため、定期的に点検及び補充を行う。	実施	継続
246	チャイルドシート着用の普及、徹底	防災安全課	子どもの事故時の安全を守るために、チャイルドシート着用についての広報及び啓発を行う。	実施	継続
247	交通安全教室の開催	防災安全課	子どもの交通安全意識を高めるために、保育所、幼稚園及び小学校において交通安全教室を開催する。	実施	継続
248	交通安全に関する出前講座	防災安全課	生涯学習出前講座において交通安全、生活安全についての講座を実施する。	実施	継続

地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・安心して遊ばせる場所がないので、今は常に親が子どもを見ないといけない。
- ・芦屋市の環境が変わり、非常にきれいになっている。喫煙マナー条例も効果がでている。
- ・バリアフリー等できれいになってきているが、人目が少ないのは問題である。
- ・子育て応援団の活動が活発で（特に宮川地区）、関係団体とネットワークができています。
- ・ご近所づきあいが少ない（特にマンションなど）。
- ・道路の整備をもう少ししてほしい（側溝があって歩道がないところ、側溝が深いなど）。

(3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備

現状と課題

ここ数年、凶悪犯罪や、交通マナーの悪さによる交通事故が増加しています。犯罪や交通事故等から子どもを守るためには、家庭をはじめ、警察、行政、地域等が連携、協力することが大切です。

本市では、安全・安心をめざし、防犯設備、歩道等の整備や、地域での見守り活動、防犯や交通安全への意識を高める取り組みを推進しています。防犯活動として、地域では市民の連携による自主的な子どもの登下校の見守り活動や、愛護委員や行政職員などによる小学校の下校時の見守り活動が定着しています。

それらの成果からか、阪神間の他の市町と比べると犯罪や事故の発生件数は少なくなっています。

アンケート調査では、子育て支援として期待すること・重要なこととして、「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」との回答が46.5%～60.5%とすべての保護者において高くなっており、今後も継続した事業への取り組みが必要です。

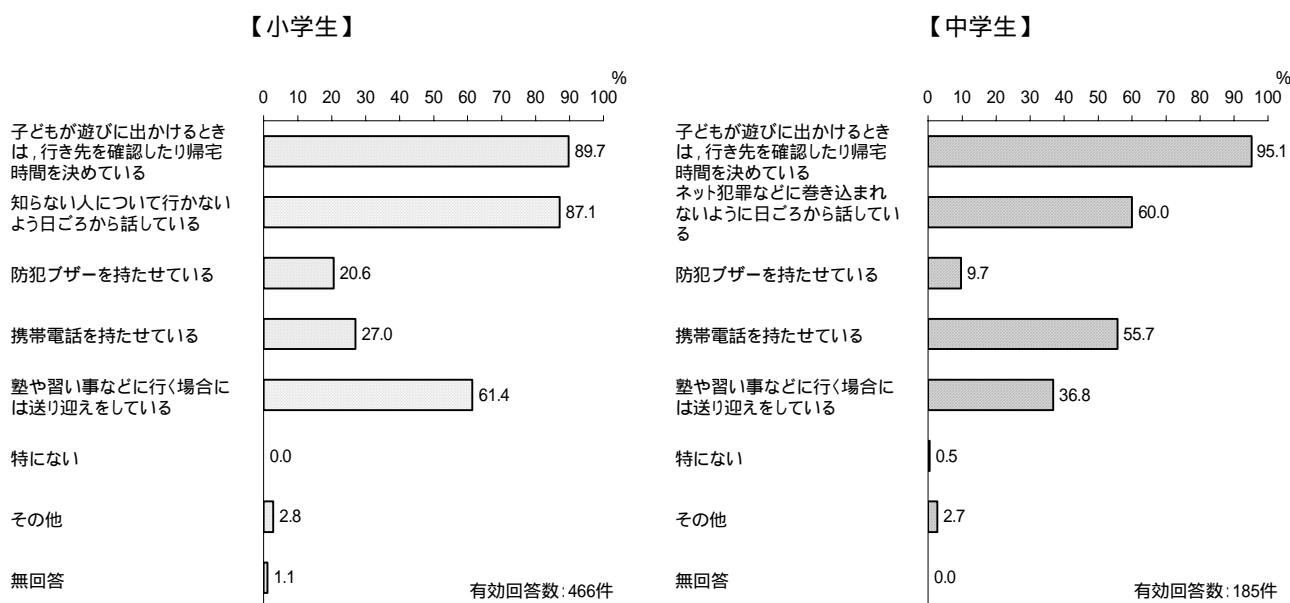
施策の方向性

年々増加する子どもを巻き込む犯罪や事故は、社会問題にもなっており、それらへの取り組みについては、子育てを行う家庭から強く求められているため「防犯対策」施策を重点に捉え、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

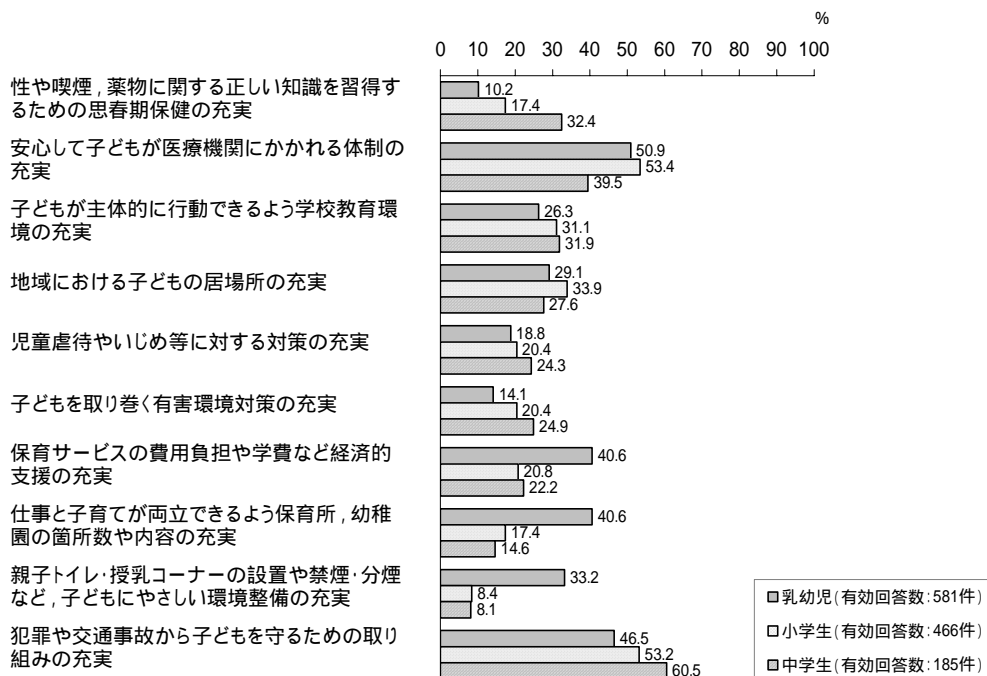
地域協議会からの意見（ワークショップ）

- ・市民は民生児童委員など、各団体の活動や地域の担い手を知らない（発信することが必要）
- ・親同士で話ができる場所を見かけないような気がする。
- ・宮川小学校区では地域の見守り（パトロール）をしようとする時に、愛護委員、民生委員・児童委員、メンズクラブが立ち上げ、自治会に声掛けし、自治会が応えてくれた。こういう関係でいろいろできるようになった。
- ・地域の人がパトロールすると地域の危ないところに気づく。気づいた人で話し合っ、市と話しができています。芦屋市できれいになってきているのはそういう地域の力の結果。
- ・子どもたちの方から自治体に投げかける手段が必要ではないか。小学校を中心とした学校とのふれあいなど、オープンスクールを通じて地域への発信が必要である（宮川地区は進んでいる）。子どもと顔見知りにならないと声もかけられない。
- ・精道中学校区は、小学校と中学校と地域で年1回、イベントを実施している。まだ芦屋市内では学校同士のつながりが少ないが、こういうつながりが持てれば、他の地域で何をやっているか把握でき、自分たちの地域に持ち帰ることができる。

図表 子どもの安心・安全の対策（複数回答）



図表 芦屋市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと【抜粋】（複数回答）



資料：上下とも子育て支援に関する市民アンケート調査

具体事業一覧

：後期行動計画において重点的に取り組む施策（重点個別施策）

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度 実績	平成 26 年度 目標
防犯対策（重点）					
249	危機管理体制の強化	こども課 （保育所担当） 学校教育課	警察との連携により、学校園、保育所での危機管理に対する情報交換を行うとともに、緊急時に子どもの安全を守ることができるように体制の整備を強化する。	実施	継続
250	安全な公園づくり （安全な遊具、防犯設備の設置、トイレの整備、点検等）	公園緑地課	公園内の植栽等が死角にならないように配置や剪定を行い、遊具については安心して遊べるよう点検の強化、修繕を行う。	実施	充実
251	防災行政無線の運用	防災安全課	防災行政無線の拡声機能による市民への各種情報の周知を図る。	未実施	実施 （22年度）
252	あしや防災ネットの運用	防災安全課	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して登録者に気象警報、防犯等に関する情報を発信する。	実施	継続
253	関係機関の連携によるパトロールの強化	防災安全課	防犯グループに対して補助金を交付し自主防犯の向上をめざし、地域（自治会）、関係機関（防犯協会）が連携を図ることにより、地域における自主防犯活動に取り組む。	実施	継続
254	青色回転灯付パトロール車による安全パトロール	防災安全課	青色回転灯付パトロール車による、下校時の安全パトロールを実施する（山手中学校区の月・水・金曜日は愛護センター、火・木曜日は教育委員会事務局が実施。精道中学校区はシルバー人材センターに委託、潮見中学校区は市職員により実施）。	実施	継続
130	安全教育（防災教育、防犯教育） <再掲>	防災安全課 学校教育課	学校における危機管理意識を高めるために、C A P 講習会、避難訓練等の防災、防犯教育を実施する。	実施	継続
255	救急法の学習	消防本部	子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対応ができるように、保護者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行う。	実施	継続
256	街頭巡視活動	青少年愛護センター	愛護委員による日常的なパトロール活動を推進する。	実施	継続



【別 添】

「芦屋市健康増進・食育推進計画」（抜粋編集）

…………… P 91 ~ P 114

「芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画」・

「芦屋市第2期障害福祉計画」（抜粋編集）

…………… P 115 ~ P 134

芦屋市健康増進・食育推進計画

みんなで健やか 元気なあしや

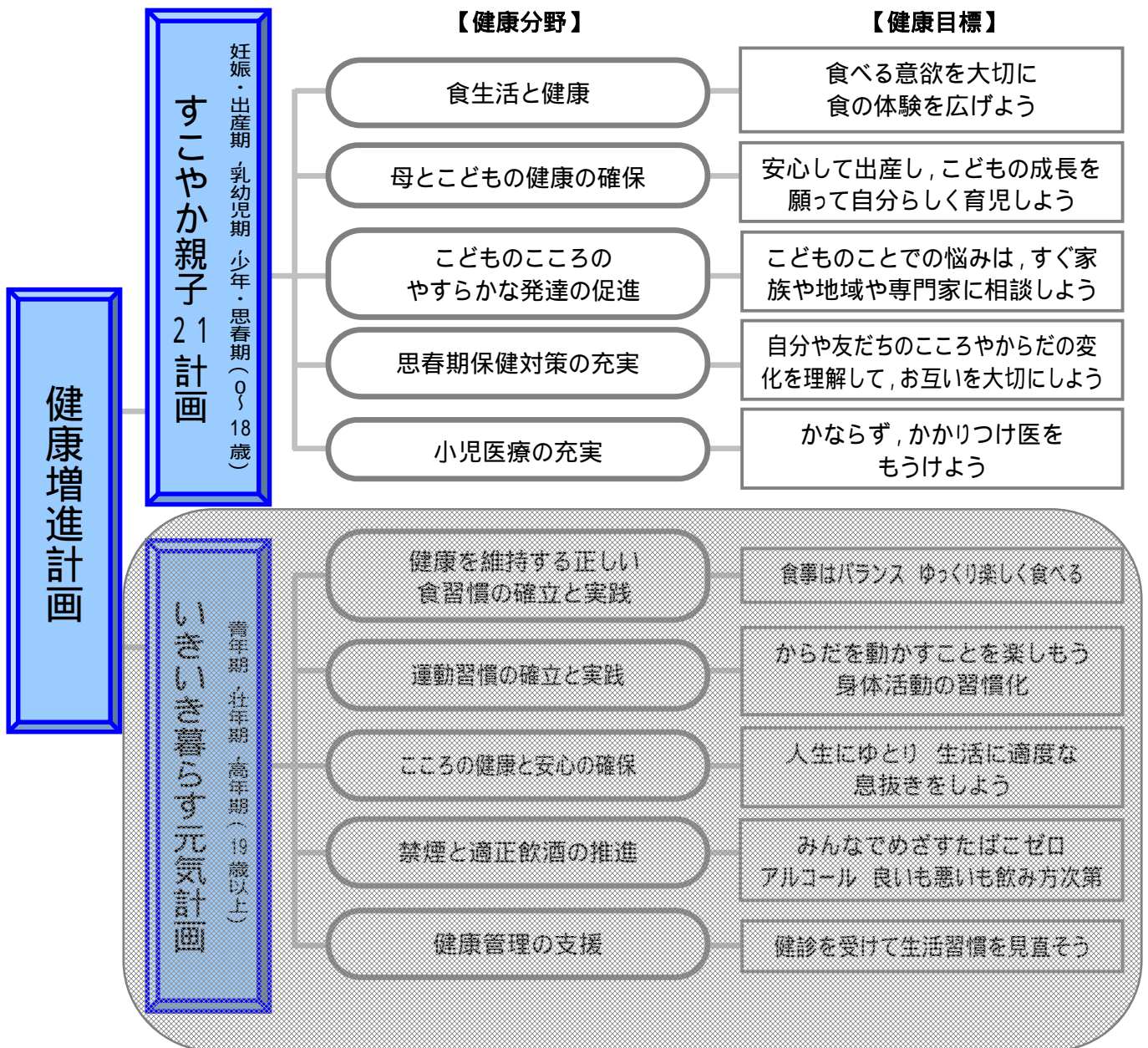
(計画の期間：平成21年度から平成24年度)

平成21年7月

芦屋市

2 健康増進計画の体系

みんなで健やか 元気なあしや



3 「すこやか親子21計画」

(1) 食生活と健康

【現状と課題】

妊娠・出産期の健康管理で特に注意しなければならないこととして、食生活における体重管理があります。赤ちゃんのからだをつくる大事な時期であることからバランスのよい食事と適切な体重増加が必要となります。

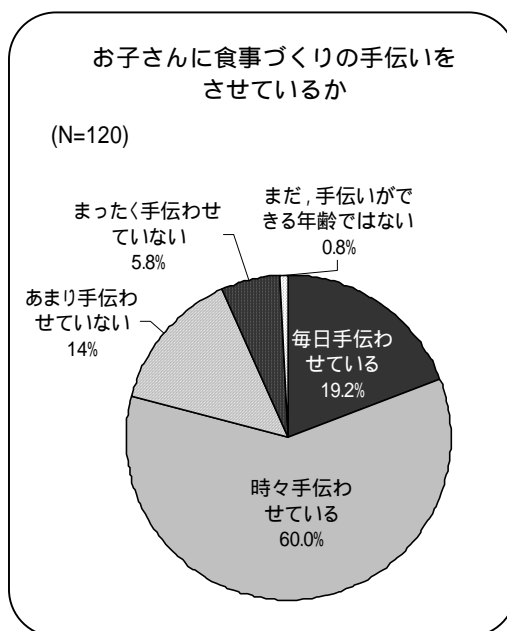
こどもの食については、発達・発育の重要な時期にもかかわらず、一般的には朝食の欠食や偏食等の食習慣の乱れにより、幼児期における「肥満」の増加と、特に本市においては思春期における「やせ」の増加が問題になっています。今後、生活の基本となる家庭において正しい食生活が送れるよう、乳幼児期から思春期までこどもの発達に応じた食に関する指導や情報提供を推進するとともに、家庭以外のこどもの生活の場となる保育所・幼稚園・学校関係者や地域ボランティア、保護者等と連携し一貫性のある食育指導が行えるよう、学習会や情報提供を定期的に行う必要があります。

【3歳児健康診査時の市民意識調査結果】

お子さんの食事づくりの手伝いについて

お子さんに食品の買い物や調理、後片付け等の手伝いをさせているかについて、「時々手伝わせている」が60.0%で、「毎日手伝わせている」が19.2%となっています。「あまり手伝わせていない」と「まったく手伝わせていない」は合わせて20.0%となっています。

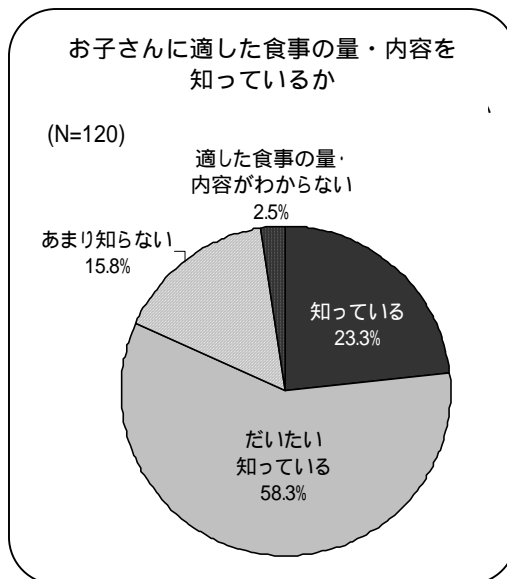
こどもの頃からの健全な食生活を実践することが、生涯にわたって心身ともに健全な育成につながることから、親は子どもや自分自身の食に関する関心と理解を深めることが重要となります。



お子さんに適した食事量・内容について

お子さんに適した食事量・内容を知っているかについて、「知っている」が23.3%となっており「だいたい知っている」と合わせると81.6%となっています。

一方、「あまり知らない」が15.8%となっています。このことから、子育て中の親を対象にした料理講習会や食に関する研修会や展示会などへの参加を促すことが必要です。



【健康目標】

食べる意欲を大切に 食の体験を広げよう

【家庭や地域の取り組み】

妊娠中は栄養バランスのよい食事を心がけます。
 毎日朝ごはんを摂ります。
 食事の時間を家族で一緒に楽しみます。
 料理講習会・食の研修会などへ積極的に参加します。

【施策の方向】

妊娠期における食生活に関する学習機会や情報の提供

- ・教室や調理実習を通じて、妊娠期における正しい食生活を身につけ、母子の健康増進を図ります。平成22年度に開設される福祉センターにおいて、事業を運営することとなるため、事業内容のさらなる充実・拡大を図ります。

こどもたちに食事づくり等の体験学習の提供

- ・公民館や福祉センターを活用した調理教室の開催を通じて、食の大切さや楽しさへの理解を深め、一人ひとりが自立的に食生活を営む力を育てていきます。
- ・保育所のこどもや保護者にどのような支援が必要かを見直し、「保育所における食育に関する指針」を参考に、食育を進めていきます。

こどもの食生活に関する学習機会や情報の提供

- ・食育 に関する学習会や研修会を開催し、食育 の必要性や目的・目標について共通認識を深めるとともに、乳幼児期において望ましい食習慣の基礎をつくるため、教室や相談等を実施し、的確な情報提供・指導等により、母親の不安の軽減に努めます。
- ・幼稚園では弁当参観などの機会に保護者へ指導を行う等、野菜の栽培・収穫・試食等を通じて、幼児が食べ物への親しみや感謝の気持ちを育むよう食指導の充実を図ります。
- ・小学校では低学年において、給食を通じて準備や後片付け等の協力、ともに食べる喜び、食物への関心を持つことなどを指導し、中学年や高学年には、食や栄養、生産等について知識として身につけ、行動することができるよう指導します。
- ・全小学校で食育 の指導計画を策定し、計画的に食育 指導を実施します。また、小学校5校の栄養教諭 が中心となって、3学年の学級活動の時間を活用し、担任との連携により食育 を行います。
- ・中学校では保護者弁当になるため、自分でも弁当がつかれるような指導をします。
- ・保育所や幼稚園や学校で食育 にかかわる職員の資質向上を図るため、研修体制も充実します。

【行政・関係団体の具体的取り組み】

	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当
妊娠期の食生活	・プレおや教室 マタニティー クッキング パパママ教室 沐浴教室	妊娠中期以降の妊婦を対象としたマタニティークッキングは2回シリーズの講座で、仲間づくりをめざしたグループワークと調理実習、また飲酒・喫煙が胎児に及ぼす影響についての内容も含めて行っています。パパママ教室と沐浴教室は夫婦で育児を目的に土曜日に開催しています。 今後、カリキュラムなどを検討し充実を図ります。	拡充	健康課
食事づくり体験	・こどもの食生活改善 推進事業	「母と子の料理教室」「おやこの食育教室」「親子で考える食の体験教室」等、幼児や学童を対象に開催しています。	継続	芦屋健康福祉事務所 芦屋栄養士会 いずみ会

こどもの食生活	・栽培保育やクッキング保育の実施	身近な野菜や芋等の栽培を通じて好きな食べ物を増やすとともに、収穫した野菜や芋等を使って調理し、楽しく食べる実践力を身につけます。	継続	こども課
	・もぐもぐ離乳食教室	栄養士、保健師による離乳食の講義と遊び方のお話と試食を提供しています。	継続	健康課
	・幼児の食事とおやつの教室	幼児期に問題となる内容や、栄養食品表示について栄養士等が講義と試食を提供しています。	継続	
	・電話による保健指導	保健師、栄養士、助産師が妊産婦、乳幼児等の健康相談に対応しています。	継続	
	・総合食育推進事業 ・食育指導計画の策定 ・学校給食の充実 ・給食だよりの充実	栄養教諭・学校栄養職員がコーディネーターの役割を果たすなど、校内指導体制を整備し、学校全体で食育を組織的・計画的に推進します。	継続	学校教育課
・給食の展示・試食会 ・給食だよりの発行 ・保育所訪問による栄養指導	保育所給食における取り組みを、保護者にも知ってもらい、家庭でも取り組んでもらえるよう、情報発信を行っています。	継続	こども課	

【目標値】

目標指標	現状値	目標値
・朝食を食べる人の割合		
幼児	93.3%	100%
成人	83.8%	100%
・こどもに合った食事内容を知っている人の割合	81.6%	90%以上



(2) 母とこどもの健康の確保

【現状と課題】

本市の出生数は、過去5年間では増減を繰り返していますが、出生率は国や県よりも高い値で推移しています。また、低体重児の出生数は、年々増加している状況です。妊娠・出産期の女性は情緒不安定になりやすい傾向があり、特にはじめての出産を迎える妊産婦は不安が大きいため、正しい知識と安心して相談できる相手が必要としています。

さらに、近年の晩婚化も影響し、本市における35歳以上での出産は、平成15年では全体の18.6%でしたが、平成18年には25.3%にまで高くなっており、高齢出産が増加しています。高齢出産にあたっては、若い時期の出産と比べるとリスクが増えることもあります。妊娠中の定期的な健診やケアがより重要であり、安心して出産できる支援体制を強化していく必要があります。

乳幼児期は、からだの生理機能や運動機能が次第に確立され、自我が発達し、生活習慣の形成が徐々に進行する時期です。この時期の過ごし方はその後の生活習慣や人格をかたちづくる上で最も大切な時期であり、また、親の影響を最も受ける時期でもあります。そのため、この時期にしっかりと子どもと向き合い良好な親子関係を築き、子どもにとって安心をもたらす環境を与えることは、こどものこころとからだの健やかな成長にとっても大切です。

さらに、乳幼児を持つ母親は、社会との接触が少なくなりがちです。核家族化の進行なども影響し、母親の孤立等による育児不安の拡大から、母親がうつ状態にかかること等が課題となっています。本市では、親子同士の交流ができ、悩みを話し合い、子育てについて学び合える場である「なかよしひろば」、「あいあいーむ」、「むくむく」や「児童センター」などに親子が参加しています。これらの集まり、交流のできる場をさらに充実し、多くの親子が参加できるよう普及していくことが必要です。

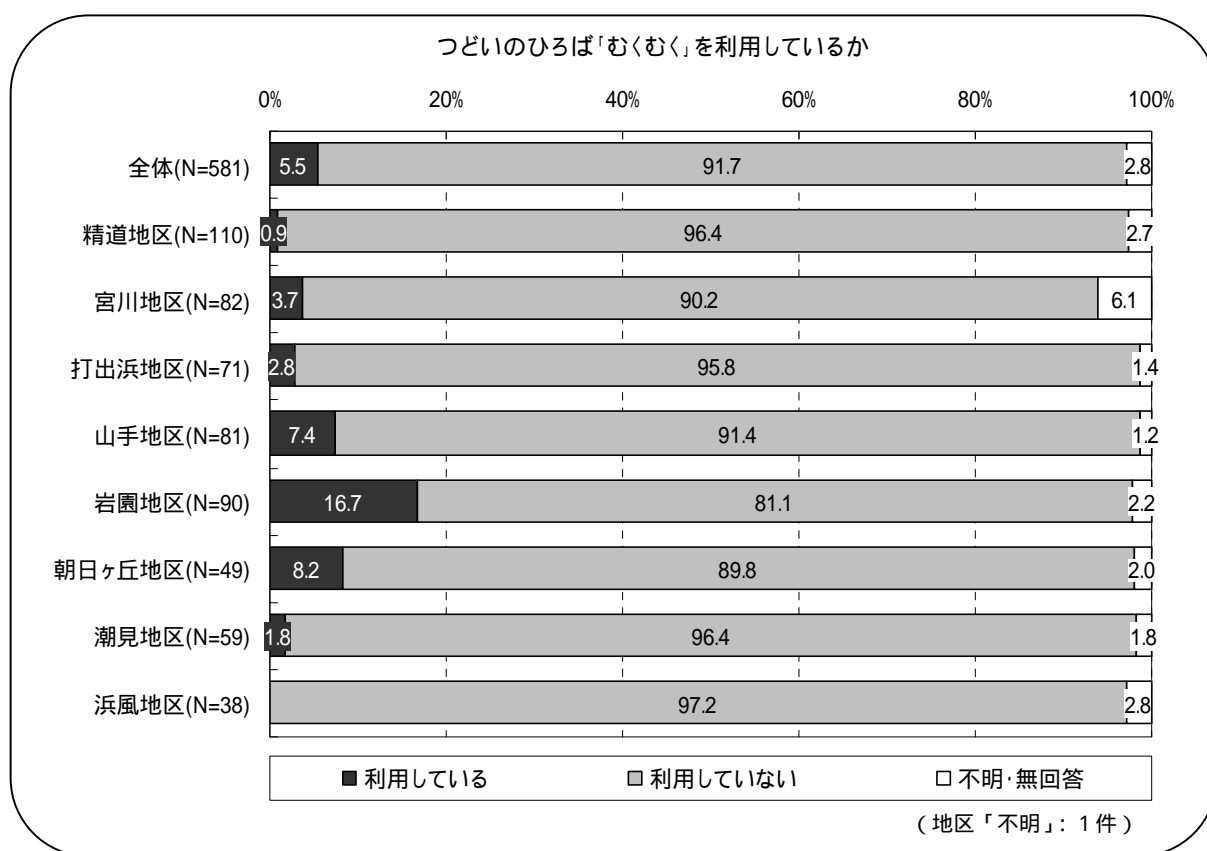


【子育て支援に関する市民意識調査結果】

つどいのひろば「むくむく」の利用度について

子育てセンターで実施しているつどいのひろば「むくむく」を利用しているかどうかをみると、全体では「利用していない」が91.7%となっています。地域別でみると、「利用している」は岩園地区において16.7%と高くなっている一方で、精道地区や浜風地区では特に低くなっています。

親同士の良い交流の機会となるこれらの場について、周知に努めるとともに、利用を促進していくことが必要です。



【健康目標】

安心して出産し、こどもの成長を願って
自分らしく育児しよう

【家庭や地域の取り組み】

母子健康手帳を活用し、妊娠中の健康管理を行います。
 妊娠・出産に関する情報を積極的に入手し、知識を深めます。
 夫婦や家族で出産や子育てについて話し合います。
 地域のこどもの成長に関心を持ち、必要に応じて助け合います。
 こども同士の遊ぶ機会を増やします。
 1人で悩まず、周りの人とコミュニケーションを大切にします。

【施策の方向】

健康診査及び健康教育・相談の拡充

- ・妊娠中に心穏やかに安心して過ごせるよう、また妊婦や家族が心身の健康に関して気軽に相談や指導を受けることができ、安心して出産・子育てに臨めるよう、保健センターを拠点として関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していきます。平成22年度に開設される福祉センターにおいて、事業を運営することとなるため、事業内容のさらなる充実・拡大を図ります。

育児不安を解消するための、健康相談・訪問指導等の充実

- ・子育てに悩む親や孤立する親の増加、虐待など、今日的な課題に対応し、子育てが家庭で自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。また、保健師や助産師などによる家庭訪問や相談により個別支援を充実していきます。
- ・未熟児や病気を持つ児など、育児困難になりやすい家庭に対し養育支援ネットで病院と連携を持ちきめ細かい対応をします。

【行政・関係団体の具体的取り組み】

	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当
	・妊婦健康診査費助成事業	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行っています。	継続	健康課

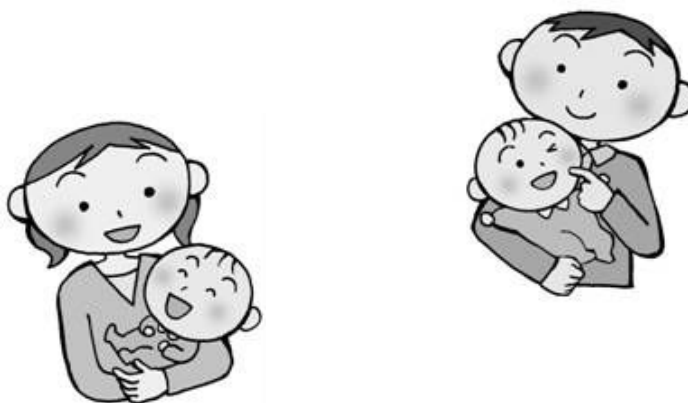
健康診査及び健康教育	・4か月児健康診査	各健診ごとに「育児ハンドブック」や「であってみたいこんな本」等の冊子を配布しています。精神面・運動面あるいは神経学的発達の節目となる4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳4か月児を対象に疾病や発達の遅れ,視聴覚の異常などを早期に発見するため総合的な健診を行うとともに,育児・栄養・むし歯予防などの指導・相談・助言を行っています。今後,健診時期の見直しや内容等の充実を図ります。	継続	健康課
	・10か月児健康診査		継続	
	・1歳6か月児健康診査		拡充	
	・3歳児健康診査		拡充	
	・プレおや教室 マタニティークッキング パパママ教室 沐浴教室 (再掲)	妊娠中期以降の妊婦を対象としたマタニティークッキングは2回シリーズの講座で,仲間づくりをめざしたグループワークと調理実習,また飲酒・喫煙が胎児に及ぼす影響についての内容も含めて行っています。パパママ教室と沐浴教室は夫婦で育児を目的に土曜日に開催しています。今後,カリキュラム等を検討し充実を図ります。	拡充	
	・もぐもぐ離乳食教室 (再掲)	栄養士,保健師による離乳食の講義と遊び方のお話と試食を提供しています。	継続	
	・幼児の食事とおやつ の教室 (再掲)	幼児期に問題となる内容や,食品表示について栄養士等が講義と試食を提供しています。	継続	
	・アレルギー健康診査	アレルギー全般について専門医の健診と相談を行っています。	継続	
・アレルギー教室	アレルギー全般について専門医の講義や室内の環境整備や調理実習等を行っています。	継続		
健康診査及び健康教育	・妊産婦・未熟児・ 新生児訪問 ・こんにちは赤ちゃん 訪問 ・乳幼児家庭訪問	妊産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師,保健師等が家庭訪問をして子育て等の助言や相談を行っています。こんにちは赤ちゃん訪問については,100%の実施をめざします。	拡充	健康課 芦屋健康 福祉事務所
	・妊産婦健康相談	妊産婦を対象に助産師による個別相談を行っています。	継続	健康課
	・育児相談	乳児を対象に,身体計測及び保健師と栄養士,助産師によるこどもの発達や育児についての個別相談を行っています。	継続	

育児不安の解消に向けた相談・指導	・アレルギーの離乳食相談	アトピー性皮膚炎のこどもを持つ保護者等を対象にした栄養士、保健師による個別相談を行っています。	継続	
	・めだか水泳教室	ぜん息・ぜん息様気管支炎と診断された幼稚園・保育所の4歳児から小学3年生までを対象に10回の水泳教室を行っています。	継続	健康課
	・まねっこ	10か月児健診を受診した親子を対象に交流広場の提供をしています。	継続	
	・育児支援家庭訪問事業	児童の養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児や家事の援助を行うことにより、安定した児童の養育ができるように努めます。	継続	
	・園庭開放 ・なかよしひろば	保育所や幼稚園の園庭を開放し、親子が遊べるようにしています。	継続	
	・あい・あいるーむ	保護者とこどもが自由に来て、遊びを通して他の保護者やこどもとふれあいや交流を深めます。	継続	こども課
	・むくむく	保護者とこどもが気軽に集い、相談・交流などを行っています。平成22年開設予定の福祉センターへ移転し事業の拡大を図ります。	拡充	
	・子育てグループの活動支援	公共施設等を利用して、地域で自主的に活動するグループや団体の活動を支援し、地域のコミュニティづくりを進めていきます。	拡充	
	・あそびの広場	1歳児・2歳児を持つ親とこどもが気軽に集い、相談・交流などを行っています。	継続	児童センター
その他	・母子健康情報管理システム	母子保健事業の対象者及び利用状況をシステム化し、効率的に保健活動を行っています。	継続	
	・母子健康手帳等の交付	妊娠届書の提出により母子健康手帳を交付します。交付時に母子健康手帳副読本、SID S 対策のちらし、ママと食の健康ガイド、歯の健康 mini ブック、芦屋市子育てガイドブックあいあい等の資料を提供しています。	継続	健康課
	・歯の健康フェスタ	歯科医師会の協力を得て、毎年6月の歯の衛生週間の事業の中で、小学校2年生を対象としたフッ化物の塗布やポスター展等を行っています。	継続	

【目標値】

目標指標	現状値	目標値
・妊娠11週以下での妊娠届出者の割合	70.2%	80%以上
・妊娠中の喫煙率	7.3%	0%
・妊娠中の飲酒率	14.9%	0%
・乳幼児健康診査の受診率	92.6%	95%以上
・3歳児健康診査の結果，むし歯のない幼児の割合	87.7%	90%以上

* 「妊娠中の喫煙率」と「妊娠中の飲酒率」は，2005年の国のデータです。



(3) こどものこころのやすらかな発達の促進

【現状と課題】

こどもの個性や能力を伸ばしていくには、こども自らが育つ力を支援することが必要です。しかし、親の価値観の押し付けや大人の視点での評価等により、こどもの考えや気持ちを軽視してしまうことがあります。

また、ここ数年、児童虐待がますます増加しており、深刻化する傾向にあります。虐待は、こどもの人権を侵害し、こどもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことになるため、迅速かつ適切な対応が求められています。

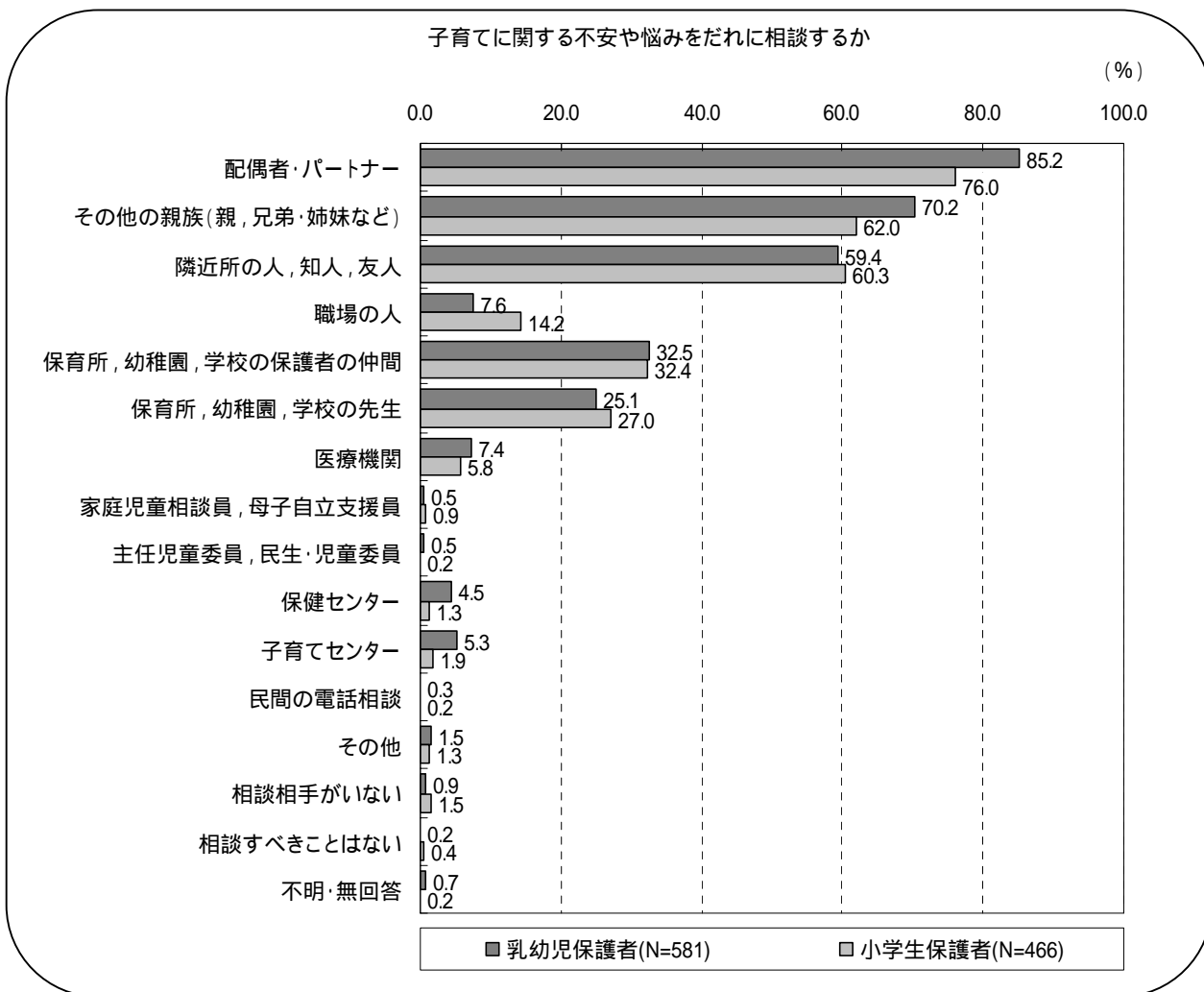
本市においても、児童虐待等の複雑多様化する児童問題に対して、福祉、保健等、行政機関をはじめ、学校、警察、医療機関、地域等、幅広い分野でネットワークの充実を図っていく必要があります。

また、障がい児の人数が年々増加し、かつ重度化・重複障がいの傾向がみられることから、障がいの早期発見につながる健診体制の充実や保護者への情報提供をはじめ、保健・医療機関との連携を強化し、発見から適切な対応が実施できるよう相談・指導体制の充実を図ります。

【子育て支援に関する市民意識調査結果】

子育てに関する悩みや不安の相談先について

子育てに関する悩みや不安をどこに相談するかについてみると、乳幼児保護者、小学生保護者ともに、「配偶者・パートナー」「その他の親族」「隣近所の人、知人、友人」が上位となっており、身近な人が相談相手になっていることがわかります。続いては、保護者同士や保育所・学校等の先生への相談が多く、「保健センター」や「子育てセンター」、「家庭児童相談室」といった専門機関への相談は少ない状況であり、今後周知・利用促進に向けた取り組みが必要です。



【健康目標】

こどものことでの悩みは、すぐ家族や地域や
専門家に相談しよう

【家庭や地域の取り組み】

母親に限らず、同年代などの話しやすい友だちとの関係を大切にします。
 ストレスを感じたら息抜きやリフレッシュをします。
 母親を孤立させないように、母親同士の交流の場を設けます。
 いつでも気軽に相談できる場所を知り、利用します。
 専門的な窓口を利用し、悩みや不安の解消につなげます。

【施策の方向】

児童の虐待を防止する取り組みの推進

- ・児童福祉法 が改正され、児童相談にかかわる業務の主体を市町村とすることが法律上明記されたことを受けて、市及び関係機関における児童虐待防止のネットワークを充実させる視点から平成17年「芦屋市要保護児童対策地域協議会」を設置し、市が調整機関となり連絡調整を行っています。
- ・乳幼児健康診査、家庭訪問、健康教育等、母子保健事業の実施において、虐待発生予防の視点で育児支援を行います。また、虐待やDV のケースとして地区保健師が保健指導などでフォローする際は、関係機関や関係者と連絡・調整を図りながら対応します。

乳幼児のフォローアップ体制の充実

- ・乳幼児健診や相談などで発見された発達障がいなどこころやからだに課題のあるこどもとその母親など家族に対して適切な支援ができるよう相談・療育体制の充実を図っていきます。

【行政・関係団体の具体的取り組み】

	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当
児童の虐待防止対策	・乳幼児健康診査未受診者対策	乳幼児健康診査における未受診者について、未受診者調査票の返送がなく、未受診理由が不明な者に対して、受診勧奨の働きかけを行っています。 4か月児については、全数把握を目標に訪問等を行っています。3歳児の未受診者については、主任児童委員の協力を得ています。	拡充	健康課
	・家庭児童相談室	様々な家庭や児童の虐待や養育上の問題の相談に応じています。	継続	こども課
	・西宮こども家庭センターでの支援	児童虐待にあった児童に対して調査などに基づき、必要に応じて被害にあった疑いのこどもの一時保護等を行っています。	継続	
	・芦屋市要保護児童対策地域協議会	関係機関の相互連携により、虐待や非行などの要保護児童の早期発見及び適切な保護を図っています。	拡充	

乳幼児のフォローアップ体制	・乳幼児健康診査 (再掲)	精神・運動面の発達が著しい時期に，小児科診察や視聴覚健診などを行い，疾病や発達障がい等の早期発見を図っています。	継続	健康課
	・こどもの相談 ・健診後の経過観察グループ	乳幼児健診において，経過観察が必要なこどもの継続的な健康相談を行っています。 経過観察の必要な子どもと保護者が，保育士・保健師・心理相談員との遊びを通じて，親子のかかわりについて理解を深め育児不安の軽減を図っています。今後，実施回数等の拡大を図ります。	拡充	
	・すくすく学級 (児童デイサービス)	発達に課題のある子どもに適切な療育及び訓練等の提供を行っています。	拡充	障害福祉課
	・療育相談	医師や臨床心理士，理学療法士等が乳幼児の発達に関する相談や検査を行い，その後のフォロー体制についても検討しています。また，教育相談についても同時に行っています。今後，福祉センターへ移転し事業の拡大を図ります。	拡充	障害福祉課 健康課 学校教育課
	・育児支援等療育事業	すくすく学級からの進路先確保及び受け入れ体制の整備を図り，保育所・幼稚園等への円滑な入所・入園を実現するため，庁内の関係各課及び関係機関との連携・情報共有を行う連絡会を行っています。今後，関係各課とより一層の連携を図ります。	拡充	障害福祉課 こども課 健康課 学校教育課 芦屋健康福祉事務所

【目標値】

目標指標	現状値	目標値
・育児について相談相手のいる母親の割合	99.2%	100%
・専門的な相談機関を知っている親の割合	43.3%	80%以上
・育児参加する父親の割合	93.4%	100%

(4) 思春期保健対策の充実

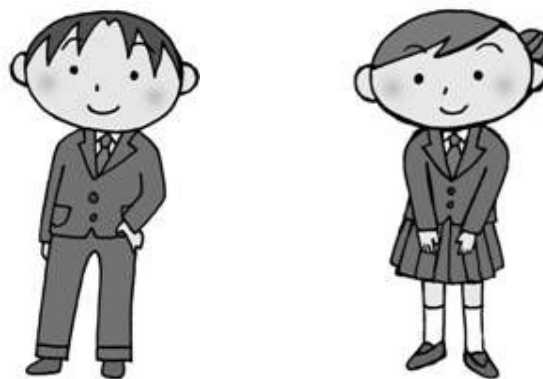
【現状と課題】

少年期は、学校生活の開始により、思考能力や知能等の面で著しい発達がみられます。また、友人関係が広まり、精神的にも大きな成長がみられるこの時期は、食生活や運動、趣味に対する嗜好・興味が明確化され生活習慣の基礎がつくられる時期でもあります。

思春期には、こどもから大人へと移っていく過程で、こころとからだがアンバランスになりやすく、その結果、不安を感じたり、性的に悩んだりする等、精神的に不安定になりやすくなることも考えられます。さらに、友人やマスメディアからの影響を受けやすい時期でもあるため、好奇心から始まる喫煙や飲酒、薬物使用を防止することも重要です。

国においては国民運動計画として「健やか親子21」で思春期の保健対策の強化と健康教育の推進をあげています。「阪神南青少年タバコ対策事業報告書」から、モデル事業が実施された本市の小学校での意見から、たばこに関する講演を聞く前は、たばこを勧められたら「断る」と答えた生徒は、97人中87人であったが、講演後は94人が「断る」と答えています。また、講演後には、「たばこに悪い物質があることを知らなかった。これからは、お父さんが吸おうとしたら注意しようと思う。」「たばこを吸うとスポーツも勉強もだめになってしまうと思った。」というような意見もみられ、たばこがからだに及ぼす影響等の知識を得ていることがわかります。

今後、発達段階に即した性教育の実施や相談体制の充実、家庭や地域と学校、保健、医療等関係機関との連携の強化を図っていく必要があります。

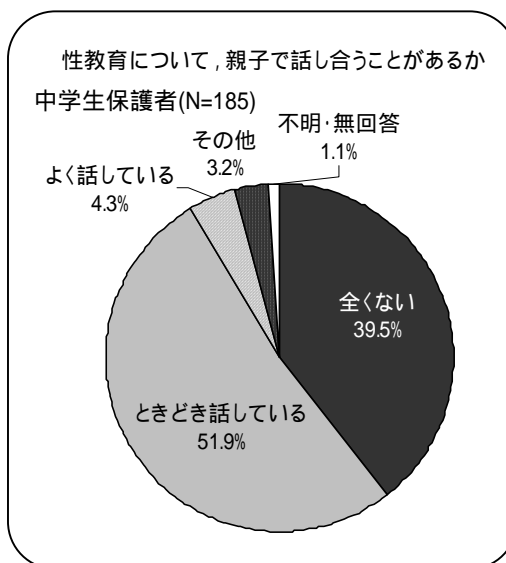


【子育て支援に関する市民意識調査結果】

性教育についての親子の話し合いについて

性教育について親子で話し合うことがあるかについてみると、中学生保護者では「全くない」が39.5%、「ときどき話している」と「よく話している」を合わせると56.2%となっています。

保護者や子どもに対して、性に関する正しい知識を普及するとともに、親子でそれらについて話し合うことの重要性を伝えていく必要があります。



【健康目標】

自分や友だちのこころやからだの変化を理解して、
お互いを大切にしよう

【家庭や地域の取り組み】

悩みを打ち明けられる友だちをつくります。
親子で一緒にいる時間を増やし、会話の時間を増やします。
未成年者には、飲酒や喫煙を勧めません。また、見かけたら注意します。
子どもが自分のからだを大切にできるよう、普段から話をして子どもの話を聞き、受け止めるようにします。

【施策の方向】

性に関する正しい知識の普及や相談などの取り組みの推進

- ・関係機関の連携のもと、保護者向けの講座の開催や幼児期からの性教育の実施等、発達段階に即した性教育の内容・対象・回数などを検討し、体系だった性教育の確立を図ります。

喫煙や薬物などに関する教育や指導などの取り組みの推進

- ・青少年の薬物乱用 のきっかけとしてたばこの影響が指摘されていることから、関係機関の連携のもと学童期から喫煙防止教育をはじめ、教育体制の充実を図ります。

学童期・思春期におけるこころの問題への取り組みの推進

- ・思春期の子どもたちが抱えるこころの問題に対して気軽に相談できる体制を確立します。また、思春期保健ネットワークによる思春期保健対策を推進し、思春期保健関係者との連携を図ります。

【行政・関係団体の具体的取り組み】

	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当
性に関する正しい知識の普及	・健全母性育成事業	思春期の子どもを持つ保護者等を対象に、生理・心理・社会の各側面から思春期保健に関する知識の普及を行い、健康的で豊かな人間性を持った男女を育成できるよう指導を行っていきます。	新規	健康課
	・家庭における性教育実施の啓発活動	親子や子どもが集まる機会等を積極的に活用する等、子ども会、PTA、愛育委員会等地域の関係団体と連携し啓発活動の充実を図っています。	継続	青少年愛護センター
喫煙や薬物に関する教育指導	・出前講座「喫煙防止教育」	保健師がたばこの依存症や害等について説明し、喫煙防止教育を行っていきます。	継続	健康課
	・阪神南青少年タバコ対策事業 ・「ダメ、絶対」普及活動	薬物やたばこがからだに及ぼす影響などを児童生徒に伝え、薬物や喫煙防止に取り組んでいます。	継続	学校教育課 芦屋健康福祉事務所
こころの問題	・スクールカウンセリング事業	こどものこころの健康問題やケアを必要とする子どもに対し、教員が適切な指導・援助ができるよう、専門家からアドバイスを受けるコンサルテーションを実施しています。	継続	学校教育課

【目標値】

目標指標	現状値	目標値
・十代の喫煙率 中学1年生 男子 女子 高校3年生 男子 女子	3.2% 2.4% 21.7% 9.7%	0%
・薬物乱用の有害性について正確に知っている小学生の割合 急性中毒 小学6年生 男子 女子 依存症 小学6年生 男子 女子	53.3% 56.2% 73.1% 78.0%	100%
・性感染症を正確に知っている高校生の割合 性器クラミジア感染症 男子 女子 淋菌感染症 男子 女子	48.4% 55.8% 19.9% 20.1%	100%
・避妊法を正確に知っている高校生の割合 男子 女子	12.5% 22.7%	100%

*上記の現状値については、すべて国のデータです。(「薬物乱用の有害性について正確に知っている小学生の割合」は2000年、「十代の喫煙率」「性感染症を正確に知っている高校生の割合」は2004年、「避妊法を正確に知っている高校生の割合」は2005年)

(5) 小児医療の充実

【現状と課題】

現在、市内には小児科の診療が受けられる医療施設は14か所ありますが、そのうち小児科専門の医師がいる施設は6か所と決して多くはありません。

本市の救急医療については、休日応急診療所と在宅当番医制による1次救急、病院群輪番制による2次救急、阪神地区救命救急センターによる重篤患者を対象とする3次救急まで、機能分担を図っています。特に小児科では、芦屋市・西宮市・尼崎市の公立・私立の病院が小児救急病院群輪番制をとり、休日・夜間の2次救急医療を担っています。また、20年6月から尼崎市・西宮市・芦屋市の3市が共同で、阪神南圏域小児救急電話相談を実施し、こどもの病気やけがに対する対処の方法等について相談を受け付けています。

しかし、小児は自分で症状を正確に訴えることが難しく、また、症状の変化が早いいため、正確に診断することや注意深く経過を見守る体制が求められるので、小児科専門の救急医療システム体制の充実が課題です。

乳幼児期の死亡原因の第1位は事故によるものです。SIDS（乳幼児突然死症候群）の危険因子などについて、正しい知識を持つことや、月齢に応じた事故予防対策や応急処置の仕方等、日頃から安全に配慮することが求められます。

また、市では生後2か月頃に予防接種法に基づく定期の予防接種について、対象者に個別通知により周知しています。

今後、感染症予防のための予防接種の啓発とともに安心して子育てができる環境をつくっていく必要があります。

現在、市立芦屋病院では産婦人科と小児科にそれぞれ常勤医師2名、非常勤医師1名を確保し、外来から入院診療に至る周産期医療を提供しています。また、老朽化が進む病棟の整備計画の中でも、LDRの完備や病室の充実などを計画することにより、妊婦、新生児、家族のアメニティの向上を図るとともに、医療安全の確保をめざして取り組んでいます。

さらに、阪神南圏域における「公立三病院ネットワーク協議会」において、突発的なハイリスク分娩などについても、NICUを備える県立西宮病院とのより緊密な連携を計画しています。

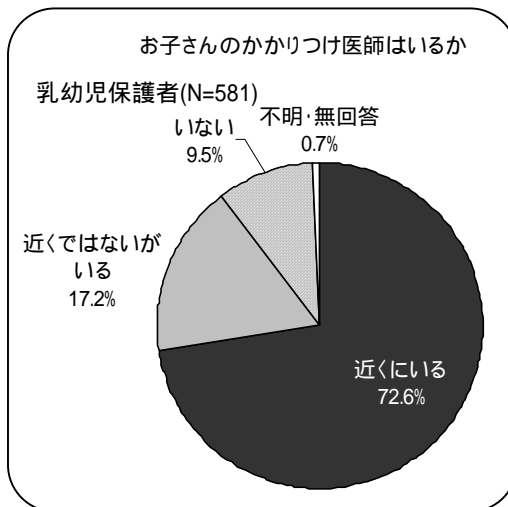


【子育て支援に関する市民意識調査結果】

お子さんのかかりつけ医の有無について

かかりつけ医がいるかどうかをみると、乳幼児保護者では、「近くにいる」が72.6%と最も高く、次いで「近くではないがいる」が17.2%となっています。

一方、「いない」は9.5%となっており、今後病気やけがのときのために、かかりつけ医をもつよう、普及・啓発が必要です。



【健康目標】

かならず、かかりつけ医をもうけよう

【家庭や地域の取り組み】

- 予防接種を受けます。
- 普段からこどもの健康状態を把握します。
- こどもの病気やケガについて、家庭で正しい手当ての方法を身につけます。
- こどもの目線で整理整頓します。
- 病気やけがのとき阪神南圏域小児救急電話相談を利用します。

【施策の方向】

感染症の予防及び事故防止のための取り組みの推進

- ・ 予防接種の実施については、市民の利便性等を考慮しながら進めていくとともに、未接種者等に対し啓発等が速やかにできるシステムの構築を図ります。
- ・ 乳幼児期の事故の大部分は、周囲の配慮・環境整備により防ぐことができることから、事故防止のリーフレットの配布や心肺蘇生 等に関する知識の普及・啓発に努めます。

小児救急医療の充実

- ・ 小児救急医療の充実について、県に働きかけるとともに、近隣市との協力体制を強化し、広域的な小児救急体制の充実に努めます。

【行政・関係団体の具体的取り組み】

事業名	事業内容	目標	担当
・母子健康手帳の交付 (再掲)	妊娠届書の提出により母子健康手帳を交付します。交付時に母子健康手帳副読本, S I D S 対策のちらし, ママと食の健康ガイド, 歯の健康 mini ブック, 芦屋市子育てガイドブックあいあい等の資料を提供しています。	継続	健康課
・芦屋市立休日応急診療所	医師会・薬剤師会の協力を得て, 内科・小児科を開設し, 日曜・祝日・年末年始の午前9時から午後5時まで診療を行っています。	継続	
・在宅当番医制	市内の医療機関が参加し, 当日の当番病院の案内は, 広報あしやや芦屋市消防本部で行っています。	継続	健康課
・小児救急対応病院群 輪番制	阪神南圏域の公立・私立の病院が輪番制により, 小児2次救急患者を受け入れています。	継続	
・定期予防接種事業	予防接種法に基づき定期の予防接種を行っています。未接種者に対して再度接種勧奨をします。	継続	

【目標値】

目標指標	現状値	目標値
・事故対策を行っている家庭の割合 1歳6か月児 3歳児	80.5% 74.7%	100%
・かかりつけの小児科医を持つ親の割合 1歳6か月児 3歳児	86.3% 86.4%	100%
・休日・夜間の小児救急医療機関を知っている割合 1歳6か月児 3歳児	87.8% 89.9%	100%
・6か月までにBCG接種を済ませている親の割合	93.4%	100%

* 「事故対策を行っている家庭の割合」「かかりつけの小児科医を持つ親の割合」「休日・夜間の小児救急医療機関を知っている割合」の現状値については、2005年の国のデータです。



芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画

（計画の期間：平成21年度から平成26年度）

芦屋市第2期障害福祉計画

（計画の期間：平成21年度から平成23年度）

平成21年3月

芦屋市

計画の位置付け

この計画は、障害者基本法 第9条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

また、この計画は、第3次芦屋市総合計画及び障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」である「芦屋市障害福祉計画」等の関連計画と調和が保たれたものとしてします。

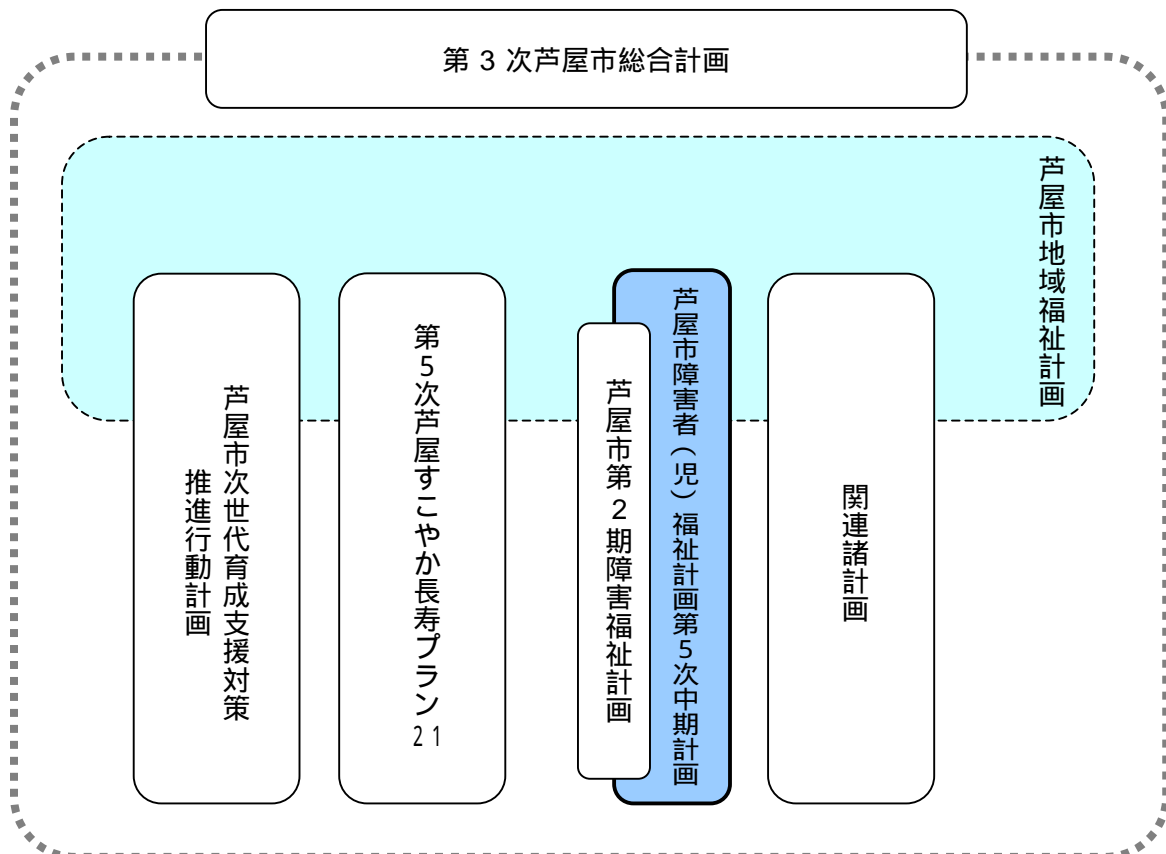
（参考）

障害者基本法第9条第3項

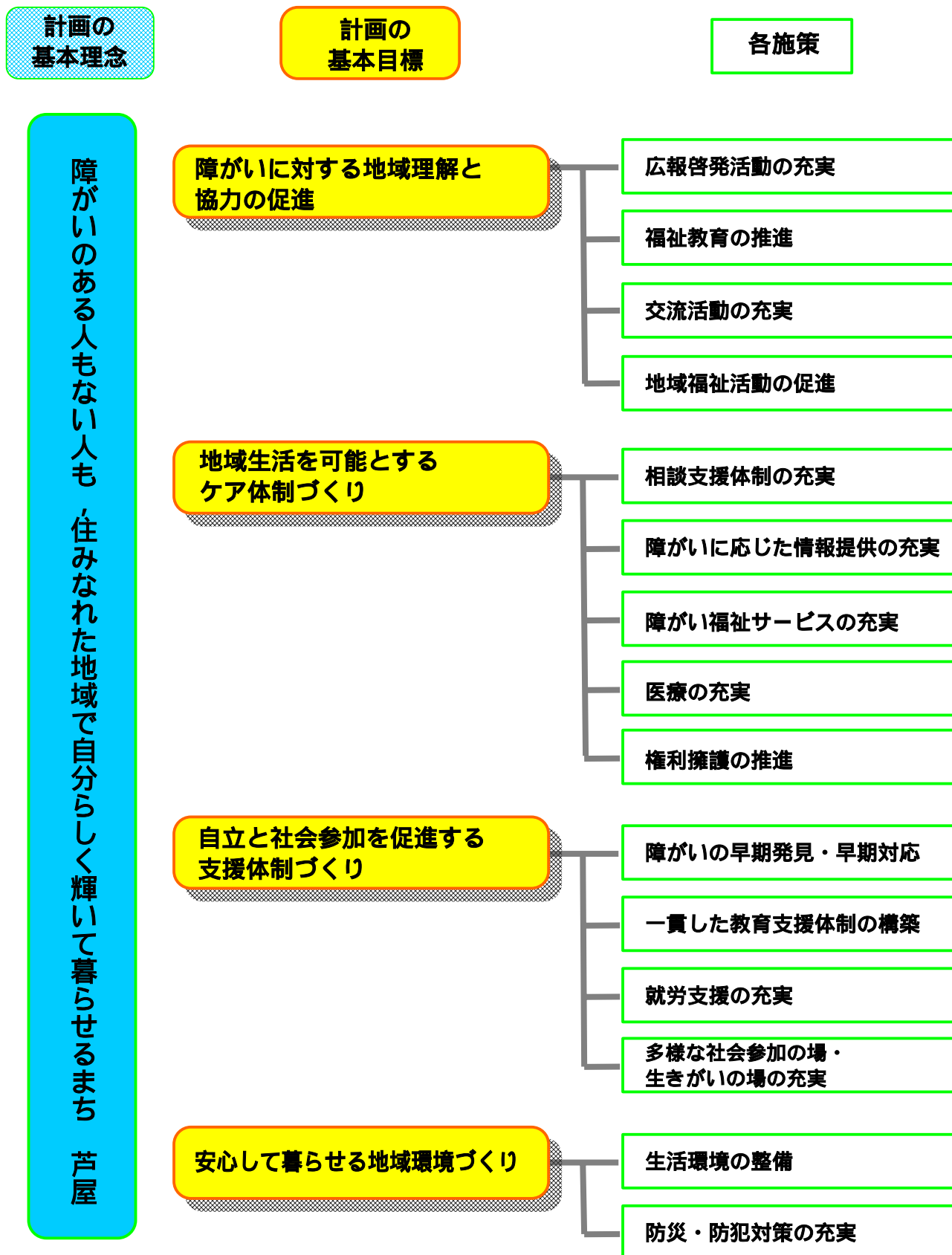
「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。」

障害者自立支援法第88条第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。」



施策の体系



ライフステージ別施策の体系

分野	乳幼児期 (0歳～就学まで)	学齢期 (就学～卒業まで)	青(壮)年期 (卒業～64歳まで)	高齢期 (65歳以上)
障がいに対する地域理解と協力の促進	広報啓発活動の充実			
	福祉教育の推進			
	学校教育		社会教育	
	交流活動の充実			
地域福祉活動の促進				
地域生活を可能とするケア体制づくり	相談支援体制の充実			
	障がいに応じた情報提供の充実			
	障がい福祉サービスの充実			
	自立支援給付・地域生活支援事業			
	障がい福祉サービス提供基盤の確保			
	障がいのある人の生活を支援するサービス			
	障がいのある人の外出を支援するサービス			
医療の充実				
			権利擁護の推進	
自立と社会参加を促進する支援体制づくり	障がいの早期発見・早期対応			
	早期発見・早期対応		早期発見・早期対応	
	一貫した教育支援体制の構築 乳幼児期における療育・保育等 特別支援教育の推進		就労支援の充実 障がいのある人の雇用機会の拡大 就労への支援	
	多様な社会参加の場・生きがいの場の充実			
安心して暮らせる地域環境づくり	生活環境の整備			
	福祉のまちづくり			
	障がいに応じた住まいの確保支援			
	防災・防犯対策の充実			

【現状と課題】及び【今後の方向性】

「芦屋市障害者（児）福祉計画」に基づき、「障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち芦屋」の実現を目指して様々な施策の推進を図っています。

障がいのある子どもへの療育体制としては、乳幼児健診を通じて、発達の遅れや障がいのある子どもの早期発見に努めるとともに、療育相談やこどもの相談等の専門的な相談で母の育児不安の軽減と療育の必要性を検討し、早期療育訓練を児童デイサービス「すくすく学級」で実施しています。今後は、対象児の増加等に対応するために、「すくすく学級」の定員拡大のための施設整備を検討する必要があります。加えて、「すくすく学級」卒級後においても、訓練を受ける場所が不足していることから、学齢期の子どもを対象とした障がい児機能訓練事業を整備していく必要があります。

また、近年周知されつつある発達障がいについては、スクリーニングとフォロー体制の充実が必要であり、保健・医療・福祉・教育及び関係機関との更なる連携と体制の充実を図る必要があります。

障がいのある乳幼児の保育については、統合（障がい児）保育事業を実施し、保育所における障がい児の受け入れを図っています。一方、幼稚園における対応については、加配教員配置園を中心に、「特別な支援を要する幼児にかかる研究会」「コーディネーター研修会」を実施し、教員の指導力向上を図るとともに、平成20年度からは、教育委員会内に特別支援教育担当指導主事を配置し、幼稚園における特別支援教育の充実を図っています。また、就学期については、平成19年度から特別支援教育が本格実施となったため、普通学級に在籍する障がいのある児童生徒に対しても個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、指導を行っています。

一方で、障がいへの理解を促進するための普及・啓発については、子どものころから障がいについての理解を深める啓発活動を行うことが重要となっています。学齢期の子どもを対象とした啓発冊子を作成するとともに、学校教育の場での活用等を検討する必要があります。

今後も障がいのある子どもたちが、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるように、一人ひとりのニーズに応じた専門的な支援を始め障がい福祉サービスなどによる日常生活における支援や教育支援等を提供するとともに、保健、医療、福祉、教育の連携を図りながら、総合的に施策を推進することが必要です。

各施策の推進

障がいに対する地域理解と協力の促進

広報啓発活動の充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
啓発冊子の作成	学齢期の子どもを対象に、障がいへの理解を深めるための啓発冊子を作成します。また、作成した冊子は学校教育の場で活用し、普及啓発を図ります。	障害福祉課 学校教育課	新規 重点プロジェクト

【重点プロジェクト】

事業名	啓発冊子の作成、配布【新規】					
内 容	学齢期の子どもを対象に、障がいへの理解を深めるための啓発冊子を作成します。また、作成した冊子は学校教育の場で活用し、普及啓発を図ります。					
実施計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	作成・配布 啓発活動					

福祉教育の推進

取り組み	内 容	所管課等	方向性
道徳教育の推進	副読本・啓発冊子の活用や、ボランティア活動などの奉仕活動を通じて、人権や命の大切さを感得させるとともに道徳的な実践力を育てていきます。	学校教育課	充実 道徳教育推進 教員を配置
特別活動の推進	「トライやる・ウィーク」などの体験活動をはじめ、学校園行事を活用した障がいのある人などとの交流の場を積極的に設け、ふれあいを通じた理解の促進と思いやりの心を育てていきます。	学校教育課	継続
総合的な学習時間の活用	「総合的な学習の時間」を中心に、体験的な学習や問題解決的な学習、専門性の高いゲスト・ティーチャーを招聘しての実感のある学習など、教育効果の高いプログラムを提供し、障がいや人権についての正しい認識と理解の促進を図ります	学校教育課	継続

交流活動の充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
ふれあい市民運動会の開催	多くの市民が参加できるよう、プログラムや運営等の工夫を行い、内容の充実を図ります。	障害福祉課	充実 内容を工夫
地域との交流	社会福祉協議会や関係各課とも連携を図りながら、障がいのある人との交流活動を進めます。 特別支援学校との交流等、地域社会における交流の機会のさらなる促進を行います。	社会福祉協議会 学校教育課	継続

地域福祉活動の促進

取り組み	内 容	所管課等	方向性
ボランティア活動支援	地域福祉活動の促進を図るため、ボランティア活動等への助成などの支援を行います。 地域福祉活動への住民参加を促進させるため、社協だよりやインターネット等を活用し、ボランティア活動等の周知を図ります。 地域福祉活動への支援体制を強化するため、「あしや市民活動センター」と「ボランティア活動センター」との連携を強化し、情報提供や団体間とのネットワーク化、ボランティア等の組織化などの支援の充実を図ります。	地域福祉課 社会福祉協議会 市民参画課	充実 「(仮称)芦屋市福祉センター」でボランティアの活動拠点整備
ボランティア活動センターの運営	社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターの機能強化を図り、福祉ニーズとボランティア活動を結びつける地域支援の仕組みを充実させていきます。「(仮称)芦屋市福祉センター」移行後はボランティア専用スペースの拡大とボランティアコーディネーターを専属配置します。	社会福祉協議会	充実 「(仮称)芦屋市福祉センター」で専用スペースの拡大とコーディネーターの配置

取り組み	内 容	所管課等	方向性
ボランティアの育成	手話・要約筆記をはじめ、関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアの育成を進めます。	社会福祉協議会	継続
障がい者団体への助成	障がいのある人やその保護者の地域における仲間づくり、社会参加や地域生活への支援に重要な役割を果たしている芦屋市内の障がい者団体4団体に対し、団体の安定的な運営や活動の充実を図るため、団体補助金の助成を行います。	障害福祉課	継続
障がい者団体活動への支援	団体のPR活動を積極的に支援するために、ケーブルテレビの活用も支援していきます。ボランティア団体、NPOなど他団体とのネットワーク化を支援していきます。 市民活動全般における情報提供、ネットワーク化を支援していきます。	障害福祉課 市民参画 社会福祉協議会	充実 「(仮称)芦屋市福祉センター」で各種団体の活動拠点整備
活動拠点確保への支援	市内で活動する様々な団体の活動拠点として「あしや市民活動センター」を運営するとともに、平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」においても各種団体の活動拠点となるよう、機能等の検討と整備・運営を図っていきます。	市民参画課 地域福祉課	充実 「(仮称)芦屋市福祉センター」で各種団体の活動拠点整備

地域生活を可能とするケア体制づくり

相談支援体制（地域ケア体制）の充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
相談支援事業の実施	関係機関と連携し、暮らしの場である地域において、相談から適切な支援へのつなぎを行う相談支援の充実を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	充実 重点プロジェクト
地域自立支援協議会の開催	適切な相談支援が実現できるよう、芦屋市地域自立支援協議会において、困難事例への対応策や共通課題への対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築などの支援を行います。	障害福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
「(仮称)芦屋市地域福祉推進協議会」の開催	障がい者や高齢者,児童など分野・部門をこえた地域の総合的な課題に対応するため,地域ケア会議や地域包括支援センター運営協議会などの高齢者部門と,地域自立支援協議会などの障がい者部門などをつなぐ「(仮称)芦屋市地域福祉推進協議会」を開催し,保健・医療・福祉その他生活関連機関との総合的な調整を図るなど,地域ケアシステムの構築を進めます。	地域福祉課	新規 重点プロジェクト

【重点プロジェクト】

事業名	相談支援事業の充実【充実】					
内 容	身近に適切な相談支援が受けられるよう,相談支援事業所の1箇所増設を進めていきます。 「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に併せ,センター内に相談機能を集約し,窓口機能の充実を図ります。					
実施計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	検討・整備	実施	—————▶			

事業名	「(仮称)芦屋市地域福祉推進協議会」の開催【新規】					
内 容	障がい者や高齢者,児童など分野・部門を越えた地域の総合的な課題に対応するため,地域包括支援センター運営協議会や高齢者権利擁護委員会などの高齢者部門と,地域自立支援協議会などの障がい者部門などをつなぐ「(仮称)芦屋市地域福祉推進協議会」を開催し,保健・医療・福祉その他生活関連機関との総合的な調整を図るなど,地域ケアシステムの構築を進めます。					
実施計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	開催	—————▶				

障がいに応じた情報提供の充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
「障がい福祉のしおり」の発行	手帳取得者等へ,本市において利用できる福祉サービスや制度などの情報を提供・周知するため,障がい者施策全般を紹介した冊子「障がい福祉のしおり」を発行し,手帳取得時などに説明・配布を行います。	障害福祉課	継続

障がい福祉サービスの充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
訪問系サービスの充実	障がいのある人が家庭において自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障害福祉課	継続
日中活動系サービスの充実	障がいのある人の地域における日中活動の場となる「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「療養介護」「生活介護」「児童デイサービス」及び「短期入所」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障害福祉課	充実 重点プロジェクト外
地域生活支援事業の充実	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具等給付事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の必須事業に加え、その他事業として「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業」「日中一時支援事業」「生活支援事業」を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。	障害福祉課	継続
補装具事業の実施	障がいのある人の身体機能を補完、又は代替することで日常生活をしやすいするため、補装具の給付を行いそれに係る経費を助成します。	障害福祉課	継続
市立くすのきデイ・ケアセンター及びみどり地域生活支援センターの運営	「みどり地域生活支援センター」と「市立くすのきデイ・ケアセンター【くすのきのいえ】」の運営を一体化し、障害者自立支援法に基づく新体系サービス提供事業所として移行を図ります。さらに、運営の一体化に伴う施設整備を進めることで児童デイサービス及び生活介護の定員拡大を図ります。	障害福祉課	充実 重点プロジェクト外

取り組み	内 容	所管課等	方向性
障がい機能訓練事業の実施	平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に伴い、学齢期の子どもを対象とした障がい機能訓練事業を実施します。	障害福祉課	新規 重点プロジェクト
各種障害者手帳の交付	障がいのある人の自立更生、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的に、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、各種手帳の交付を行います。	障害福祉課	継続
各種手当・給付金等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」「介護手当」「重度心身障害者特別給付金」等の各種手当・給付金を支給し、在宅で生活する障がいのある人の経済的負担の軽減・所得の確保に努めます。	障害福祉課	継続
心身障害者扶養共済制度の周知	保護者に万一のことがあった場合に、残された障がいのある人に年金を支給し、経済面の安定化を図ることを目的とする心身障害者扶養共済制度の周知を図ります。	障害福祉課	継続
心身障害者扶養共済制度の掛金補助	旧芦屋市中心身障害者保険扶養制度の加入者で、兵庫県心身障害者扶養共済制度に引き続き加入しており、かつ、一定の事由に該当する者に対して掛金の補助を行います。	障害福祉課	継続
緊急一時保護者制度の運営	家族の就労支援や一時的な休息、病気時の支援を目的に障がいのある人を夜間預かるサービスを実施していきます。	障害福祉課	継続
福祉施設等通園（通学）費の補助	市外の訓練施設等への通所者やすすく学級通級児に対し、交通費の補助を行います。	障害福祉課	継続
タクシー利用料金等の助成	障がいのある人(平成20年度より精神障害者保健福祉手帳1級所持者を含む)の通院及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用券の交付やガソリン費用の一部助成等を行います。	障害福祉課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
公共交通料金等の負担軽減の周知	障がいのある人の外出にかかる料金等の負担を軽減し、社会参加の促進を図るため、鉄道・汽船、バス、国内航空運賃や有料道路通行料金の割引や自転車駐車場使用料の減免等について周知を図ります。	障害福祉課	継続

【重点プロジェクト】

事業名	市立くすのきデイ・ケアセンター及びみどり地域生活支援センターの充実・運営【新規】					
内 容	「みどり地域生活支援センター」と「市立くすのきデイ・ケアセンター【くすのきのいえ】」の運営を一体化し、障害者自立支援法に基づく新体系サービス提供事業所へ移行させ、定員の拡大を図ります。 運営の一体化に伴う施設整備を進めることで児童デイサービス「すくすく学級」の定員拡大を図ります。					
実施計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	運営統合	施設整備	実施	→		
			施設整備	実施	→	
事業名	障がい機能訓練事業の実施【新規】					
内 容	平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に伴い、学齢期の子どもを対象とした障がい機能訓練事業を実施します。					
実施計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	検討・整備	実施	→			

医療の充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
福祉医療費助成事業の実施	障がいのある人が必要な医療を受けることができるよう、「障害者福祉医療費助成事業」及び「高齢障害者福祉医療費助成事業」については、兵庫県の制度の動向を見極めながら実施していきます。	保険医療助成課	継続
障がい機能訓練事業の実施(再掲)	平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に伴い、学齢期の子どもを対象とした障がい機能訓練事業を実施します。	障害福祉課	新規 重点プロジェクト

取り組み	内 容	所管課等	方向性
障がい歯科診療の実施	芦屋市内で受診できる障がいのある方の歯科治療の案内や歯科相談事業を実施していきます。 平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」内で障がい歯科診療を実施します。	健康課	充実 「(仮称)芦屋市福祉センター」で障がい歯科診療を実施

【重点プロジェクト】

事業名	障がい機能訓練事業の実施【新規】					
内 容	平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に伴い、学齢期の子どもを対象とした障がい機能訓練事業を実施します。					
実施計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	検討・整備	実施	→			

権利擁護の推進

取り組み	内 容	所管課等	方向性
相談支援事業の実施	権利擁護も含めた総合的な相談支援を行います。さらに、「(仮称)芦屋市福祉センター」内に設置予定の権利擁護センターと連携を図り権利擁護の支援に当たります。	障害福祉課 社会福祉協議会	充実 <u>重点プロジェクト</u>
権利擁護センターの設置・運営	平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に伴い、センター内に、権利擁護センターを設置し、権利擁護に関する相談体制及び支援体制の充実を図ります。	高年福祉課 障害福祉課	新規 <u>重点プロジェクト</u>

【重点プロジェクト】

事業名	相談支援事業の充実【充実】					
内 容	身近に適切な相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の1箇所増設を進めていきます。 「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に併せ、センター内に相談機能を集約し、窓口機能の充実を図ります。					
実施計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	検討・整備	実施	→			

事業名	「権利擁護センター」の設置【新規】					
内 容	「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に伴い、センター内に、「権利擁護センター」を設置し、権利擁護に関する相談体制及び支援体制の充実を図ります。					
実施計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	検討・整備	設置	—————→			

自立と社会参加を促進する支援体制づくり

障がいの早期発見・早期対応

取り組み	内 容	所管課等	方向性
妊産婦健康教育・相談の実施	妊産婦に対し、安全な分娩を図ることを目的に、妊婦相談やレッツエンジョイマタニティクッキングなどの各種教室において疾病等の早期発見と適切な教育・指導を行います。 妊娠時の母親に対して障がいや疾病のあった場合の対応を含めた情報提供を行います。	健康課	充実 妊婦健康診査費助成事業の対象と回数の拡大
母子保健訪問指導の実施	新生児や乳幼児の養育上必要な事項の指導や、発達上の相談、課題の早期発見・対応を図るため、「新生児訪問（生後28日まで）」及び「こんにちは赤ちゃん訪問（生後4か月まで）」、「家庭訪問（就学前の乳幼児）」を実施します。 「こんにちは赤ちゃん訪問（生後4か月まで）」については、出産後における母子の健康状態のチェック体制を強化するため、全戸訪問が実施できるよう体制の整備を進めます。	健康課	充実 対象家庭への訪問活動の強化
乳幼児健康診査の実施	子どもの発達上の課題の早期発見を図り、子どもの健全な育成を促すため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児に対し乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて相談や指導、その後のフォローへとつなぎます。	健康課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
乳幼児健康診査事後指導の実施	乳幼児健康診査のアフターフォローとして、初期相談から専門的な相談を行う「こどもの相談」や支援を必要とする子どもへの「コアクラブ」の実施、「アレルギー教室、相談」を実施します。 子どもの発達に関する専門的な相談体制の構築について検討を進めます。	健康課	継続
健康教育・健康相談の実施	子どもの健全な育成を促すとともに、保護者の不安軽減を図るため、乳児を育てる保護者を対象に月1回、保育士や栄養士による「育児相談」や「もぐもぐ離乳食教室」等を実施します。	健康課	継続
療育相談の実施	医師や臨床心理士が乳幼児の発達に関する相談や検査を行い、その後のフォロー体制についても検討します。就学時には教育相談も同時に行います。	障害福祉課 健康課 学校教育課 健康福祉事務所	充実 整理統合し相談を受けやすくする
発達障がい児・者への支援	「(仮称)芦屋市福祉センター」内に集まる関係機関やひょうご発達障害者支援センタークローバ芦屋ランチと連携を図り支援に当たります。	障害福祉課 健康課 学校教育課	充実 「(仮称)芦屋市福祉センター」に支援機関が集結
思春期における早期発見・早期対応体制の充実	思春期において、精神的なストレス等から障がいを発症した場合においても、早期発見・早期対応につながるよう、医療・教育機関や障がい者相談支援事業所、当事者団体、ピアサポート、保護者等の関係機関・団体等との連携体制を構築していきます。	障害福祉課 健康課 学校教育課 健康福祉事務所	新規

一貫した教育支援体制の構築

取り組み	内 容	所管課等	方向性
療育支援の実施	発達に課題のある子どもに適切な療育及び訓練等を提供するため、市立くすのきデイ・ケアセンター「すくすく学級」において児童デイサービスの提供を行います。また、施設整備を進め定員拡大を図ります。	障害福祉課	充実 重点プロジェクト

取り組み	内 容	所管課等	方向性
市立くすのきデイ・ケアセンター及びみどり地域生活支援センターの運営（再掲）	「みどり地域生活支援センター」と「市立くすのきデイ・ケアセンター【くすのきのいえ】」の運営を一体化し、障害者自立支援法に基づく新体系サービス提供事業所として移行を図ります。さらに、運営の一体化に伴う施設整備を進めることで児童デイサービス及び生活介護の定員拡大を図ります。	障害福祉課	充実 重点プロジェクト
育児支援等療育事業担当者連絡会等の開催	すくすく学級からの進路先確保及び受け入れ体制の整備を図り、保育所・幼稚園等への円滑な入所・入園を実現するため、庁内関係各課及び関係機関との連携・情報共有を行う連絡会を開催していきます。また、保護者に対しては保育所、幼稚園担当者が合同で入所・入園に向けた説明会を実施していきます。	障害福祉課 健康課 こども課 学校教育課	充実 関係機関との連携を強化しスムーズな受け入れ体制を整備
障がい児保育事業の実施	保育に欠ける個別的配慮の必要な乳幼児に対して提供する保育サービスについて、より多くのニーズに対応するため、対象児童の範囲を「集団保育が可能な児童」へと拡大を図ります。	こども課	充実 受け入れ枠の拡大
幼稚園における特別な支援を要する幼児の指導	特別な支援を必要とする幼児への個に応じた適切な指導が行えるよう、加配教員の配置を行うとともに、すべての幼稚園で特別な支援を要する幼児への対応が可能となるよう、園内委員会の設置及び特別支援教育に係る研修会の充実を図ります。	学校教育課	充実 担当指導主事の配置
適正就学指導委員会の実施	障がいのある幼児児童生徒の適正な就学に対応するとともに、就学後の具体的な支援方策なども検討します。	学校教育課	継続
就学サポート連携推進事業の実施	「就学のための教育連携連絡会」を設置し、教育上、配慮を要する幼児の円滑な就学等への対応を図るとともに、保育所、幼稚園、小学校、関係機関が連携して定期的に情報交換する連携システムを確立します。	学校教育課	充実 学校園、関係機関との連携強化

取り組み	内 容	所管課等	方向性
特別支援教育センターの充実	芦屋市における特別支援教育の質の向上と保護者や学校園等との連携を図るため、専門指導員を増員し、相談機能や学校園への支援機能などの充実に取り組みます。 平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」内への移転に当たり、保健・福祉等関連部局との連携を強化し、支援機能のさらなる充実を図ります。	学校教育課	充実 専門指導員の増員、センター機能の拡大
校内支援体制の整備	校内における特別支援教育の支援体制を充実させるため、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの設置、「特別支援教育センター」との連携と活用の促進を図ります。	学校教育課	継続
障がいの状態に応じた学習指導	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりが可能な限り主体的に生活を営む力を育むことができるよう、障がいの状態や発達段階、ニーズを勘案した個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、個に応じた指導の充実を図ります。	学校教育課	継続
指導補助員の配置	生活面、学習面で特別な支援が必要な幼児児童生徒が在籍する学校園に介助員、スクールアシスタント、学生ボランティア等の指導補助員を配置し、一人ひとりの実態に応じた効果的な指導、支援を実施します。	学校教育課	継続
専門指導員派遣委託事業の実施	三田谷治療教育院と専門指導員の派遣にかかわる委託契約を締結し、特別支援教育推進モデル校を中心に、三田谷治療教育院の専門指導員を学校園に派遣し、教員の指導力向上や幼児児童生徒の指導、支援の充実を図ります。	学校教育課	継続
進路指導の充実	義務教育終了後の進路について、多様な進路先の選択が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所、ハローワーク、企業、関係機関との連携を密にし、支援の充実を図ります。	学校教育課	継続

取り組み	内 容	所管課等	方向性
教育施設の点検・整備	誰もが安心・安全に学校園施設を利用できるように、施設内のエレベーター設置や段差解消、スロープ、手すり等の設置、トイレの改修などのバリアフリー化を進めます。 学校園施設の耐震化についても計画的に整備を進めます。	教育委員会 管理課	継続

【重点プロジェクト】

業名	市立くすのきデイ・ケアセンター及びみどり地域生活支援センターの充実・運営【新規】					
内 容	「みどり地域生活支援センター」と「市立くすのきデイ・ケアセンター【くすのきのいえ】」の運営を一体化し、障害者自立支援法に基づく新体系サービス提供事業所へ移行させ、定員の拡大を図ります。 運営の一体化に伴う施設整備を進めることで児童デイサービス「すくすく学級」の定員拡大を図ります。					
実施計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	運営統合	施設整備	実施	→		
			施設整備	実施	→	

就労支援の充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
インターンシップの検討	特別支援学校在校生の就労に伴う実習生の受け入れについて、市役所における受け入れを検討します。	障害福祉課	新規 重点プロジェクト

【重点プロジェクト】

事業名	インターンシップの検討・導入【新規】					
内 容	特別支援学校在校生の就労に伴う実習生の受け入れについて、市役所における受け入れを検討します。					
実施計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	検討 試験導入	実施	→			

多様な社会参加の場・生きがいの場の充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
ふれあい市民運動会の開催（再掲）	多くの市民が参加できるよう、プログラムや運営等の工夫を行い、内容の充実を図ります。	障害福祉課	充実 内容を工夫
身体障がい者作品展への参加促進	障がいのある人の文化・芸術活動を促進するため、市内障がい者団体4団体主催で開催される作品展について市民への広報や運営などの支援を行います。	障害福祉課	充実 開催方法を工夫

安心して暮らせる地域環境づくり

生活環境の整備

取り組み	内 容	所管課等	方向性
福祉のまちづくりの推進	公共施設等のユニバーサルデザイン化を図るとともに、民間施設等にも協力を得られるよう、バリアフリー情報の提供や、ユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。	地域福祉課 都市計画課	継続
道路・公園等のバリアフリー化推進	道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。	道路課 公園緑地課	継続
「バリアフリー法に基づく、重点整備地区バリアフリー基本構想」の推進	「バリアフリー法に基づく、重点整備地区バリアフリー基本構想」に基づき、阪神芦屋駅及び市役所周辺道路の段差解消や視覚障がい者用誘導ブロックの設置などのバリアフリー化工事を実施していきます。 「阪神芦屋駅・市役所周辺地区バリアフリー基本構想」に基づく重点整備地区内にある既存公園については、トイレなどの公園施設のバリアフリー化を計画していきます。	都市計画課	継続 短期事業は平成22年度までに実施。その他は長期的に事業を実施
ノンステップバス等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。	地域福祉課	継続

防災・防犯対策の充実

取り組み	内 容	所管課等	方向性
防犯体制の整備	各町ごとに結成されている自主防犯グループ組織の活動を充実させるとともに、関係機関と連携し、情報共有と防犯体制の強化を図ります。	防災安全課	充実 育成補助金の 創設

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の強化

(1) 行政及び地域における推進体制の強化

後期行動計画は、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、行政では、「芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部」による関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みの充実を図ります。

また、地域では、後期行動計画を総合的かつ効果的に推進するため、「芦屋市次世代育成支援対策推進協議会」による、行政との情報交換及び情報共有を行うとともに、相互の連絡調整を行い、計画の推進体制を強化します。

(2) 市民や地域との連携

行政と市民や地域との連携により、地域社会が一体となって次世代育成支援を行うことが大切であり、市民自身が市民を支えるため、地域で活動しているNPOや団体、市民のボランティア活動等の充実に向けて支援し、市民等との協働による計画推進を図ります。

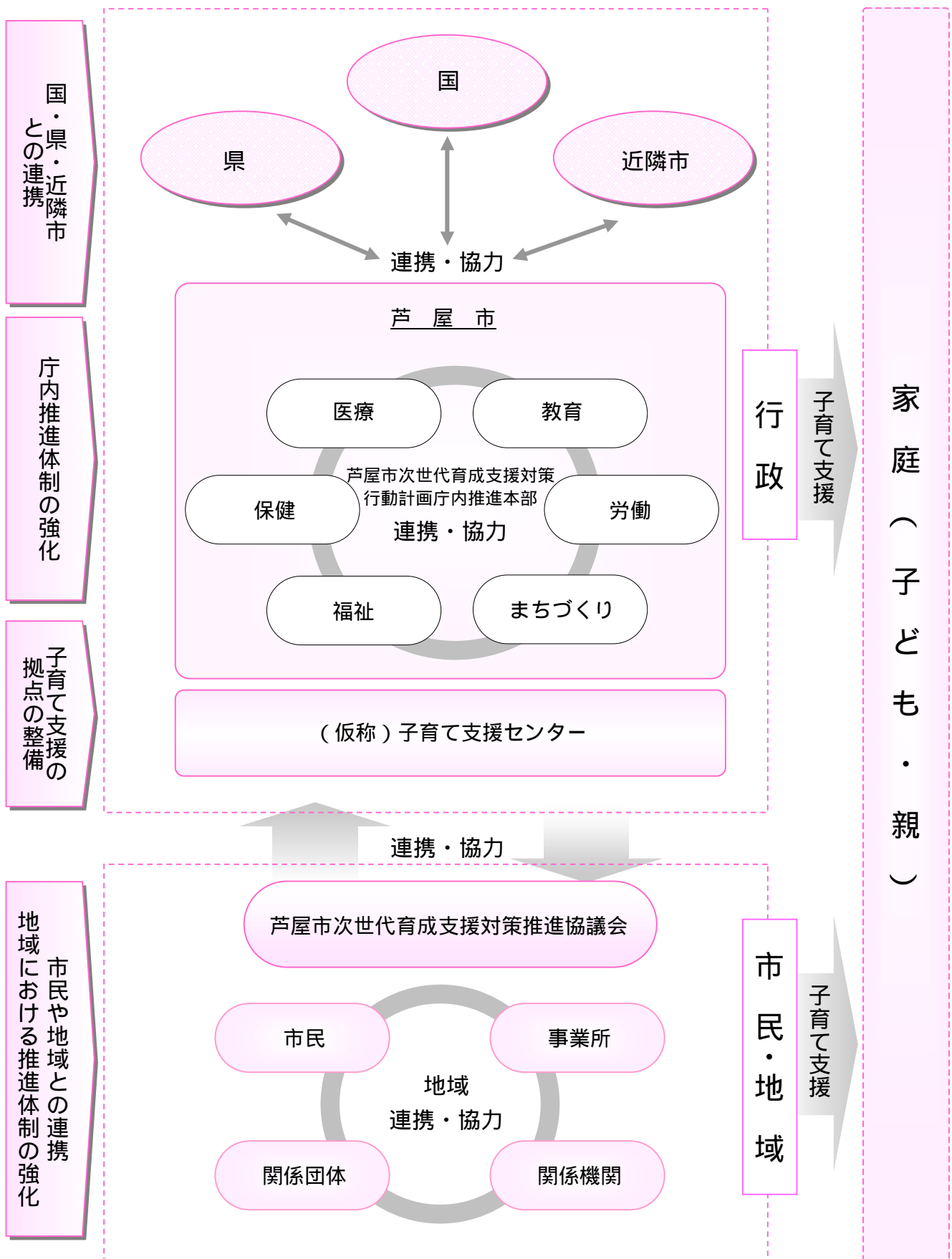
(3) 国、県、近隣市との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を行います。

(4) 子育て支援の拠点の整備

市民に対して多様な子育て支援や情報サービスが効果的に提供できるように、関係機関や市民との連絡調整を行う拠点として、「(仮称)子育て支援センター」の事業推進を図ります。

4つの連携・協力からなる計画の推進体制

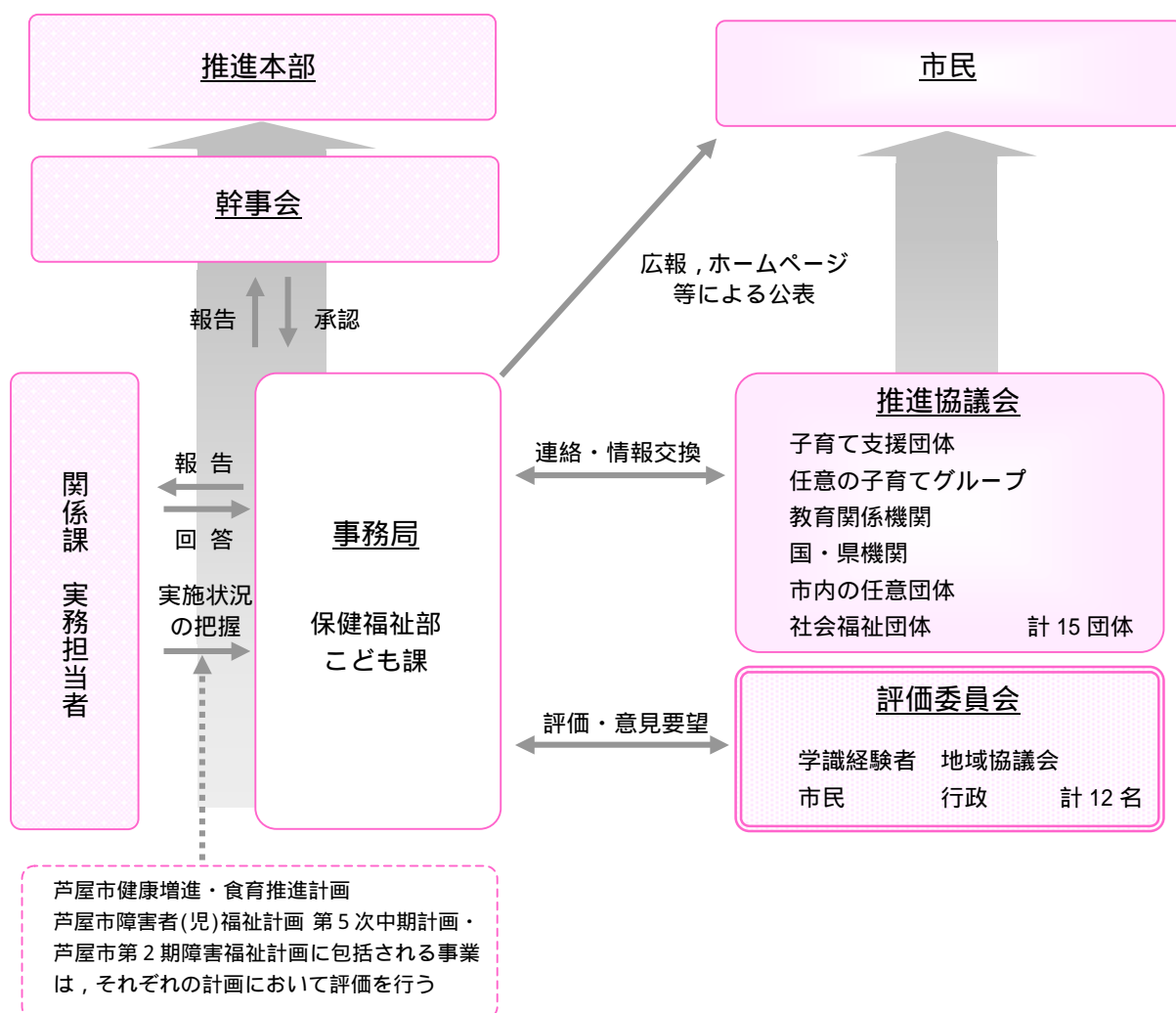


2 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を行うために、「芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部」を中心に施策の進捗状況について把握するとともに、点検、評価については市民を主体とした評価組織「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画評価委員会」において行います。また、「芦屋市次世代育成支援対策推進協議会」では、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて意見を聞き、今後の施策運営に役立てていきます。

なお、後期行動計画の施策においては、「芦屋市健康増進・食育推進計画」、「芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画」、「芦屋市第2期障害福祉計画」に包括されているものもあるため、基本的には、それらの評価については、それぞれの個別計画により行うものとします。

また、計画の実施状況については毎年市民への公表が義務づけられているため、広報紙やホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。





資料編

後期行動計画に新たに取り入れた事業

「*」は平成20年度実績

事業No.	事業名	担当課	事業内容	平成21年度実績	平成26年度目標	第4章該当頁
4	育児支援家庭訪問事業	こども課 (こども担当)	児童の養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認められた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。	実施	継続	P 4 5 P 7 4
6	一時預かり事業	こども課 (保育所担当)	一時保育の要件を拡大し、柔軟な対応により、子育て支援を行う。 (特定保育も充足)	未実施	検討	P 4 5 P 8 1
11	夜間・休日における電話家庭児童相談事業	こども課 (こども担当)	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、家庭児童相談室を利用できない時間帯(夜間・休日)にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	実施	継続	P 4 5 P 7 4 P 7 5
21	特別支援教育センターの相談	学校教育課	特別支援教育の対象となる幼児・児童・生徒の保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。	実施	充実 (環境整備)	P 4 6 P 6 3 P 7 4
28	プレイパーク事業 (ふれあい冒険ひろば)	こども課 (こども担当)	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。	実施 (年1回)	継続	P 4 7 P 6 2 P 6 9
55	市民フェスタ	市民参画課	市内のNPO団体の子育て支援活動を含む活動の発表及び市民との交流により地域での子育ての意識の向上を図る。	実施 (年1回)	継続	P 5 0
67	あしや市民活動センター	市民参画課	市民団体の協働の拠点として、子育て支援その他市民団体の活動に関する情報交換・団体間の交流・ネットワーク化を支援する。	実施 (登録260団体)	充実 (登録数の増加)	P 5 1
70	芦屋市地域福祉推進協議会	地域福祉課	児童、高齢者、障がい者に関する地域での課題解決のため、市全体の地域発信型ネットワークの充実を目指す。	実施	継続	P 5 1
74	育児支援家庭訪問事業とこんにちは赤ちゃん事業の連携	こども課 (こども担当) 健康課	こんにちは赤ちゃん事業で判明した支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問事業が効果的に実施されるように定期的に担当者による連絡会を行い連携を図る。	実施 (月1回)	継続	P 5 1
77	子育て支援センター	こども課 (こども担当)	(仮称)福祉センターに子育て支援センターを開設し、子育てセンター、家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター等を1か所にまとめ、更に学齢期の居場所事業を行い、子育て支援の拠点とする。	未実施	実施 (22年度)	P 5 1 P 6 9
79	市民・団体等の主体的な子育て支援事業の把握	こども課 (こども担当)	市民・団体等の主体的な子育て支援事業の取り組みを把握し次世代後期計画の評価に反映させる。	未実施	実施 (23年度)	P 5 1
80	NPO及び市民・団体等との協働による子育て支援の把握	こども課 (こども担当)	行政とNPO及び市民・団体等との協働による、子育て支援事業の取り組みを把握し次世代後期計画の評価に反映させる。	未実施	実施 (23年度)	P 5 1
82	打出教育文化センターの周知	打出教育文化センター	打文ニュースを発行することで各学校と連携し、相談事業の充実を図る。	実施* (年5回)	継続	P 5 1
86	母子自立支援プログラム策定事業	こども課 (こども担当)	母子家庭の母に対し自立のための就労支援としてハローワークと連携し情報提供等を行う。	実施	継続	P 5 4

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	第 4 章該当頁
89	生活保護費 母子加算	生活援護課	ひとり親世帯やこれに準ずる世帯で 18 歳未満等の児童のいる世帯に母子加算を支給する。	実施	継続	P 5 4 P 5 6
94	ファミリー・サポート・センター料金の助成	こども課 (こども担当)	ファミリー・サポート・センター料金をひとり親家庭をはじめ、低額所得家庭へ助成を行う。	未実施	実施 (23年度)	P 5 4 P 5 7
98	こども医療費助成制度	保険医療助成課	心身・体力等で節目となる前青年期から思春期にいたる 10～15 歳を対象に子育て世代が安心して子育てできるよう、精神的・経済的負担の大きい入院医療費の一部を支援する。	未実施	実施 (22年度)	P 5 6
104	こども手当	こども課 (こども担当)	児童手当に替えて、中学 3 年生まで対象を拡大し、手当を支給する。	未実施	実施 (22年度)	P 5 6
108	ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金	こども課 (保育所担当) 教育委員会管理課	同一世帯で 18 歳未満の児童が 3 人以上おり、かつ、3 番目以降の児童が公立幼稚園・認可保育所に通っている世帯に対して、保育料の一部を助成する(所得制限あり)。	実施	継続	P 5 7
116	次代の親の育成のための保育体験	こども課 (こども担当)	子育てセンターで、夏休み等に次代の親となる中・高・大学生に保育体験の場を提供する。	未実施	実施 (23年度)	P 6 0
119	家族の絆を深める体験ができる場の提供	こども課 (こども担当)	家族全員で参加することで家庭の大切さを考え家族の絆を深める事ができるイベント等を実施する。	未実施	実施 (22年度)	P 6 2
120	環境・食育講座	児童センター	就学前の親子を対象に身近な題材をテーマに楽しく学習する。	実施* (年 1 回)	継続	P 6 2 P 7 0
129	子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム芦屋っ子)	学校教育課	読書の好きな子どもにするために「子ども読書街づくり推進委員会」を設置し、学校図書館の整備、親子読書週間、家読運動、読書フォーラム、図書リスト 400 選・読書ノート作成などに取り組む。	実施	充実 (22年度)	P 6 5 P 6 6
132	(仮称) 芦屋市教育振興基本計画策定・推進	教育委員会管理課 学校教育課 生涯学習課	これまでの芦屋市の教育の成果と課題を踏まえつつ、芦屋の教育を一層充実させるため、中期的な取り組みの考え方や具体的施策を示す本市教育の基本的な計画を策定し実施する。	未実施	実施 (22年度)	P 6 5
138	文化体育振興事業	学校教育課	自由研究、教育活動展・中学校総合文化祭・造形教育展の開催、総合体育大会の運営等を行う。	実施	継続	P 6 6
139	学校体育振興事業	学校教育課	各種スポーツ大会への積極的参加と交流、スポーツテストの実施と体力向上に向けた取り組みを実施する。	実施	充実	P 6 6
140	環境教育推進事業	学校教育課	小学 3 年生全員を対象に里山・田や畑・川や海岸において環境体験活動を実施する。	実施	継続	P 6 6
142	情報教育の推進	学校教育課	学校のコンピュータやネットワークを整備し、児童・生徒・教員の情報機器活用能力の育成を図る。	実施	充実	P 6 6
143	国際理解教育推進事業	学校教育課	外国語教育・外国人児童生徒への支援の充実を図るために、小学校英語活動の推進、中学校 A L T の配置、日本語指導ボランティアの配置を行う。	実施	充実	P 6 6
149	進路指導の推進事業	学校教育課	進路担当者会、進路協議会を開催し、進路に係る情報提供・交換を行うなど学校における進路指導を支援する。	実施	継続	P 6 6
161	育児サポートルーム	児童センター	市内子育てグループに遊戯室を開放する。	実施 (月 1 回)	継続	P 6 9 P 7 2

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	第 4 章該当頁
167	放課後子どもプラン (教室型)	生涯学習課	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の校庭等を開放し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。	実施	継続	P 7 0
168	美術博物館を利用したこどもの創造力の育成	美術博物館	美術博物館において幼・小・中学校と連携して美術レクチャー、造形教室、ワークショップ等を行い子どもの創造力を育成する	実施	継続	P 7 0 P 7 1
169	こどもひろば	児童センター	2～3歳児と児童厚生員との自由遊び	実施 (月1回)	充実 (回数)	P 7 0
191	小学生の本の部屋	図書館	小学生を主な対象に、図書館資料を紹介する催し。(開催ごとに内容を変えている。)	実施 (年1回)	継続	P 7 1
198	新たな芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定・推進	人権推進担当	平成 2 3 年度以降の新たな総合推進指針を策定し、人権教育・啓発を推進する。	未実施	実施 (22年度)	P 7 4
201	「児童の権利に関する条約」啓発リーフレットの作成	こども課 (こども担当)	「児童の権利に関する条約」の普及啓発のため、だれもが理解できるように、子ども版及び大人版リーフレットを作成する。	未実施	実施 (22年度)	P 7 4
202	子どもの主体的活動の支援	こども課 (こども担当)	子どもの自主を尊重した、主体的な取り組みの支援を行う。	未実施	実施 (23年度)	P 7 4
221	幼稚園延長保育事業	教育委員会管理課 学校教育課	幼稚園の保育時間を延長する。	未実施	検討	P 8 1
236	(仮称) 福祉センターの開設	地域福祉課	地域福祉の拠点として、誰もが気軽に立ち寄れて人々のふれあいや交流の中で、障がいや認知症などについて理解を深めることができる場を提供し心のバリアフリーを進める。	未実施	実施 (22年度)	P 8 7
237	(仮称) 福祉フェアの開催	地域福祉課	福祉の拠点となる(仮称)福祉センターにおいて、関係課や地域団体・ボランティアとともに、福祉のまちづくりの意識啓発を図る。	未実施	実施 (22年度)	P 8 7
248	交通安全に関する出前講座	防災安全課	生涯学習出前講座において交通安全、生活安全についての講座を実施する。	実施	継続	P 8 7
251	防災行政無線の運用	防災安全課	防災行政無線の拡声機能による市民への各種情報の周知を図る。	未実施	実施 (22年度)	P 9 0
252	あしや防災ネットの運用	防災安全課	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して登録者に気象警報、防犯等に関する情報を発信する。	実施	継続	P 9 0
254	青色回転灯付パトロール車による安全パトロール	防災安全課	青色回転灯付パトロール車による、下校時の安全パトロールを実施する(山手中学校区の月・水・金曜日は愛護センター、火・木曜日は教育委員会事務局が実施。精道中学校区はシルバー人材センターに委託、潮見中学校区は市職員により実施)。	実施	継続	P 9 0

後期行動計画に移行しなかった事業

事業名	担当課	事業内容	移行しない理由
震災遺児就学奨励金	生活援護課	震災により保護者を失った震災遺児に対し、就学奨励金を支給する。	平成22年度以降該当者がいなくなるため
特定保育事業	こども課	保育所入所の対象とならない児童で、保護者の就労形態により、家庭での保育が一定期間継続して困難となる児童を、保育所において保育します。	事業6「一時預かり事業」に吸収のため
子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	こども課	保護者の就労等の理由で、家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設において、生活指導、夕食の提供等を行います。	市内に受け入れる児童福祉施設がないことから実施は困難であるため
子育てホットライン	こども課	専門相談員による電話(夜間はFAX対応)での相談を実施する。	事業14「子育てセンターでの電話相談 子育てホットライン」、来所相談」に吸収のため
児童虐待に対する相談	こども課	家庭児童相談室を窓口として、子どもの虐待に関する相談、指導を行う。	事業12「家庭児童相談」に吸収のため
子育てリーダーの養成	こども課	子育てグループの情報交換会を実施し、リーダーの養成を図る。	事業72「子育てグループの育成」に吸収のため
子育てグループの情報交換会	こども課	各グループの活動報告、事業の打ち合わせを行う情報交換会を開催し、子育てグループの活動の支援やリーダーの養成を行う。	事業72「子育てグループの育成」に吸収のため
介護人派遣制度	こども課	母子、父子家庭の父母、寡婦及びその家庭の児童等の一時的な疾病等のため、日常生活を営むのに支障がある家庭に対して、介護人を派遣し、家事援助等を行う。	団体の事業として相互扶助的に実施してきたが、有資格者の派遣が求められており、今後の事業の継続が困難になったため
児童手当	こども課	小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の3月まで)の児童を養育している人に支給する(所得制限あり)	事業を廃止するため(事業104「子ども手当」に移行)
児童虐待の実態把握と対応策の検討	こども課	児童虐待に関する相談を通じて早期発見に努め、児童虐待防止連絡会においてケース検討会議等を開催し、適切な対応を図る。	事業73「要保護児童対策地域協議会」に吸収のため
児童虐待に関する情報提供	こども課	児童虐待に対する市民の認識を深めるために、児童虐待に関する情報や発見時の対応等についての情報提供を行う。	事業73「要保護児童対策地域協議会」に吸収のため
産休明け、育休明け保育	こども課	母親の産休期間満了、保護者の育児休業期間終了後に保育に欠ける乳幼児の受け入れを行う。	事業212「通常保育事業」に吸収のため
夜間保育事業	こども課	午後10時までの開所を基本とする保育を実施します。 <今後の取組>実施については、頻度・内容等調査し、慎重な検討を行います。	今回のアンケート調査から、約9割の方が希望していないため
休日保育、年末保育事業	こども課	保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、日曜、祝日における保育を実施します。 <今後の取組>実施については、頻度・内容等調査し、慎重な検討を行います。	今回のアンケート調査から、約8割の方が希望していないため
駅前保育所の設置	こども課	駅前等の利便性の高い場所に保育所を設置し、広く住民が保育サービスを利用できるようにする。	目標達成のため
有人交番の推進	こども課	市内の交番に警官を配置してもらるように、警察に対して協力を依頼する。	目標達成のため
学童期、思春期における問題に対する関係機関のネットワーク	こども課 学校教育課	学童期、思春期における様々な問題に対応するために、関係機関の連携を深め、相談体制の充実をります。	事業73「要保護児童対策地域協議会」に吸収のため
トライやる・ウィークにおける保育体験	こども課 学校教育課	トライやる・ウィークの一貫として、保育所での保育体験の場を提供する。	事業117「保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習」に吸収のため
健康福祉フェアの開催	健康課	市民に健康についての関心を持ってもらう企画イベントを開催する。母子保健の分野からの企画もある。	平成19年度に事業が廃止されたため
バドミントンひろば	児童センター	ホールを開放し、バドミントンを通して子ども同士のふれあいを深め交流を図る。	参加数が少なく事業を廃止するため

事業名	担当課	事業内容	移行しない理由
卓球ひろば	児童センター	ホールを開放し、卓球を通して子ども同士のふれあいを深め交流を図る。	参加数が少なく事業を廃止するため
親子パソコン教室	隣保館	親子でパソコンに触れ、簡単な作品を作ることにより親子のふれあいを楽しむ。	参加数が少なく事業を廃止するため
総合的な学習の時間	学校教育課	子どもの創造力、想像力を培う総合的な学習を実施する。	総合的な学習では、地域の素材や地域の学習環境を積極的に活用することが求められており、学習を進めるにあたって、事業「地域の指導者の活用等による指導体制の充実」の内容と重複するため
みどり学級の運営	学校教育課	肢体不自由児者の「住宅付き生涯学級」で、乳幼児から成人までの教育と訓練を一貫して行う。	みどり地域生活支援センター（障害福祉課所管）に移行し、施策方向として掲げている「学校教育環境の充実」に合致しないため
教育110番	学校教育課	電話による学校の教育全般についての疑問や意見、要望等の相談を実施する。	利用が少ないため
金曜シネサロン	図書館	毎週金曜日に図書館所蔵の映画ソフトを上映する。8月中は夏休み子ども映画特集を行う。	平成18年度に事業が廃止されたため

計 画 策 定 の 経 過

開催(実施)日	開催(実施)事項	内 容
平成20年 9月25日	第1回地域協議会	・計画策定の概要説明 ・市民アンケート調査項目の意見集約
11月 3日	第1回原案策定委員会	・計画策定の概要説明 ・市民アンケート調査票の検討
11月14日 11月17日	第1回庁内推進幹事会 第1回庁内推進本部会	・地域協議会, 原案策定委員会の結果報告 ・市民アンケート調査の実施について
12月 8日 ~ 12月26日	市民アンケート調査実施	・調査票の配布及び回収
平成21年 1月 5日 ~ 3月15日	市民アンケート調査結果 の集約・分析	・広報紙, ホームページ, 報告書により公表(7月)
3月26日	第2回地域協議会	・市民アンケート調査集計の経過報告 ・地域協議会の進め方等について
5月15日 ~ 6月12日	事業実施状況・所管課 評価の照会	・行動計画の267事業の担当27課に, 20年 度実施状況及び所管課評価を照会
5月26日(第1グループ) 5月28日(第3グループ) 5月29日(第2グループ)	第3回地域協議会 (グループワーク)	・前期計画の各施策に関する「現状と課題」を見 直すため, 3グループに分かれて情報・意見交換 等をグループワーク形式で実施
6月 5日	グループインタビュー	・子育てグループ「さるっこ」へ訪問インタビューを実 施
6月22日 ~ 7月 3日	事業実施状況の各課 ヒアリング実施	・事業担当課から回答があった実施状況及び後 期計画に移行する事業, 評価指標, 目標(値) 等についてのヒアリングを実施
6月25日	第4回地域協議会 (推進協議会)	・第1回地域協議会(グループワーク)の報告 ・20~21年度の主な実施事業の報告
8月23日	評価委員会	・20年度実施状況の評価 ・前期計画の中間検証について
9月23日	第2回原案策定委員会	・経過報告 ・計画素案の検討, 原案(中間まとめ)の検討
10月 6日 10月 7日	第2回庁内推進幹事会 第2回庁内推進本部会	・経過報告 ・評価委員会の報告 ・実施状況・評価の公表について
10月24日	第3回原案策定委員会	・計画素案の検討, 原案(中間まとめ)の検討
11月 5日	第4回原案策定委員会	・計画素案の検討, 原案(中間まとめ)の検討
11月12日 11月13日	第3回庁内推進幹事会 第3回庁内推進本部会	・計画原案(中間まとめ)の報告

開催(実施)日	開催(実施)事項	内 容
11月24日	民生文教常任委員会	・計画原案(中間まとめ)の報告
12月22日	第1回社会福祉審議会	・計画原案(中間まとめ)の報告
12月11日 ~平成22年1月10日	パブリックコメントの実施	・計画原案(中間まとめ)を公表し、市民の意見を聴取
2月 4日	第5回原案策定委員会	・計画原案の策定
2月10日 2月15日	第4回庁内推進幹事会 第4回庁内推進本部会	・計画原案の報告,計画(案)について
2月19日	第2回社会福祉審議会	・計画(案)の諮問
2月25日	民生文教常任委員会	・計画の報告

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>策定スキーム

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<前期>の策定背景及び国の動向

本市では、平成11年度に「芦屋市児童健全育成計画(エンゼルプラン)」を策定し、少子化対策として幅広い分野にわたり施策を展開してきた。依然として、兵庫県下、阪神地域の中でも特に少子化が深刻化していることから、さらに一歩進んだ対策が必要となっている。出生数は、ここ数年800人程度で推移している。1人の女性が一生に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、全国、兵庫県ともに微減傾向にあるが、本市では、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回り、平成15年で1.06(全国1.29 兵庫県1.25)となっている。

急速な少子化の進行は、わが国の社会全体に大きな影響を与えるため、少子化の流れを変えるべく、厚生労働省では「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の取組に加え、もう一段の対策を推進することとした。「国の基本政策」として次世代育成支援を進めることとした。平成15年7月に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)が制定された。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<前期>(平成17~21年度)

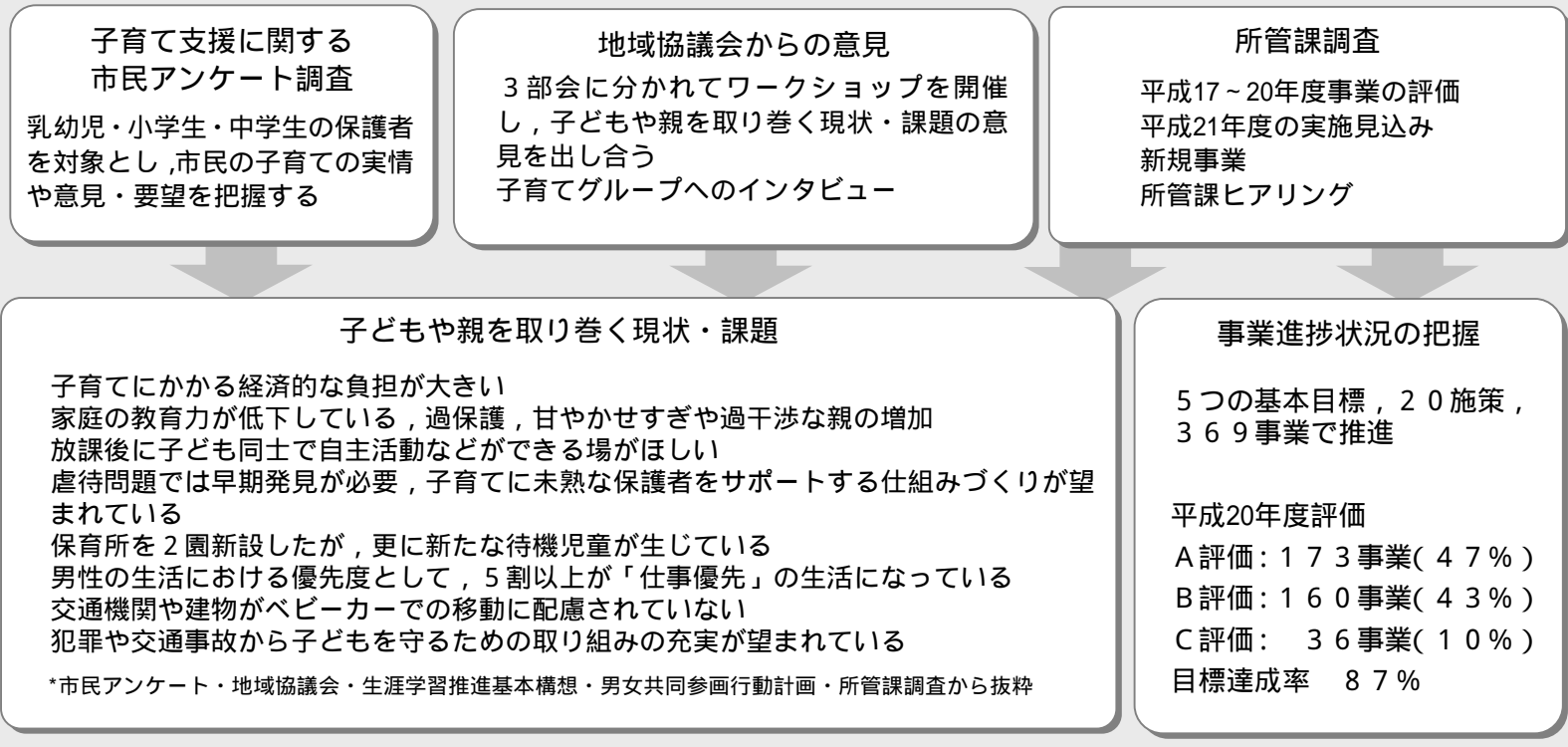
基本理念 「ともに育てよう 親子のきずな 地域のきずな」

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭における子育てへの支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) ひとり親家庭の自立支援の推進 (4) 子育て家庭への経済的支援 2. 母と子どもの健康の確保と増進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 母と子どもの健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実 3. 豊かな心・健やかな体を育む環境づくり <ul style="list-style-type: none"> (1) 次代の親の育成 (2) 家庭の教育力の向上 | <ol style="list-style-type: none"> (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 (4) 地域における子どもの居場所作りの推進 (5) 子どもの人権が尊重される取組の推進 (6) 障害児施策の充実 (7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 4. 仕事と子育ての両立の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育サービス等の推進 (2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発 5. 親子が安心して快適に暮らせる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 良好な居住環境の確保 (2) 子どもにやさしい環境の整備 (3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備 |
|---|--|

関連する市の計画

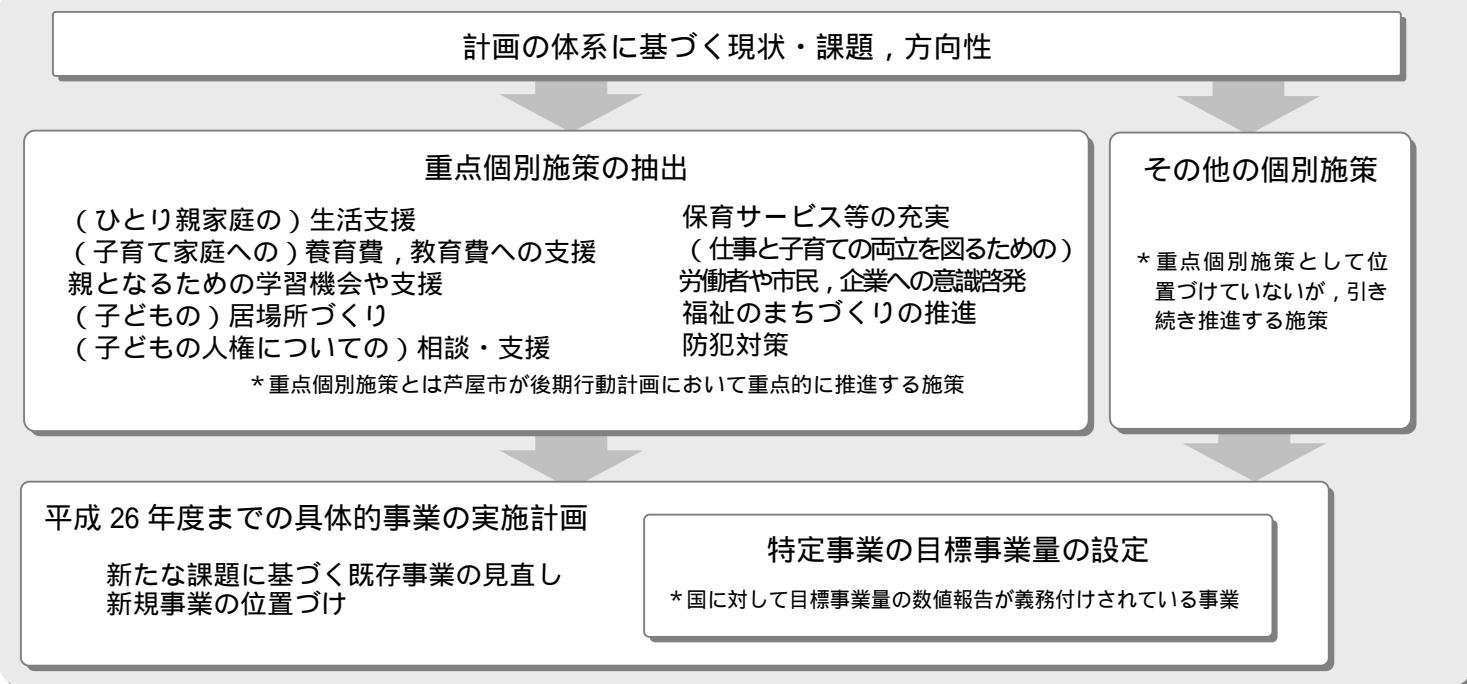
第3次芦屋市
総合計画

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<前期>の検証



芦屋市地域福祉計画
芦屋市健康増進・食育推進計画
芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画
芦屋市第2期障害福祉計画
芦屋市男女共同参画行動計画
第2次芦屋市生涯学習推進基本構想
ウイザス・プラン(後期計画)
第2次芦屋市生涯学習推進基本構想
芦屋市交通バリアフリー推進基本構想
など

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>の策定(前期行動計画の見直し)



後期行動計画策定指針(国)

『子どもと家族を応援する日本』
重点戦略(平成19年)
仕事と生活の調和(ワークライフバランス)
憲章・行動指針(平成19年)
新待機児童ゼロ作戦(平成20年)

国による後期行動計画策定に向けた新たな方向性

包括的な次世代育成
支援の枠組みの構築
仕事と生活の調和
の実現

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>(平成22~26年度)

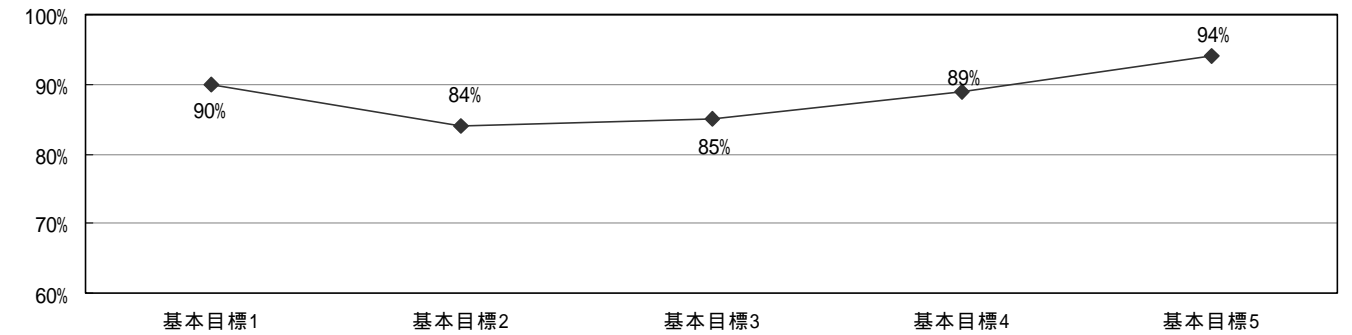
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画＜前期＞ 検証・中間

【施策体系別目標達成状況一覧表】

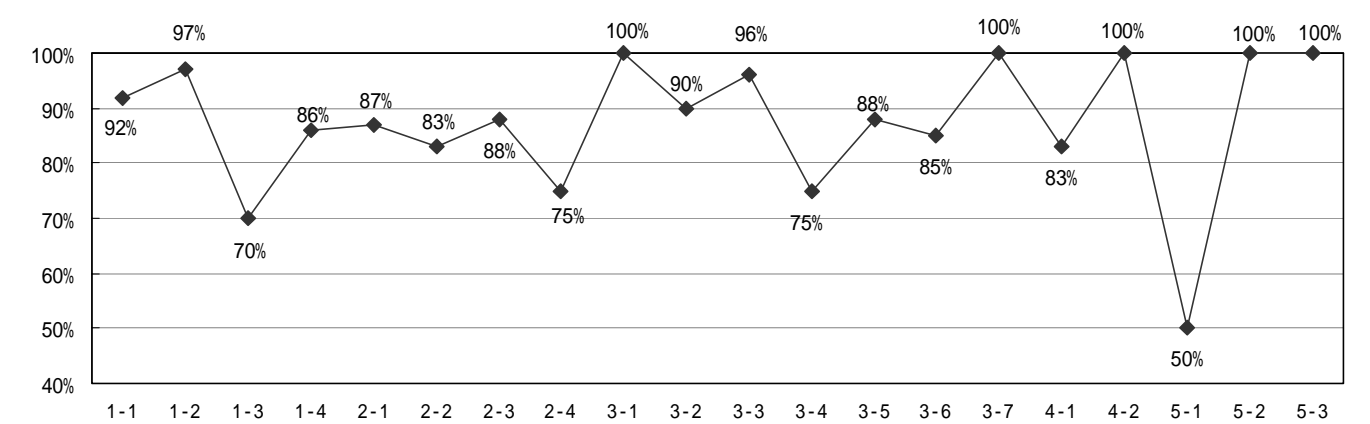
基本目標	基本施策	総事業数	A評価		B評価		C評価		目標達成状況
			数	割合	数	割合	数	割合	
基本目標1 家庭における子育てへの支援	1-1 多様な子育て支援サービスの充実	48	23	48%	22	46%	3	6%	92%
	1-2 子育て支援のネットワークづくり	33	18	55%	15	45%	0	0%	97%
	1-3 ひとり親家庭の自立支援の推進	10	1	10%	7	70%	2	20%	70%
	1-4 子育て家庭への経済的支援	21	7	33%	11	52%	3	15%	86%
	計	112	49	44%	55	49%	8	7%	90%
基本目標2 母と子どもの健康の確保と増進	2-1 母と子どもの健康の確保	23	12	52%	8	35%	3	13%	87%
	2-2 食育の推進	12	5	42%	6	50%	1	8%	83%
	2-3 思春期保健対策の充実	8	4	50%	3	38%	1	12%	88%
	2-4 小児医療の充実	8	6	75%	0	0%	2	25%	75%
	計	51	27	53%	17	33%	7	14%	84%
基本目標3 豊かな心・健やかな体を育む環境づくり	3-1 次代の親の育成	3	3	100%	0	0%	0	0%	100%
	3-2 家庭の教育力の向上	20	6	30%	12	60%	2	10%	90%
	3-3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	26	12	46%	14	54%	0	0%	96%
	3-4 地域における子どもの居場所作りの推進	55	22	40%	19	35%	14	25%	75%
	3-5 子どもの人権が尊重される取組の推進	24	17	71%	6	25%	1	4%	88%
	3-6 障害児施策の充実	20	5	25%	14	70%	1	5%	85%
	3-7 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	5	3	60%	2	40%	0	0%	100%
	計	153	68	44%	67	44%	18	12%	85%
基本目標4 仕事と子育ての両立の推進	4-1 保育サービス等の推進	24	14	58%	7	29%	3	13%	83%
	4-2 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発	11	4	36%	7	64%	0	0%	100%
	計	35	18	51%	14	40%	3	9%	89%
基本目標5 親子が安心して快適に暮らせる環境の整備	5-1 良好な居住環境の確保	2	0	0%	2	100%	0	0%	50%
	5-2 子どもにやさしい環境の整備	11	9	82%	2	18%	0	0%	100%
	5-3 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備	5	2	40%	3	60%	0	0%	100%
	計	18	11	61%	7	39%	0	0%	94%
合計		369	173	47%	160	43%	36	10%	87%
特定事業の抜粋 (国に対して目標事業量の数値報告が義務付けられている事業)		14	8	57%	3	21%	3	21%	79%
推進事業の抜粋 (17年度からの5年間に於いて本市が重点的に推進する事業)		31	27	87%	2	6%	2	6%	87%

- * A評価, B評価, C評価の割合は, (それぞれの事業数) / (総事業数) を表示しています。
- * 目標達成状況は, (A評価事業数 + B評価のうち目標達成事業) / (総事業数) を表示しています。
- * 未評価事業については, 当該事業数, 全体事業数から除いています。
- * 割合(%) は小数点以下を四捨五入したままの数値であり, 合計が100%になるように調整は行っていません。

【基本目標別の目標達成グラフ】



【施策別の目標達成グラフ】



【前期計画の検証・中間（総括）】

本市の次世代育成支援対策推進行動計画＜前期＞では、5つの基本目標、20施策、369事業で推進してきた。基本目標でみると、全体で87%目標達成しており、計画全体として推進できてきているといえる。特に、基本目標5「親子が安心して快適に暮らせる環境の整備」については、94%の目標達成となっており、1施策を残し、すべて目標達成している。

また、基本目標2「母と子どもの健康の確保と増進」及び基本目標3「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」は事業数が多いながらも比較的ばらつきがなく事業が進捗できている。

平成20年12月に実施した「子育て支援に関する市民アンケート」の調査結果からも「芦屋市は子育てしやすいまちか」の問いについて、乳幼児、小学生、中学生ともに「子育てしやすい」との回答が70%前後となっており、施策として一定の成果につながっていると思える。

しかし、計画の施策ごとでは、基本目標1(3)「ひとり親家庭の自立支援の推進」、基本目標2(4)「小児医療の充実」、基本目標3(4)「地域における子どもの居場所作りの推進」、基本目標5(1)「良好な居住環境の確保」は、目標達成率が75%以下と他の施策に比べて、進捗の遅れが目立ち、アンケートや地域協議会でのワークショップからも、ひとり親家庭への施策の充実、安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実、地域における子どもの居場所の充実などの要望があげられており、引き続き目標達成に向けての取り組みが望まれる。

また、基本目標4「仕事と子育ての両立の推進」の個別事業「通常保育事業」の場合、計画策定時から保育所を2園新設して目標達成はできているものの、その後も新たな待機児童が生じており現状では充足されていない。このように評価値が高い事業であっても、課題を抱えている場合も見受けられ、それらについても達成結果にとらわれることなく課題解決に向けて、今後も一層の取り組みが必要である。

芦屋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童の健全育成にかかわる市内の関係機関の相互連絡を密にすることにより、子育て支援策の総合的かつ効果的な推進を図るため、芦屋市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子育て事業等に関する情報収集及び情報提供に関すること。
- (2) 子育て事業等の在り方に関すること。
- (3) 子育てに関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる団体から選出された委員をもって構成する。

- (1) 子育て支援団体
- (2) 任意の子育てグループ
- (3) 市内で活動する任意団体
- (4) 国及び県の機関
- (5) 社会福祉団体
- (6) 教育関係団体
- (7) その他子育て支援事業推進に関し識見を有すると認められる団体

(会長の職務)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部の児童に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

芦屋市次世代育成支援対策地域協議会参加団体名簿

分 野	団 体 名
子育て支援団体	芦屋市子ども会連絡協議会
	芦屋市学童保育保護者連絡会
	芦屋市保育推進保護者会協議会
	兵庫県保育協会芦屋支部
子育てグループ	さるっこ(芦屋市登録子育て自主活動グループ)
	てとと(社会福祉協議会ボランティアセンター登録グループ)
	NPO法人さんぴいす(男女共同参画センター登録団体)
任意団体	西宮人権擁護委員協議会芦屋部会
	芦屋地区更生保護女性会
	芦屋地方労働組合協議会
	芦屋青年会議所
	芦屋経済人会議
	芦屋市商工会
	芦屋市医師会
	芦屋市歯科医師会
	芦屋市薬剤師会
	芦屋栄養士会
	芦屋いずみ会
	兵庫県看護協会西阪神支部
国・県の機関	芦屋健康福祉事務所
	芦屋警察署
	厚生労働省兵庫労働局
社会福祉団体	芦屋市白菊会
	芦屋市民生児童委員協議会
	芦屋市社会福祉協議会
	浜風の家
教育関係団体	芦屋市PTA協議会
	兵庫県私立幼稚園協会芦屋地区
	芦屋市青少年育成愛護委員会
	兵庫県教職員組合芦屋支部

芦屋市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進行動計画(以下「計画」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、芦屋市次世代育成支援対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の推進に係る情報収集及び情報提供に関すること。
- (2) 計画の推進に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる団体等から選出された委員をもって構成する。

- (1) 子育て支援団体
- (2) 任意の子育てグループ
- (3) 市内で活動する任意団体
- (4) 国及び県の機関
- (5) 社会福祉団体
- (6) 教育関係団体
- (7) その他計画の推進に関し識見を有すると認められる団体

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部の児童に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月23日から施行する。

芦屋市次世代育成支援対策推進協議会参加団体名簿

分 野	団 体 名
子育て支援団体	芦屋市学童保育保護者連絡会
	芦屋市保育推進保護者会協議会
子育てグループ	NPO法人 さんぴいす
市内で活動する団体	西宮人権擁護委員協議会芦屋部会
	芦屋地区更生保護女性会
	芦屋市商工会
	芦屋市医師会
	芦屋市歯科医師会
	芦屋いずみ会
国・県の機関	芦屋健康福祉事務所
	芦屋警察署
社会福祉団体	芦屋市民生児童委員協議会
	芦屋市社会福祉協議会
教育関係団体	芦屋市PTA協議会
	芦屋市青少年育成愛護委員会

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画評価委員会設置要綱

平成18年3月1日

(設置)

第1条 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(以下「計画」という。)の評価等を行うため、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の全体的な進捗状況の評価に関すること。
- (2) 計画の特定事業に係る評価に関すること。
- (3) 市民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 芦屋市次世代育成支援対策地域協議会に係る団体の代表
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は，児童に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は，平成 18 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱又は任命する委員会の委員は，第 3 条第 2 項の規定にかかわらず，平成 17 年 3 月 31 日に芦屋市次世代育成支援対策行動計画原案策定委員会委員であった者(公募による市民で市外に転出した者を除く。)を委嘱又は任命する。ただし，団体等から新たに代表の推薦を受けた場合は，当該推薦を受けた者を委嘱又は任命することができるものとする。
- 3 前項の規定により委嘱又は任命する委員の任期は，第 4 条の規定にかかわらず，平成 20 年 3 月 31 日までとする。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画評価委員会名簿

	氏 名	所 属 等
学識経験者	(委員長) 佐々木 勝一	京都光華女子大学教授
	(副委員長) 中田 智恵海	仏教大学教授
市民委員	石谷 春奈	市民委員
	榎田 敏彦	市民委員
団体代表委員	粟田 沙織	芦屋市保育推進保護者会協議会会長
	大脇 巧己	NPO法人さんびいず事務局長
	河盛 重造	芦屋市医師会理事
	藤井 清	芦屋市商工会事務局長
	西村 直樹	芦屋市PTA協議会会長
	野田 京子	芦屋栄養士会会長
	牧野 君代	芦屋市青少年育成愛護委員会会長
行 政	磯森 健二	芦屋市保健福祉部長

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画原案策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づき、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(以下「計画」という。)の原案を策定するため、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画原案策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の原案策定に関する事その他設置目的達成のため必要な事項に関する事を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 子育て支援団体
- (4) 任意の子育てグループ
- (5) 市内で活動する任意団体
- (6) 国又は県の機関
- (7) 社会福祉団体
- (8) 教育関係団体
- (9) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長の指名によりこれを定め、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、児童福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会が芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画を策定した日限り、その効力を失う。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画原案策定委員名簿

	氏 名	所 属 等
学識経験者	(委員長) 中田 智恵海	仏教大学教授
	(副委員長) 佐々木 勝一	京都光華女子大学教授
市民委員	石濱 美奈子	市民委員
	成田 直美	市民委員
団体選出委員	粟田 沙織	芦屋市保育推進保護者会協議会会長
	大脇 巧己	NPO法人さんびいす事務局長
	河盛 重造	芦屋市医師会理事
	藤井 清	芦屋市商工会事務局長
	西村 直樹	芦屋市PTA協議会会長
	野田 京子	芦屋栄養士会会長
	牧野 君代	芦屋市青少年育成愛護委員会会長
行 政	磯森 健二	芦屋市保健福祉部長

芦屋市社会福祉審議会規則

平成18年4月1日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

芦屋市社会福祉審議会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
学識経験者	(委員長) 白石 大介	武庫川女子大学教授
	(副委員長) 小笠原 慶彰	京都光華女子大学教授
	都村 尚子	関西福祉科学大学准教授
	多田 梢	芦屋市医師会副会長
市議会の議員	都筑 省三	芦屋市議会議長
	いとう まい	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長
社会福祉団体等 の代表	加納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会会長
	渡辺 宏子	芦屋市ボランティア連絡会副会長
	亀山 昌也	芦屋市老人クラブ連合会会長
市の職員	岡本 威	芦屋市副市長

芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部設置要綱

平成16年4月1日

(設置)

第1条 次世代育成支援対策行動計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策行動計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策行動計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、保健福祉部を所管する副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(平19.4.1・一部改正)

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、推進本部を代表し、会議を総理する。

3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、保健福祉部長をもって充て、副委員長は、保健福祉部地域福祉課長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求め、若しくは資料の提出を求めることができる。

(平19.4.1・一部改正)

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、保健福祉部長が指名する。

(事務局)

第7条 推進本部の庶務は、児童に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平19.4.1・全改, 平21.7.1・一部改正)

(本部員)

教育長

技監

総務部長

総務部参事(行政経営担当部長)

総務部参事(財務担当部長)

市民生活部長

保健福祉部長

都市環境部長

都市環境部参事(都市計画担当部長)

消防長

教育委員会管理部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

別表第2(第5条関係)

(平19.4.1・全改, 平21.7.1・一部改正)

(幹事会委員)
総務部文書行政課長
総務部行政経営課長
総務部財政課長
市民生活部市民参画課長
市民生活部主幹(男女共同参画推進担当課長)
市民生活部経済課長
市民生活部児童センター長
保健福祉部健康課長
保健福祉部障害福祉課長
保健福祉部こども課長
保健福祉部主幹(保育所担当課長)
都市環境部道路課長
都市環境部都市計画課長
消防本部管理課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長
教育委員会社会教育部スポーツ・青少年課長

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉

子育て未来応援プラン「あしや」

平成 22 年 3 月 発行：芦屋市

住所：〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町 7 番 6 号

TEL：0797-38-2045 FAX：0797-38-2160

編集：芦屋市保健福祉部こども課

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomo/jisedai.html>

子育て未来 応援プラン「あしや」

ともに育てよう 親子のきずな 地域のきずな